

316

137



始





2

316-137



老幼讀諸書

漢書國史解全書

中華書局出版

大正  
6. 3. 7  
購求



第三十五卷

續文章軌範

松平破天荒齋講

先哲遺著追補 漢籍國字解全書第三十五卷

解題

續文章軌範

松平破天荒齋講述

【本書の解題】 續文章軌範は明代隨一の大儒王陽明の高足なる鄒東郭の選なり。本書は謝疊山の文章軌範に漏れたる名文を輯めて其續編となし、文章を學ぶ者をして併せて之を講習せしめんと企圖せしものなること言ふを要せず。故を以て編次の體裁、卷數等、凡て文章軌範に倣ひたれども、文章軌範の大部分が韓柳歐蘇の流暢明快なる名文を以て成れるに異なりて、上は周秦より下は宋末に互りて歴代の名文を選びたるを以て、其作家及び文體の多種多様なること文章軌範の比に非ず。是れ本書の長所なると共に、また其



短所たるを免れず。鄒謙之の識見は謝疊山に及ばず、文章の選擇また文章軌範に及ばずと雖も、文章軌範以外の歴代の名文を僅に七卷に收め、極て初學に便なるものあるを以て、本書は文章軌範に次ぎて廣く學界に行はれたるなり。

然るに文章軌範には漢文註釋書の備はれるもの尠からざるを以て、稍や素養ある篤學者は講習の不便を感じざれども、續文章軌範に至りては、漢文註釋書すらも、備はれるもの無く、之に收めたる文章、又概して佶屈聱牙にして之を解釋すること容易ならざるを以て、其和解書の杜撰なること遙に文章軌範に過ぎたり。廣く學界に繙讀せらるゝ本書にして、初學の津梁たるべき良書の絶無なるは學界の久しく恨事とせし所なり。

本國字解は漢文界に雷名高き松平教授が、學問普及の爲に、先哲の國字解撰述に倣ひて身を小學教師に饗し、通編口語文を用ひて、さ

しもの難文を氷釋し、讀者をして、只、文の讀み易きを見て、其解し難きを感じざらしめたるものなり。俗に謂はゆる痒き處に手の届くとは眞に本書の謂なるべし。之を既出の和解書に比するに、啻に霄壤の差のみならざるを見る。原本が人口に膾炙せるの故を以て、輕に本書を看過すること勿れ。

【原選者傳】 本文の初に詳説したれば茲に之を省く。



# 續文章軌範國字解目次

續文章軌範	一
○選者傳記	一
○作家小傳	二
○司馬遷	二
○屈平	三
○李太白	三
揚雄	四
班孟堅	六
孔德璋	六
○王陽明	六
王符	七
宋玉	七
劉覆說	七
司馬相如	七
魯共公	八

續文章軌範 目次

韓非	八
主父偃	八
李華	八
趙良	九
李斯	九
枚乘	九
谷永	九
徐偉長	九
班彪	一〇
馮用之	一〇
朱伯賢	一〇
賈誼	一〇
中山靖王	一一
鼂錯	一一
路溫舒	一一



司馬光	三
終軍	三
樂毅	三
魯仲連	三
鄒陽	三
李陵	三
李密	三
何武	四
王褒	四
庶子王生	四
王元之	四
卷之一	五
○放膽文	五
進學解(韓文公)	五
伯夷傳(司馬遷)	五
屈原傳(司馬遷)	六
卜居(屈平)	六

漁父辭(屈平)	六
春夜宴桃李園序(李太白)	六
解嘲揚雄	六
答寶戲(班孟堅)	八
北山移文(孔德璋)	七
刑賞忠厚之至論(蘇東坡)	一〇七
卷之二	一三
○放膽文	一三
象祠記(王陽明)	一三
潛夫貴忠篇(王符)	一三
對楚王問(宋玉)	一七
項羽本紀贊(司馬遷)	一三〇
異姓諸侯王表(班孟堅)	一三三
賈柑者言(劉覆瓿)	一三七
難蜀父老(司馬相如)	一四一
貨殖傳一章(司馬遷)	一五一
卷之三	一六〇

○放膽文	一六〇
酒味色論(魯共公)	一六一
說難(韓非)	一六三
諫伐匈奴書(主父偃)	一七四
弔古戰場文(李華)	一八一
游俠傳序(司馬遷)	一八九
說商君(趙良)	一九六
上諫獵書(司馬相如)	二〇二
○逐客上書(李斯)	二〇五
諫吳王書(枚乘)	二二〇
論神怪(谷永)	二二〇
卷之四	二二五
○小心文	二二五
法象論(徐偉長)	二二五
王命論(班彪)	二二六
機論(馮用之)	二四八
本論(六一居士)	二五三

諫論(蘇東坡)	二七三
觀過斯知仁論(蘇東坡)	二八四
孔子從先進論(蘇東坡)	二八八
續楚語論(蘇東坡)	二九五
酷吏傳序(司馬遷)	三〇三
論志(朱伯賢)	三〇七
卷之五	三〇〇
○小心文	三〇〇
過秦論(中賈誼)	三〇一
過秦論(下賈誼)	三〇二
論巴蜀檄(司馬相如)	三〇八
報任安書(司馬遷)	三三五
開樂對(中山靖王)	三六〇
論貴粟(晁錯)	三六六
上尚德綏刑書(路溫舒)	三六九
喜雨亭記(蘇東坡)	三六九
政事堂記(李華)	三六九



諫院題名記(司馬光)……………三九二

卷之六……………三九三

○小心文……………三九三

白麟奇木對終軍……………三九三

報燕惠王書(樂毅)……………三九八

遺燕將書魯仲連……………四〇五

獄中上梁王書(鄒陽)……………四一三

答蘇武書(李陵)……………四一五

後出師表諸葛孔明……………四一六

陳情表(李密)……………四二五

郤聘書(謝枋得)……………四三一

卷之七……………四三四

○小心文……………四三四

樂書贊(司馬遷)……………四二七

孔子世家贊(司馬遷)……………四二七

范雎蔡澤傳贊(司馬遷)……………四二七

張耳陳餘傳贊(司馬遷)……………四二七

蒯伍江息夫傳贊(班孟堅)……………四二七

言傳喜書(何武)……………四二七

梓人傳(柳宗厚)……………四二七

聖主得賢臣頌(王褒)……………四二七

五代史伶官傳序(六)……………四二七

與蓋寬饒書(庶子王)……………四二七

賀進士王參元失火(柳柳州)……………四二七

待漏院記(王元之)……………四二七

# 續文章軌範國字解

破天荒齋 松平康國講述

## 續文章軌範

### 選者傳記

鄒守益、字は謙之、安福の人、父賢、字は恢方、弘治九年の進士、南京大理評事を授けられ、數條奏あり、福建僉事を歴官し、武平の賊渠黃友勝を禽にす、家に居り、孝友を以て稱せらる、守益、正徳六年の會試第一に擧げらる、王守仁の門に出で、廷對第三人を以て翰林院編輯を授けられ、年を踰えて告歸し、守仁に謁し、學を贛州に講ず、宸濠反するや、守仁の軍事に與かる、世宗位に即き、始めて官に赴く、嘉靖三年、帝、興獻帝の本生の稱を去らんと欲す、守益、疏を以て諫む、旨に忤ひ責めらる、月を踰え復上疏して曰く、陛下、本生の恩を隆にせんと欲し、屢、群臣に下して會議せしむ、群臣、禮に據つて正言せば、詰讓を蒙るを致す、道路相傳へて孝長子の稱あり、昔し曾元、父の

疾に寢するを以て簀を易ふるを憚る、蓋し愛の至り也、而して曾子之を責めて姑息と曰ふ、魯公、天子の禮樂を受けて以て周公を祀る、蓋し尊の至りなり、而して孔子之を傷んで曰く、周公其れ衰へたりと、臣願はくは、陛下、姑息を以て獻帝に事へ、而して後世をして其れ衰へたりとの嘆あらしむる勿かれ、且つ群臣、經を授き古を證す、陛下、意を正統に専らにせんを欲す、此れ皆陛下の爲に忠謀す、乃ち察せずして之を督過し、忤ひつ慢と謂ふ、臣、前史を歴觀するに、冷褒、段熲の徒の如き、當時の謂はゆる忠愛、後世の斥けて邪媚となす所なり、師丹、司馬光の徒、當時の謂はゆる欺慢、後世の仰いで正直となす所なり、後の今を視る、猶今の古へを視るが如し、望むらくは、陛下、過を改むるに吝ならず、群臣の忠愛を察し信じて之を用ひ、復其國を去る者を召し、姦人をして國是を動搖し、宮闈を離間せしむる勿かれ云々と、帝大に怒



り、詔獄に下して拷掠し、廣徳州の判官に誦す、淫祠を廢し、復初書院を建て、學者と其間に講授す、稍南京禮部郎中に遷る、州人、生祠を立て、以て祀る、官太常少卿兼侍讀學士に至る、學者、東廓先生と稱す、卒して文莊と諡す、

續文章軌範作家小傳(正編の作)

司馬遷 〔前漢〕

司馬遷、字は子長、龍門に生れ、十歳にして能く古文を誦す、二十歳の時、南方なる江水、淮水の邊に遊び、吳の會稽に上り、西に轉じて九疑山を望み、阮湘二江に浮び、北は汝泗を渡り、業を齊魯の間に講じ、孔子の遺風を觀たる後、梁楚を過ぎて歸れり、其到る處偉人傑士に交はり、民風土俗を察し、識見を長じ文氣を養ひ、得る所極めて多かりき、仕へて郎中となり、使を奉じて巴蜀に至る、遷の父を談と曰ふ、武帝の時、太史令たり、其將に卒せんとするや、遷の手を取り、泣いて之に屬して曰く、余が先祖は周室の太史なりしも、後世に及び衰微に赴けり、夫れ孔子、舊を修め

廢を興し、詩書を論じ春秋を作りしより、學者、今日に至るまで之に則る、今漢興つて海内を一統す、余太史となつて論撰せざらば、天下の史、恐らくは廢らん、余甚だ懼る、余死せば、汝必ず太史となるべし、吾が論著せんと欲する所を忘る、勿かれと、遷、首を俯し、流涕して曰く、小子不敏と雖も、請ふ悉く先人の次する所の舊聞を論じて、敢て缺かざるべしと、談卒せし後三歳にして、遷は太史に任じ、石室金匱に藏めたる群書を抽き、大に編纂の業に着手せし處、李陵の禍に遇ひて幽せられたり、李陵は漢の將軍を以て匈奴を征し、力盡きて降りしものなるが、遷は其罪なきことを辯じたるため、己れ反つて繯縄を受くるに至りしなり、然るに家貧しくして罪を贖ふの資なく、交遊親近の者之を救はざりしかば、遂に腐刑とて、生殖器を斷たる、の刑に陥りぬ、乃ち喟然として嘆すらく、昔し西伯は姜里に拘はれて周易を演べ、孔子は春秋を作り、屈原は放逐せられて離騷を賦し、左丘明は明を失つて國語あり、孫子、脚を腫せられ、兵法修列す、不韋、蜀に遷され、世に品質を傳へ、韓非、秦に囚はれて、說難、孤憤あり、詩三百篇は、大抵聖賢の發憤

の爲に作る所なり、此の人、皆意鬱結する所あり、其道を通ずるを得ず、故に往事を述べて來者を思ふ、僕近ごろ自ら無能の辭に託して、天下の放失せる舊聞を網羅し、之を行事に考へて、其成敗興壞の理をはかる、凡そ百三十篇、亦以て天人の際を究め、古今の變を通じ、一家の言を成さんと欲す、草創未だ就らず、適此禍に會ひ、其成らざるを惜む、是を以て極刑に就いて愠色なし、僕誠に已に此書を著し、之を名山に藏し、之を通邑大都に傳へば、則ち僕前日の責を償ひ、萬に誅戮せらると雖も爰に悔あらんやと、遂に黃帝以來、武帝の獲麟に至るまでの事實を編して一書となす、史記是れなり、

屈平 〔戰國〕

本書に、史記の傳あり、

李太白 〔唐〕

李太白、名は白、太白は其字にして、青蓮と號す、蜀の人、或は云ふ、山東の人と、漢の大將軍李廣の後なり、其母、長庚星を夢みて白を生む、十歳の時より詩書に通じ、兼ねて百家の書に涉る、人となり倜儻にして、

大志を抱き、戰國策士の風あり、魯仲連、張良の人となり慕ひ、好んで劍を撃ち、任俠を事とせしが、二十歳の時、禮部尚書蘇頌、益州の長史となるや、白、之を路に迎へて謁を通せしに、題其人に謂つて曰く、此人天才英特なり、如し益するに學を以てせば、相如に比すべしと、州に擧げられしも辭して應ぜず、岷山に至り、東巖子に従つて道を學ぶこと數年、後四方に周流し、孔巢父等と徂徠山に酣飲し、竹溪六逸の名あり、其安陸に留まるや、適郭子儀、軍伍に在つて罪を得、將に刑せられんとす、白、其常器に非ざるを知り、主帥に説いて之を救ふ、天寶の初め、劍中に於て道士吳筠と友たり、筠の召さるゝに及び、白を朝廷に薦む、白、已に京師に入り、賀知章と紫極宮に遇ひしに、知章嘆じて曰く、子は謫仙人なりと、玄宗、謁を金鑾殿に賜ひ、問ふに時事を以てす、勅を奉じて答蕃の書を草す、筆を下すこと風雨の如し、又宣唐鴻猷一篇を上る、帝之を嘉して、七寶床に食を賜ひ、御手を以て羹を調ず、此れより翰林に供奉して密命を掌り、恩寵極めて厚し、御苑の興慶池東に沈香亭あり、亭前多く牡丹を植る、花正に開く、帝、貴妃と共に此に幸



し、李白を召し、詩を作らしめんとして之を召し、  
に、白、此時、寧王の邸にて酒に酔ひ、臥して前後を知  
らず、左右、水を把つて其面に沃ぎ、扶け興して至ら  
しむ、白は高力士をして靴を脱せしめ、殿に上るや、  
美人、爲に墨を磨し、白、直ちに筆を援いて、清平調三  
首を賦す、帝、樂官李龜年に命じ、新曲を以て之を歌  
はしめ、貴妃、七寶杯を持し、西涼州の葡萄酒を與ふ、  
是れより寵眷益々加はる、然るに高力士は、太白の靴  
を脱ぎしことを耻ぢて深く之を銜み、清平調の第二  
首にある「可憐飛燕倚新粧」の句を以て、貴妃を激し  
て曰く、漢の成帝の時、趙飛燕、人と通ぜしを假り、  
譏刺を逞しうせしなりと、蓋し貴妃は安祿山を養子  
とし、醜聲の外に聞えたるを以てなり、是故に帝、白  
に官を授けんとせしも、貴妃の阻む所となり、而して  
又他に之を論ずる者ありしかば、帝之に金を賜ひ、山  
に還らしむ、是れより四方を漂遊す、安祿山の反す  
る、太白、方に廬山に在り、時に永王璘は、江陵府の都  
督を以て四道の節度使を兼ね、白の才名を聞き、府の  
僚佐となす、其叛して江を降るに及び、太白を脅して  
共に行かしむ、璘敗れし後、坐して潯陽の獄に繋が

る、此の時に方り、曾て白の爲に刑死を免れたる赫子  
儀は、勳業並ぶ者なく、重きを天下に爲し、が、其舊  
恩を思ひ、己れの官爵を以て太白を贖ひしかば、死を  
免れて夜郎に流されしも、未だ至らずして赦に遇ひ、  
年六十二にして卒す、

### 揚雄 [前漢]

揚雄、字は子雲、蜀の成都の人、儒を以て後漢の王莽  
の時に著はる、學を好み、博覽にして見ざる所なし、  
唯口吃にして、思ふまゝに談する能はず、専ら思索を  
好めり、家貧しく、産、十金に過ぎず、然れども意妄如  
たり、哀帝の時、丁傅、董賢等、國政を擅にし、之に附  
隨するもの、皆榮進を得て、二千石に至りしものあ  
り、雄は方に太玄を草し、富貴を顧みざる者の如し、  
或人雄を嘲るに玄の尙白きを以てす、雄の之を辯ぜ  
しもの、即ち解嘲是れなり、又法言十三篇を著はす、  
初め四十歳の時、京に入るや、人其文の相如に似たる  
を言ふ、後漢、賦を上りしにより、郎給事、黃門に除  
せらる、王莽、漢の天下を奪ふに及び、年功を以て大  
夫となる、嘗て太玄を作るや、卒業に莽の功徳を頌し

て、伊尹、周公に比せしが、此に至つて又劇秦美新と  
云へる文を作つて、莽を頌せり、劉歆、曩に莽に従つ  
て奇字を學びたる事ありしが、秦の罪を得て誅せら  
るゝに及び、雄も之に關係ありとの嫌疑を以て、捕吏  
の來り向ふや、雄は天祿閣の上に書を校し居たるが、  
自ら免れざることを知り、閣上より身を投ぜり、然る  
に王莽は、雄が深く秦の事に關係せざりしことを知つ  
て、之を許せり、雄は好古の士にして、著作により名  
を後世に成さんと欲し、經は易より大なるはなしと  
て太玄を作り、傳は論語より善きはなしとて法言を  
作り、史篇は倉頡より善きはなしとて訓纂を作り、箴  
は虞箴より善きはなしとて州箴を作り、賦は離騷よ  
り善きはなしとて反つて之を廣め、辭は相如より麗  
なるはなしとて、其本を斟酌し、相互に倣依して馳聘  
すとは、其自ら言へる所なり、劉歆、其太玄、法言を觀  
て、雄に謂つて曰く、空しく自ら苦むのみ、今の學者  
祿利あるも、而も尙易を明かにする能はず、又玄を如  
何ん、吾れ恐らくは、後人の用ひて醬瓿を覆はんこと  
をと、雄笑つて應ぜず、常に自ら謂ふ、千歳の揚子雲  
を俟つと、千歳の後、己れの如き人あらば、必ず之を

賞すべしとなり、七十一歳にして卒す、宋の大儒朱子  
は、其通鑑綱目に、莽大夫揚雄卒すと書し、筆誅の法  
を用ひたるが、雄の人物たる、一學究に過ぎざれば、  
固より齒牙に掛くるに足らず、古來眞の學者は多く  
事業に顯はれ、學者を以て顯はるゝもの、多くは技術  
的の人物にして、或は世事に迂濶なるものか、又は虛  
名に汲汲たる者のみにて、大義を以て之を責むるに  
足らざる者多し、何ぞ獨り揚雄を責むべけん、然れど  
も學究としては彼れ實に漢代の大家なり、而も其才  
の多方面なるに至つては、多く其比を見ず、又其學說  
の中、一種獨得のものあり、抑、人生に關し、孟子は性  
善と曰ひ、荀子は性惡と曰ふに對し、揚が性善惡混  
と曰ひたるが如き是れなり、唐の韓退之は揚雄を推  
すこと甚だしく、其文中に揚の名を擧ぐるもの一に  
して足らず、讀荀子には之を荀子に比して曰く、孟子  
は醇乎として醇なる者なり、荀と揚とは、大醇にして  
小疵なりと、宋の司馬光に至つては更に極端なり、曰  
く、嗚呼揚子雲は眞の大儒なる者か、孔子歿後、聖人  
の道を知る者は、子雲に非ずして誰れぞ、孟荀は殆ん  
ど擬するに足らず、況んや其他をやと、



### 班孟堅 [後漢]

班孟堅、名は固、孟堅は其字なり、扶風に生る、後漢の人、父を彪と曰ふ、高才あり、著作を好み、深く史籍を研究せしが、司馬遷の史記が、武帝の太初以後を缺き、好事の者之が續修を試みたる者あれども、卑俗にして觀るに足らざるより、志を立て、之を補はんと欲し、已に傳數十篇を作りしかども、完成に至らずして歿せり、孟堅は博く群籍に通じ、究めざる所なし、父の遺志を續ぎ、修史の業に着手せし處、國史を改作せしとの嫌疑を以て、一たび京兆の獄に繋がる、其弟超、闕下に上書して冤を訴ふ、顯宗、其史稿を覽て之を奇とし、蘭臺の令史に除し、後に郎官となり、祕書を校す、帝命じて前に著はし、史稿を完成せしむ、是れ即ち漢書にして、筆を高祖に起し、王莽の誅に至るまで、十二世二百三十年間に亙り、分つて十二本紀、十志、七十列傳とす、但し八表と、十志の中の天文のみとは未だ完からず、其妹昭と云ふもの、章帝の命により之を補成す、彼れは又兩都賦の作者として知らる、肅宗、文雅を好みしかば、頗る寵幸せらる、然るに

晩年に至り、事を以て獄に繋がれ、幽死す、時に六十一、其遺篇は、典引、賓戲を初めとして、凡そ四十一篇あり、

### 孔德璋 [北齊]

孔德璋、名は珪、德璋は其字なり、會稽山陰の人、南北朝の時、齊の明帝に仕へ、南郡の太守となる、風韻清高にして、文詠を好み世務を樂まず、居宅には盛んに山水を營み、凡に倚つて獨酌し、日を終ふるまで雜事なし、門庭の内、草萊剪らず、中に蛙鳴あり、或人之間うて曰く、陳蕃たらんと欲するかと、珪曰く、我れ此れを以て兩部の鼓吹に當つ、何ぞ必ず蕃に效はんやと、仕へて散騎常侍に至る、

### 王陽明 [明]

王陽明、名は守仁、字は伯安、餘姚の人、明の憲宗の咸化八年に生る、書屋を陽明洞に築きて、陽明山人と號す、默坐研學、孟子良心の二字を以て學旨となす、其説は、善なく惡なきを心の體となし、善あり惡ありを意の動とし、善を知り惡を知るを良知とし、善をなし惡を去るを格物とす、門人天下に遍く、稱して陽明先

生と曰ふ、官は兵部尙書に至る、寧王宸濠の亂を平ぐるの功を以て、新建伯に封せらる、世宗嘉靖七年、病を以て南安に死す、年五十七、謚して文成と曰ふ、卒するの日、門人周積を召し入れ、目を開いて曰く、吾れ去ると、積、涙下り、遺言ありやと問ふ、陽明微笑して曰く、此の心光明、亦復何をか言はんと、其文豪健俊偉にして、明一代の冠冕たり、

### 王符 [後漢]

王符、字は節信、安定臨溪の人、少にして學を好み、志操あり、耿介俗に同じからず、此を以て升進を得ず、乃ち隱居して書三十餘篇を著し、以て當時の得失を譏り、潜夫論と稱す、

### 宋玉 [戰國]

宋玉は楚人にして、屈原の弟子、楚に仕へて大夫となる、

### 劉覆瓿 [明]

劉覆瓿は、名を基と曰ひ、字は伯溫、青田の人、幼にして隸異、元の至順中、進士となり、高安丞に除せられ、

廉直の名あり、志を得ずして罷め歸り、酣飲して樂みとなす、又郁離子を著して志を見はす、明の太祖、金陵に下るに及び、謁して時務を陳す、遂に之を佐けて天下を定む、人となり慷慨にして大節あり、事を料ること神の如し、帝其至誠を察し、信用極めて深く、常に老先生と呼んで名を謂はず、吾が子房なりと曰ふ、弘文館學士を授け、誠意伯に封す、作る所の文章、氣昌んにして奇なり、宋濂と共に明初の太宗と稱せらる、著す所、覆瓿集、犁眉公集あり、卒する年六十五、

### 司馬相如 [前漢]

司馬相如、字は長卿、蜀の成都の人、少より讀書を好み、又擊劍を學ぶ、漢の景帝に仕へ、武騎常侍となりしが、去つて梁の孝王の客となり、子虛賦を著す、王薨じ家に歸りしも、貧にして餬口に苦み、臨功の令王吉に倚り、其他の豪家卓王孫、令の家に貴客ありと聞き、令と客とを招飲す、王孫の女文君、新に寡となつて家に在り、相如、琴心を以て之を挑み、遂に相携へて出奔す、武帝、子虛賦を讀んで之を愛し、召して至らしむ、帝の爲に上林賦を作る、辭賦家として漢代に



獨歩す、

### 魯共公 [春秋]

傳なし、

### 韓非 [戰國]

韓非は戰國の時の人、韓の疎遠なる公族にして、初め荀子の門に入り、李斯と同窓たり、刑名法術の學を喜び、黃老を以て本となす、其人となり、口吃にして言論に不適當なりしかば、好んで書を著せり、韓の國勢衰へて版圖日に削らるゝことを慨し、書を上つて韓王を諫められたれども用ひられず、乃ち書十餘萬言を作る、是れ今に傳はる所の韓非子の大部分なり、秦の始皇之を觀て曰く、此人と遊ぶことを得ば、死すとも恨みずと、李斯が其韓非の作なることを告ぐるや、韓非を秦に致すの策として急に韓を攻めし處、韓王は果して韓非をして秦に使せしめたり、秦王之を留め、其説を悦びしも未だ信するに至らず、李斯、姚賈、秦王に讒して曰く、非は敵國の間諜にして秦に害あらんとすと、非は之がため獄に投ぜられ、藥を飲んで死せり、

### 主父偃 [前漢]

主父偃は齊の臨菑の人なり、長短縱横の術を學ぶ、晩に乃ち易、春秋、百家の言を學び、齊の諸侯の間に遊ぶ、能く厚く遇するものなし、因つて以爲へらく、諸侯遊ぶに足らずと、西の方關に入り、衛將軍を見る、將軍數天子に言ふと雖も天子召さず、乃ち書を闕下にする、朝に奏して暮に召さる、其言ふ所は九事にして、中の八事は律令たり、一事は何奴を撃つことを諫むるもの、天子召し見て曰く、公等皆安くにかある、何ぞ相見ることの晚きやと、乃ち主父偃を拜して郎中となす、時に嚴安、徐樂の二人も亦入見す、故に公等と曰ひしなり、

### 李華 [唐]

李華、字は遐叔、唐の趙州贊皇の人、毎に汲黯の人となりて慕ひ、累りに進士、宏辭の科に中る、天寶十一載、監察御史に遷る、劾按、顯貴を避けず、州縣肅然たり、權力者に嫉まれ、左補闕に移り、大曆の初めを以て卒る、初め李華、含元殿の賦を作り、蕭穎士に示す、穎士曰く、景福の上、靈光の下なりと、華の文辭は婉

麗にして、宏壯の氣少し、而して穎士は則ち雄健なりしかば、時論は穎士を以て勝れりとせり、然るに華は自ら彼れに過ぎたりと思へり、因つて古戰場を弔するの文を作り、思ひを極めて成る、故書の中に雜へ置き、他日穎士と之を讀み、工と稱す、華問ふ、今誰か及ぶべきと、穎士曰く、君精思を加へよ、便ち能く至らんと、華、愕然として服す、

### 趙良 [戰國]

傳なし、

### 李斯 [秦]

李斯は楚の上蔡の人にして、初め韓非と共に荀子を師とせり、始皇に仕へて客卿となり、進んで丞相となる、始皇が封建を廢して郡縣となし、中央集權の制を立てたるが如き、概ね李斯の力にして、其政治的手腕頗る觀るべきものあり、又荀子に學びたる結果、其文は一種豐綽の性質を帯び、作家としては秦代第一の代表者なりと謂ふべし、其作の世に傳はるもの、諫逐客書、督責書、及び獄中上書等なるが、諫逐客書を第一とす、又泰山以下刻石の銘も、李斯の手に成るとの

説あり、

### 枚乘 [前漢]

枚乘、字は叔、淮陰の人にして、吳王濞の郎中となる、王之逆を謀るとき、書を上つて之を諫む、王用ひずして竟に執へらる、乘之に因つて名を世に知らる、後、梁に遊ぶ、梁の客皆能く辭賦を屬せしも、能く乘の上に出づるものあらず、武帝、位に即くに及び、安車蒲輪を以て之を徵せしも、未だ至らずして途に死せり、乘の辭賦は司馬相如に次ぎ、東方朔、枚阜と名を齊しうせり、

### 谷永 [前漢]

谷永、字は子雲、長安の人、五侯の上客となる、汎く經書に達し、杜欽、杜鄴と等し、其博洽なることは、則ち揚雄及び劉向父子の如くなる能はず、只天官、京氏易に於て最も密なり、隨つて善く災異を言ふ、大司農に終る、

### 徐偉長 [三國]

徐偉長、名は幹、三國の時、魏に事へて司空軍謀祭酒



據となる、詩を善くし、建安七子の一に居る、文帝、書を元城の令吳質に與へて曰く、偉長獨り文を懐き質を抱く、恬淡寡慾、箕山の志あり、彬彬たる君子と謂ふべしと、中論二十餘篇を著す、

### 班彪 [後漢]

班彪字は叔皮、扶風安陵の人なり、性沈重にして古を好む、年廿餘の時、更始の兵敗れ、三輔大に亂る、隗囂方に衆を天水に擁せしを以て、彪、難を避けて之に従ふ、囂、之に問うて曰く、往きには周亡びて戰國並び争ひ、天下分裂、數世にして而して後定まる、意ふに縱横の事、復今に起らんか、將に運を承け迭ひに興る、一人に在らんとするなり、願はくは生試みに之を論ぜよと、彪乃ち王命論を著し、以て之を動かさんと欲す、而して囂終に寤らず、遂に地を河西に避け、寵融に勸めて漢に歸せしむ、光武素より彪が材あることを聞き、召し入れて之を見る、司隸茂才に擧げられ、徐の令に拜し、後望郡の長となり、吏民之を愛す、年五十二にして官に卒す、二子を固と曰ひ、超と曰ふ、固は即ち漢書の著者を以て知られ、超は武功を以

て定遠侯に封せらる、

### 馮用之

傳なし、

### 朱伯賢 [明]

朱伯賢、名は右、伯賢は其字、臨海の人なり、明の洪武三年、朱濂の薦めを以て召されて元史を修し、翌年翰林院編修に除せられ、又洪武正韻を修むるに與かる、伯賢、學問該博にして、尤も書、禮、春秋に長ず、其文深醇精確、簡にして度あり、其作る所、一に經を以て本となす、

### 賈誼 [前漢]

賈誼は洛陽の人なり、世に賈生と稱す、年十八にして能く詩を誦し文を屬するを以て、其名、郡中に聞ゆ、河南の守吳氏、其秀才なるを聞き、之を門下に召寄せて愛養す、文帝初めて立ち、吳を京師に徵して廷尉となすに及び、賈生を帝に薦め、帝以て博士となす、時に年二十餘、博士に於て最も少年なりき、然れども詔令の議下る毎に、諸老先生の言ふ能はざる所の者を

### 鼂錯 [前漢]

鼂錯は河南潁川の人なり、人となり峭直深刻、申商刑名の學を修む、漢の文帝の時、尙書に通ぜしものなり、然るに山東の濟南に伏生と云ふ人あり、秦の博士にして尙書に通せしも、年已に九十餘にして徵す能はざりしが故に、錯に命じ、之を受けしむ、已にして太子舍人より累進して博士となる、上書して太子に刑名の學を修めしめんことを乞ひ、遂に太子の家令となり、辯を以て幸せられ、智囊の名あり、上書して匈奴に對する策を陳じ、嘉納せらる、又賢良文學の對策に應じ、百餘人中第一を得て中大夫となる、諸侯の地を削り、法令を改めんことを言ふ、景帝の時大に用ひられ、内史に進む、景帝、錯の議に従ひ、諸侯の地を削りしかば、遂に吳楚七國の反あり、然るに錯は、己れ發議者たる責任あるに拘はらず、自全の計を爲ししがため、讒言に罹つて殺されたり、錯の文は、賈生に比して剴切なる處あり、其貴粟疏の如きは、漢に於ける經濟的上書の冠冕なりと謂ふべし、

### 路溫舒 [前漢]

言ふにより、人皆其能を認む、帝深く之を悦び、一歳の中、九たび其官を進めて太中大夫となす、賈生以爲へらく、漢興りしより已に二十餘年、天下、太平の世となる、宜しく正朔を改め、服制を易へ、制度を立て、禮樂を興すべしと、案を作り、之を上る、帝其大に用ふべきを知り、公卿の位を授けんとせしに、絳、灌、馮敬の徒、帝に讒して云ふやう、洛陽の人年少初學、専ら權を擅にし、諸事を紛亂せんとすと、帝此言に惑ひ、賈生を疎んずるに至りしが、遂に貶して長沙王の大傅となす、長沙に至る途次、湘水を渡るに及び、賦を作つて屈原を弔ふ、是れ屈原は忠を以て讒に遇ひ、汨羅に投せし人なるを以て、此れを借り自ら弔せしに外ならず、其後一たび召されて京師に至り、又出されて梁の懷王の傅となる、王は文帝の少子なり、賈生屢、上書して云ふ、諸侯或は數郡を連ぬ、是れ古への制に非ず、宜しく之を削るべしと、文帝之を行ふ能はず、年二十三にして卒す、

### 中山靖王 [前漢]

中山靖王名は勝、漢の景帝の第九子



路溫舒、字は長君、鉅鹿東里の人なり、父は里の監門にして、溫舒をして羊を牧せしむ、溫舒、澤中の蒲を取り、截つて以つて牒となし、編んで以て書を寫し、之を習ふ、已にして獄の小吏たることを求め、因つて律令を學び、轉じて獄吏となる、縣中の疑事は皆彼れに問ふ、太守、縣を巡り、見て之を異とし、決曹の吏に署す、又春秋を受け、大義に通じ、孝廉に擧げられて山邑の丞となる、宣帝の時、臨淮の太守に遷る、治に異績あり、

司馬光 [宋]

司馬光、字は君實、陝州夏縣の人、生れて七歳、凜然として成人の如し、群兒と戯る、一兒、甕に登り、水中に投ず、光、石を持ちて甕を破り、之を救ふ、進士より端明學士に進み、永興軍に知たり、青苗助役の不便を言ひ、西京御史臺に判す、洛に歸りし後、口を絶つて政事を論ぜず、詔を奉じて史を編し、十九年を閲して成る、神宗、名を資治通鑑と賜ひ、資政殿大學士を加ふ、洛陽に居る十五年、天下以て眞宰相となす、元祐元年九月卒す、年六十八、溫國公を贈り、文正と諡す、少よ

り老に至るまで、未だ嘗て妄語せず、自ら言ふ、平生人に對して言ふべからざることをなしと、薨するに及び、京師の人、市を罷め往いて弔ひ、或は之を巷に哭す、

終軍 [前漢]

終軍、字は子雲、濟南の人なり、少にして學を好み、辨博にして能く文を屬するを以て郡中に聞ゆ、年十八、武帝選んで博士の弟子となす、歩して關に入る、關吏之に繻を與へ、還るとき以て符を合すべきを言ふ、軍曰く、大丈夫西遊終に還らずと、繻を棄て、去る、後南越に使す、王、國を擧げて内屬せんと請ふ、其相呂嘉可かず、攻めて其王及び漢の使者を殺す、軍亦死す、時に年二十餘、

樂毅 [戰國]

樂毅は魏の將樂羊の後、賢にして兵を好み、燕の昭王、身を屈し士に下り、以て賢者を招くと聞き、魏より燕に往き、之に臣事し亞卿となる、毅、燕の爲に齊を破つて、其七十餘城を下す、昭王卒し、子惠王立つ、初めより毅と隙あり、敵の反間を聽き、騎劫をして代

つて將たらしめ、毅を召す、毅、誅を畏れて遂に趙に奔る、後、王之を悔い、人をして毅を責めしむ、毅乃ち書を以て之に報す、

魯仲連 [戰國]

魯仲連は齊人なり、奇偉俶儻の畫策を好み、肯て仕官せず、適燕の將攻めて聊城を下す、聊城の人之を燕に讒する者あり、燕の將、誅を懼れ、因つて聊城を保ち敢て歸らず、齊の田單、聊城を攻むれども、歳餘下らず、魯仲連乃ち書を作り、之を矢に約して、以て城中に射、燕の將をして兵を罷めしむ、齊王之を爵せんと欲す、仲連海上に逃れて曰く、吾れ富貴にして人に屈せんよりは、寧ろ貧賤にして世を輕んじ志を肆にせんと、是より先き、秦、趙を圍むこと急なり、魏、新垣衍をして趙に説き、請うて秦を帝とせしむ、仲連、衍を見て曰く、秦は虎狼の國なり、彼れ若し肆然として帝たらば、連、東海を踏んで死せんのみと、秦軍之を聞き、却くこと五十里、衍曰く、吾れ今乃ち仲連が天下の士なることを知ると、

鄒陽 [前漢]

鄒陽は齊人なり、梁に遊び、故の吳人莊忌夫子、淮陰の枚生が徒と交る、羊勝、公孫詭等之を惡み、梁の孝王に讒す、孝王怒り、之を吏に下して殺さんとす、陽、獄中より上書して冤を訴ふ、孝王、人をして獄中より出さしめ、擧げて上客とす、

李陵は將軍李廣の孫、天漢二年、貳師將軍李廣利、三萬騎に將として、匈奴の右賢王を祁連天山に撃つ、時に陵をして其射士歩兵五千に將とし、居延の北千餘里の處に出で、以て匈奴の勢を分たしむ、單于、兵八萬を以て陵が軍を圍撃す、陵が軍五千、兵矢盡く竭き、食乏しくして救兵至らず、匈奴急に撃つて陵を招き下す、陵曰く、面目の陛下に報ゆるなしと、遂に匈奴に降る、單于、陵が家聲を聞くを以て其女を妻はせ、之を貴くす、漢聞いて陵が妻子を族す、

李密 [晉]

李密、字は令伯、犍爲武陽の人なり、一名は虔、父早く亡す、母何氏、改醮す、密時に年數歳、祖母の劉氏に養はる、少時蜀に仕へて郎となる、蜀亡ぶる後、晉より



徴せられ、太子の洗馬となる、密、祖母の老いたるを以て命に應ぜず、表を上つて情を陳す、帝之を覽て曰く、士の名ある、虚ならずと、其誠欵を嘉し、奴婢二人を賜ひ、郡縣をして其祖母に奉膳を供せしむ、祖母歿し、服終る、後尙書郎に徙り、河内温の令となり、漢中の太守に左遷す、

### 何武 [前漢]

何武、字は君公、蜀郡郫の人、諫大夫に拜せらる、成帝の時、太司空に累進す、人となり仁厚、好んで士を進め、人の善を獎稱す、楚の太史となる、王莽、宰衡となり、陰に己れに附せざる者を誅するや、誣ひられて自殺す、

### 王褒 [前漢]

王褒、字は子淵、蜀の人なり、宣帝、其軼才あるを聞き、徴して建議大夫となす、

### 庶子王生 [前漢]

傳なし、

### 王元之 [宋]

王元之、名は禹偁、元、之は其字なり、鉅野の人、世農家たり、九歳文を能くす、進士に擢せられ、遷つて太理評事に至る、端拱の初め、太宗、其名を聞き召し試みて右拾遺に擢し、史館に直し、緋を賜ふ、

## 續文章軌範卷之一

### 放膽文

### 進學解

### 韓文公

謹題 禮記の學記に云ふ、不善問答者反之、此皆進學之道也と、進は達なり、解とは辨明なり、此の種の體は、東方朔の答客難に始まり、揚雄、之に擬して解嘲を作る、後又崔駰の達旨、班固の賓戲、張衡の應問あり、韓文公が二度目に國子博士となるや、才高きに拘はらず、數、官を黜けられ、位地を墜されたるを以て、此の文を作り、己れの境遇を述べたるが、執政覽て、其才を奇とし、吏部郎中史館修撰の官を授けたり、  
大旨 聖賢と雖も不遇を免れざるが故に、己れが閑散の職に在ることは、兎も角、相當と心得ざるべからずと云ふに在り、  
目的 己れが業に勤めて道に功あり、文章に長じて完全の人物にてありながら、位地を墜されたる不平を洩すに在り、

大段落 凡そ三大段より成る、第一大段は篇首より「無患有司之不公」に至る、學生を獎勵する辭なり、第二大段は「言未既」より「反教人爲」に至る、己れが才學と德行とありながら逆境に陥る位ゆる、到底人に教ふる資格なきことを言ふ、第三大段は「先生曰吁子來前」より篇尾に至る、現在の境遇は固より自分に取つて適當なれば、悲みもせず又怨みもせざることを言ふ、  
國子先生晨入大學、招諸生立館下、誨之曰、業精于勤、荒于嬉、行成于思、毀于隨、方今聖賢相逢、治具畢張、拔去兇邪、登崇峻良、占小善者率以錄、名一藝者無不庸、爬羅剔抉、刮垢磨光、蓋有幸而獲選、孰云多而不揚、諸生業患不能精、無患有司之不



明、行患不能成、無患有司之不公第一小段の第一

訓義 「國子先生」國子とは國子館のことにして、唐の大學の名、韓文公は國子四門博士なりしかば、自ら國子先生と稱せしなり、自ら先生と稱することは、皇甫謐の三都賦より始まる、先生とは學者の通稱なり、「誨」訓戒するを謂ふ、「業」學問を指す、「精」善くなるなり、熟するなり、「荒」田畝の荒るゝが如く散散になること、「嬉」遊樂なり、「毀」破壞なり、「隨」己れの思ふ通りになして、是非を考へざるなり、「治具」政治の機關、法令、制度是れなり、「登崇」登庸尊崇なり、「峻良」峻は俊に同じ、千人萬人に傑出する者、良は美質あり、又は能力ある人、「占」享有と云ふが如し、「録」記録に書き留むること、「庸」用に同じ、「爬羅剔抉」爬は熊手を以て搔き寄すが如きを謂ふ、羅は鳥を取る絲罟、活用して網にて執ふる意に用ふ、剔は骨を解剖すること、抉はくじり出すこと、俱に力を極めて旁く求むるの意味、「刮垢磨光」垢を刮り取り、光を磨き出す、俱に人材を造り上ぐる意味、

し、役人の不明であつて見損なふことを心配するに及ばず、行ひの完全ならざることを心配すべし、役人の不公平であつて依怙することを心配するに及ばずと、

文法 「無患有司」の四句は進學の主旨なり、但し作者の不平は有司の不公不明なるに在り、然るに反つて諸生に向ひ、各々己れの盡すべき所を盡すべく、有司の不公不明を憂ふる勿れと云ふ、是れ己れに在る所のもの己に十分なるに、之を用ひざるは有司の不公不明に外ならずとの意を、裏面より見はしたるものなり、○首段は多く後段の伏線を設けたれば、是れより其發露せる點に於て一一指示すべし、

言未既有笑於列者曰、先生欺余哉、弟子事先生于茲有年矣、先生口不絕吟於六藝之文、手不停披於百家之編、記事者必提其要、纂言者必鉤其玄、貪多

講述 國子先生は早朝大學に入り、諸生を召び寄せ、國子館の堂下に立ち並ばせ、之に訓戒を授けて言ふやう、凡そ學業は、勤勉するときは熟達し、之に反して遊戯に耽るときは、荒れ果て、仕舞ふものである、行狀も之と同様で、善く思慮を加ふるときは完全となり、之に反して遺放にするとときは墮落して仕舞ふ、業が優秀で行ひが圓滿ならば、立身の出來ない筈がない、殊に目下は聖君と賢相と雙方が出遇ひ、政治の機關は十分に伸張し、凶惡姦邪の人は片端から抜き去ると同時に、才能ある者は登庸して位地を崇め、小さな美德と雖も、之を持つて居るものは、其姓名行跡を記録に書き載せて、賞典の材料となし、一藝に名ある者は用ひざることなく、遍く人材を掻き探し、其短所を取り除き、長所を發揮し、養成に力を用ふる、結構な御世である、但し中には仕合を以て選ばるゝ者もあれど、(無能の人が仕合せを得るのは例外とする外はない)誰れが多才多藝でありながら引擧げられないと云ふか、どうしてさういふ筈があるらう、故に諸君は、己れの資格を作ることを急務としなければならぬ、業の善く出來ぬのを心配すべ

務得、細大不捐、焚膏油以繼晷、恆兀兀以窮年、先生之業、可謂勤矣第二小段の第一小段なり、韓文公の業に勤勉なることを言ふ、

訓義 「既」盡くるなり、終るなり、「六藝」六經を謂ふ、詩、書、易、禮、樂、春秋、「提其要」要點を抜き擧ぐることを、「纂」あつむる、「鉤其玄」深微の理を引出す、「晷」日の影、「兀兀」不動の貌、

講述 國子先生の訓諭の語が未だ終らざるに、諸生の居並びて居る中に笑ふ者があつて、先生に言ふには、先生はどうも私に嘘を仰せらる、拙者が先生に隨從致すこと、今日まで多年に相成ります、故に善く先生の事を存じて居りますが、先生は、口に絶えず六經の文句を吟じ給ひ、手は毎も百家の書籍を披き通しと云ふ風で、事實を記してある書物に於ては、必ず其要點を掲げ擧げ、言論を集めたる書物に於ては、必ず其玄理を引出し給ひ、(それでも尙満足し給はず)多く群書を貪り讀み、新たに知識を得ることに務められ、大問題と小問題とに論なく、決して其儘に看



過せず、日が暮るれば早速燈を點けて讀み續け、晝夜を別たす居据りのまゝ、年中止み給はぬを觀れば、勤勉とこそ申すべし、

文法 「記事者」の二句は是れ讀書法、

觥排異端、攘斥佛老、補苴罅漏、張皇幽眇、尋墜緒之茫茫、獨旁搜而遠紹、障百川而東之、廻狂瀾於既倒、先生之於儒、可謂有勞矣、

第二大段の第二小段なり、韓文公の道の爲に盡したる功勞を言ふ

訓義 「觥」觸なり、正徳の醜刻文には詆に作る、

「排」おしひらく、「攘」はらふ、「佛老」佛教と老子教、「補」つゞり合はすこと、「苴」藉く、下敷にする、「罅」漏らすさまと穴、「幽眇」道の微妙を謂ふ、「墜緒」くづれたる糸口、「茫茫」綿なく、目度なき形容、「東之」東に向けるなり、支那の河川は大抵東注するが故に、順流に押返すことに用ふ、「狂瀾」躍り狂ふ大波、孔子の道に違へる主義學説を突き除け、佛

法と道教とを拂ひ退け、儒者の道の缺けたる處を補ひ、漏れたる處に押へをなし、聖道の隠れたる處、微妙の處を擴張し、昔しより聖道の糸口のはごれて真相の審かならざるをば、次第に本筋を探り求め、只一人にて遍く經典を搜索し、遙かに古人の跡を紹ぎ、異端の勢ひが百川の逆流するが如くなるを防ぎ止めて、地勢の卑い東方に流れさせ、吾が道が大波の崩れたやうなのを引戻して興し立てられたのに因れば、先生の儒道に對する行爲は、御苦勞と申すべし、

文法 「墜緒」の二句は「補苴」張皇」を承け、「百川」の二句は「觥排」攘斥」を承く、

沈浸醲郁、含英咀華、作爲文章、其書滿家、上規姚姒、渾渾無涯、周誥殷盤、佶屈聲牙、春秋謹嚴、左氏浮誇、易奇而法、詩正而葩、下逮莊騷、太史所錄、子雲相如、同工異曲、先生之於文、可謂閎

其中而肆其外矣、

第二大段の第三小段なり、文章の優れたることを言ふ

訓義 「沈浸醲郁」沈浸は物に漬り、深く染み通ること、醲郁は濃厚にして香氣の善きなり、皆韓文公の文章を形容せし語なり、「含英咀華」花の秀で、見榮ある處を持つて居ると云ふ意、文章の立派なることを譬へたるなり、「姚姒」姚は虞舜の姓、姒は夏の禹王の姓、虞夏の時代と云ふことにて、書經に載せたる堯典、舜典、禹貢等の文字を指す、「渾渾」飾り氣なく、重直しき文體の形容、「周誥殷盤」是れ亦書經中の篇名、周誥は大誥、康誥、召誥、洛誥、康王之誥等を謂ひ、殷盤は盤庚の上中下三篇を謂ふ、「佶屈聲牙」難句を使ひ、澁つて讀み難き形容、「春秋謹嚴」春秋は孔子の作られたる魯國の歴史、其叙する所、褒貶正しく、一字一句と雖も苟くもせざるが故に謹嚴と曰ふ、「左氏」春秋左氏傳の著者、「浮誇」著實ならずして誇大なりとの意、「易奇而法」易は六十四卦より成り、變化窮りなくして、其文は規則正しきを言ふ、「詩正而葩」詩は詩經、其中の詩は何れも情義正しく、眞面目の作なるに拘はらず、其文句は甚だ綺麗なるを謂ふ、葩はハナ

ビラ、葩の字を以て綺麗の意を見はす、「莊騷」莊は莊周の著莊子、騷は楚の屈原の著はしたる離騷、「太史所錄」太史は漢の司馬遷、所錄とは史記を指す、「子雲相如」子雲は漢の揚雄の字、相如は漢の司馬相如、此の二人共に蜀人にして賦を能くし、有名なる美文章なり、「同工異曲」音樂上の辭、調子は違へども巧妙なる點は同じきこと、「閎」ヒロヤカ、韓文公が腹に古來文學の粹を蓄へ、素養の深きを言ふ、「肆其外」外とは、中の學問に對して文章を謂ふ、肆其外とは、文章を作るに及んで自由に發展すること、

講述 身を文學に漬し込みて、色も香もあり、其英華をば盡く吸収して我が物とし、其作られたる著述文章は夥しくして、家の内に充滿して居る、(其作風又は文體は何如があでると云ふに)極めて古き處にては、虞夏時代の淳朴なる體、其れより周代の告示文、竝に殷代の盤康篇の難澁なる體、春秋の嚴密にして苟くもせざる體、左傳の浮虛誇張なる體、易の奇なる中に規律ある體、詩經の正しき中に華やかなる處ある體等を模範とし、又稍時代の降つた處にて、莊子の文、乃至は屈原の離騷、又は太史公の史記、揚子雲、



司馬相如の文に及ぶまでも盡く之を學び、趣きは異つて居れど、巧妙なることは同一である、されば先生の文は、中に十分の蘊蓄あつて、之を外に出して文章となすときは、縦横自在であると申すべし、

少始知學、勇於敢爲、長通於方、左右具宜、先生之於爲人、可謂成矣、

第二大段の第四小段なり、人物の完全なるを言ふ、

訓義

「方」道なり、義なり、「具」揃うてなり、  
講述 先生幼少の頃、始めて學問の肝要であると云ふことを知り、押切つて事を爲すの意志強く、成人の後は道義に達し、左に向いても、右に向いても何事によらず凡べて宜しきに叶つて居る、先生は人として品題何如んと云ふに、完成せられたる方と申すべし、(されば重く世に用ひられ給ふ筈である、)

文法 以上は韓文公の「業精于勤、行成于思」の實あることを述べたるものなり、

然而公不見信於人、私不見助、

「裨」益なり、助なり、

講述 先生は、一藝に名ある者は庸ひられざるなしか、孰れか多にして揚げられずと云はんとか仰せらるゝが、先生には、前に申したる通り、學業に勤勞し、文章と云ひ、人物と云ひ、揃ひも揃つて立派で在らせらるゝに、公に於ては人より信用せられず、私に於ては朋友より助けられず、(其處世の困難と云ふものは)進まうとすれば邪魔があり、退かうとすれば差支へがあり、兎角、咎を受け勝にて、暫時の間御史となられたが、遂に南方夷狄の地へ放逐せられ、三度博士に就職なされたけれども、本と冗官である處から才能を見はすことならず、天命は仇敵と相談して先生を困しめ、之がため蹉跎せられしと何處と云ふことを知らず、(俸給不足にして家計裕ならず)比較的暖氣の冬でも、衣服が不十分なるがため、小兒は寒さに叫び、豊年であつて米價も廉い時でも、人並みに買ふ力がないため、妻は飢に啼くと云ふ始末、(斯かる境遇の中に光陰は過ぎ去り、今は)頭は禿げ齒は疎となり、此の儘に死なれたなら、世の中に於て何の益があらう、(此の有様は有司の不公不明に外ならな

於友、跋前疐後、動輒得咎、暫爲御史、遂竄南夷、三爲博士、冗不見治、命與仇謀、取敗幾時、冬煖而兒號寒、年豐而妻啼饑、頭童齒豁、竟死何裨、不知慮此、而反教人爲、

第二大段の第五小段なり、學徳

訓義

「見」最初の二の「見」の字は、共に「ラル」と讀む、「跋前疐後」詩經の「風、狼跋篇」の語、狼の領に垂れたる肉あつて、進まんとすれば之を踏み、退かんとすれば尾に躓く、進退兩つながら困難なること、後の字は尾を指す、「遂竄南夷」竄は放つ、韓文公が、監察御史より陽山縣の令に左遷せられたるを謂ふ、陽山は南方未開の地なり、「冗不見治」博士は冗官にて閑散なれば、別に事を治め人を治むる才能を見はす機會なし、一説には「見」の字を「ラル」讀ませ、冗官扱ひを受けて用ひられざることを、(頭童)頭が禿げて毛のなきこと、「齒豁」齒の次第に抜けて疎となること、

い)然るに自己の不遇をも思案なされず、反つて人に向つて訓戒を加へ給ふに至つては、實に可笑しい話である、

文法 諸生の語は此に終る、

先生曰、吁、子來前、夫大木爲杗、細木爲桷、欂櫨侏儒、椳闈居楔、各得其宜、施以成室者、匠氏之工也、

第三大段の第一小段なり、譬へ

訓義

「杗」大梁なり、「桷」たるき、「欂櫨」柱の上の升形、「椳」梁上の短柱、「侏儒」梁上に蹲れる人形、一説に短椽の屬とあり、「椳」戸ばそ、「闈」門のしきみ、「居」門の扉、「楔」門の兩旁の木、「匠氏」匠人と云ふが如し、大工なり、

講述 先生は諸生の嘲るのを聞き、言ひ出づるやう、あゝ、足下、少し前の方へ出て余の申す言を承はれ、夫れ大なる木を梁に使ひ、細き木を桷に使ひ、柱の上にある升形並に短い柱、乃至は人形、其れより戸ばそや、門の敷居、扉、門脇の木に至るまでも、其使用



法宜しきに叶ひ、此等の材料を應用して家屋を作るのは、大工の伎倆である、

玉札丹砂、赤箭青芝、牛溲馬勃、敗鼓之皮、俱收竝蓄、待用無遺者、醫師之良也、

訓義 「玉札」玉の屑、「丹砂」石の屬、一名硃沙、又は硃、「赤箭」山草の名、「青芝」菜に屬す、以上四種は貴重なる藥材、「牛溲」牛の尿、「馬勃」菌の名、蕪の如くにして形圓く、質輕し、俗名まぐそだけ、

講述 玉札、丹砂、赤箭、青芝等の貴重なる藥品を始めてし、牛の小便や、馬糞草や、太鼓の皮のやうな、極めて下等にして不潔なる物に至るまでも、其共に收容して同一に蓄へ置き、之を配劑すべき時節を待ち、其機會に到れば之を用ひて一つも遺す所なく、盡く役に立てるのは醫者の手際である、

登明選公、雜進巧拙、紆餘爲妍、卓犖爲傑、校短量長、惟器是適、

宰相之方也、

訓義 「登」登庸、「選」選任、「紆餘」才の多くして餘裕あるもの、「卓犖」氣象の超邁なる人、「傑」えら物、「校」くらべる、「器」其人の器量、

講述 人材を登庸するに就いては、見る所明かにして誤認なく、之を選任するに就いては、公平にして偏頗なく、巧みなる者と拙き者を取り雜せて、之を官に進め、才の優れたる者は之を美であるとし、氣象の秀でたる者は之を傑物であるとして、その短所を比へ合せ、その長所を量り考へ、偏へに彼等の能力に適するやうに、人を使ひ分けることは宰相の道である、

昔者孟軻好辯、孔道以明、轍環天下、卒老于行、荀卿守正、大論是弘、逃讒于楚、廢死蘭陵、是二儒者吐辭爲經、舉足爲法、絕類離倫、優入聖域、其遇於世何如

也、

訓義 「孟軻好辯」軻は孟子の名、孟子滕文公下篇に云ふ、孔都子曰、外人皆稱夫子好辯、敢問何也、孟子曰、予豈好辯哉、予不得已也、と、「轍環天下」轍はわだち、諸方に遊歴せしことを謂ふ、「行」行路なり、猶道中と云ふが如し、「荀卿」名は況、趙の人、孟子以後の大儒、「逃讒于楚」荀子、齊に於て讒言に遇ひ、去つて楚に往く、春申君、之を蘭陵の令となす、「廢死」無用の生涯を送つて死するを謂ふ、「優」ゆたかなり、

講述 昔し孟子は辯論を好み、楊、墨異端の道を攻撃したが、之が爲に孔子の道も世に明かとなつた、(斯かる大賢人である以上、世に用ひらるゝ筈であるのに)其車の轍は天下を一周するほど各處に奔走し、列國に用ひられんことを希つたが、竟に用ひられず、旅行の中に年を取つて仕舞つた、又荀子も正道を守り、堂堂たる大議論が世に弘まつた程ではあるが、是れも亦世に用ひらるゝ筈でありながら、讒言に出遇つて楚の國へ飄零することとなり、蘭陵と云ふ處に廢れ物となつて終つた、此の二人の儒者即ち孟子と荀子とは、口より一言を出せば天下後世の敬ぶ經典

となり、纔かに片足を動かせば天下後世の法則となるやうな人物であるから、人間の倫類を超越して、十二分に聖人の部類に入ることの出来る人である、(其人格から言へば間然する處はないが、其境遇は果してどうであつたか、(彼れが如き不幸ではないか、) 文法 「卒老于行」は前の「頭童齒豁」を辯じ、「廢死蘭陵」は前の「竟死何裨」を辯じ、「吐辭爲經」は謂はゆる業の精しきなり、「舉足爲法」は前に謂はゆる行ひの成るなり、

今先生學雖勤、而不繇其統、言雖多、而不要其中、文雖奇、而不濟於用、行雖修、而不顯於衆、猶且月費俸錢、歲糜廩粟、子不知耕、婦不知織、乘馬從徒、安坐而食、踵常途之促促、窺陳編以盜竊、然而聖主不加誅、宰臣不見



斥、茲非其幸歟、動而得謗、名亦隨之、投閑置散、乃分之宜、第三大段の第五小段なり、閑散の職に置かるることは當然なるを言ふ。

訓義 「繇」由るなり、「統」系統、「中」あたる、「濟」なすと訓ず、益すること、「俸錢」月給、「廩」へらす、「廩粟」扶持米、「促促」窮屈にして伸びざる貌、「陳編」古書を謂ふ、「閑散」暇にて實務なき職、

講述 今先生は、足下の申さる、如く學問には勤めたりとは云へ、學統を受けたのではなく、獨學である、言論は少くないとは云へ、道に適中することを求めず、文章は奇なるにもせよ、世間に何の役にも立たず、行狀修まれりとするも、衆人の中に名譽の輝くにもあらず、(則ち取る所なしと申すべし)、然るに猶毎月月給を只取りにし、毎年扶持米を消費し、子は耕作を知らず、妻は機械を知らず、(兎も角も家族の生計には困難なし)、而して己れは何如んと云ふに、外出するときは馬に乗つて供を従へ、家に居るときは安穩に氣樂に生活をなし、博士と云ふ有り觸れたる官途を踐みて發展もせず、古書を覗き、其中の文句を盜

み、(厚顔にも先生を以て自ら居る)、此の如くなるにも拘はらず、聖君は誅責を加へ給はず、宰相にも斥けられず、何と幸福ではないか、何事か行動するときには人より誹謗を受け、名譽も其れにつれて毀損することとなる、されば今日のやうな閑散の職に入れ置かるゝのは、誠に身分相應と云ふものである、(有司の不公不明にあらず、)

文法 「學雖勤」の句は前の「口不絶吟於六藝之文」を辯じ、「言雖多」の一句は前の「能排異端」を辯じ、「文雖奇」の句は前の「沈浸醞郁」を辯じ、「行雖修」の句は前の「少始知學」を辯じ、「子不知耕」婦不知織」は前の「冬暖」年豊」を辯じ、「常途」陳編」の二句は前の「三爲博士」を辯じ、「聖主」の句は前の「不見信」を辯じ、「動而得謗」の句は前の「動輒得咎」を辯じ、「投閑」の句は前の「冗不見治」を辯じ、「乃分之宜」の句は即ち「無患有司之不明、不公」の意なり、

若夫商賈財賄之有亡、計班資之崇庠、忘己量之所稱、指前人之瑕疵、是所謂詰匠氏之不以杙

爲楹、而訾醫師以昌陽引年、欲

進其豨苓也、第三大段の第六小段なり、不平

訓義 「商」はかる、「財賄」財は錢穀を謂ひ、又一般の實用品を謂ふ、金玉を貨と曰ひ、布帛を賄と曰ふ、「有亡」有無と曰ふが如し、「班資」班は位なり、資は給なり、「崇庠」高下と曰ふが如し、「前人」先輩と曰ふが如し、有司を指す、「杙」楹なり、(前に出づ)「昌陽」菖蒲なり、「豨苓」毒草の名、和名わのくそぐさ、

講述 若し此の閑散の職に安んぜず、妄りに月給の多少を比較し、位階の高下を目算して、己れ的能力相當なる地位を打忘れ、目上の者が人材を取る仕方に就いて不公不明の缺點を擧ぐるやうな事をなすときは大間違ひであつて、譬ふれば、世人の謂はゆる大工に向つて何故杙を大柱に使はないかと責問し、醫者が昌陽を延命劑に用ふるのを悪口して、反つて毒になるべき豨苓を處方にせよと云ふものである、

餘說

漢文には表裡の主意あり、此の文の如き、裡面に

は不平の意を含めども、表面は自ら責むる辭なり、故に其不平なることを知つて怒るべき地位に在る者と雖も、之を觀て或は其不平なることを覺えず、或は其不平を知ると雖も、反つて自ら責むる點ある所より哀憐の心を生ぜずとなさず、執政が此の文を読み、其才を奇として之を昇任せしめたるが如き、豈に偶然ならんや、蓋し此の文は、怨嗟不平の辭は他人の口を借りて之を出し、自答自責の處は之を己れに託したるを以て、有司の忌諱に觸るゝことを免れたるなり、大旨は、雄の揚解嘲、東方朔の客難、班固の答賓賦に出で、文字の妙は之に勝れり、首段は進學を以て端を發し、中段は句句是れ駁、末段は句句是れ解、前後の照應尤も綿密なり、又文中多く韻を踐みたるが故に、古色あり、逸致あり、

伯夷傳

司馬遷

講題 史記の列傳中の一編なり、作者の自序に曰く、末世爭利、維彼奔義、讓國餓死、天下



稱之、作伯夷列傳第一と、  
大旨 伯夷は孔子の言に因つて其名を世に彰はしたれば、善人にてありながら餓死したればとて怨む所なきを言ふ、

目的 知己なくして姓名の埋滅に歸する、自己の如きものを悲むに在り、

大段落 凡そ三大段より成る、第一段は篇首より「賸逸詩可異焉」に至る、此の傳を作る動機を敘す、第二大段は「其傳曰」より「怨邪非邪」に至る、傳記と伯夷の歌とを掲ぐ、第三大段は「或曰」より篇尾に至る、伯夷の事實に就き、遇不遇、幸不幸を論じて感慨を寄す、

夫學者載籍極博、猶考信於六藝、詩書雖缺、然虞夏之文可知也、

第一大段の第一小段なり、先づ事實の典據となすべきものを擧ぐ、

訓義 「載籍」書物なり、事を記載するより之を載と曰ひ、記載を施す所の物質より之を籍と曰ふ、「考信於六藝」考は査するなり、信は事實と云ふが如し、六藝とは詩、書、禮、樂、易、春秋の六經を指す、信を六

經に考ふるとは、六經に據つて調べて見て、事の眞偽を分つと云ふが如し、「詩書雖缺」秦の始皇が書を焚きたるため、詩經、書經等の經典が完全に傳はらざりしが故に云ふ、「虞夏之文」虞は帝舜の國號、夏は禹王の建てたる國號、虞夏の文とは、書經の中に在る堯典、舜典、大禹謨、禹貢等を指す、

講述 夫れ學問と云ふものは、其れに關する古今の書籍が極めて廣大で、數限りもないことであるが、其記載してある事柄の信僞に就いては、六經に照して見て取舍せねばならん、(六經は何れも聖人の手を經たものであるから、信を取ることが出来る)就中詩經、書經の二書は、昔より足らなくなつて居るとは云へ、此れに由つて虞夏時代の記載は知ることが出来る、

文法 「虞夏之文可知也」の一句より、下文を起す、堯將遜位、讓於虞舜、舜禹之間、岳牧咸薦、乃試之於位、典職數十年、功用既興、然後授政、示天

下重器、王者大統、傳天下、若斯之難也、而說者曰、堯讓天下於許由、許由不受、耻之逃隱、及夏之時、有卞隨、務光者、此何以稱焉、

第一大段の第二小段なり、

訓義 「遜」逃るなり、辭するなり、退くなり、「岳牧」岳は四岳として、分つて四岳(四方の岳、即ち東は泰山、南は衡山、西は華山、北は恆山)に屬する諸侯を掌る、牧は十二人あり、分つて十二州の諸侯を統ぶ、

「咸」皆なり、「乃試之於位」之に位地を授けて、其能力を試みる、「典職數十年」典は掌るなり、舜は、三十歳の時、堯に登庸せられ、其後三十年職に在り、天子となること五十年にして崩す、「功用」功業作用、「天下重器」器は物と云ふが如し、「大統」大いなる繼承物、「說者」説を爲す者と云ふが如し、莊周を謂ふ、許由、卞隨、務光等の事は、皆莊子の逍遙游又は讓王篇に出づ、「堯讓天下於許由」莊子に云ふ、堯、天下を許由に

讓る、許由曰く、予、天下を治め、天下既に己に治まるなり、予、天下を用て爲す所なしと、「卞隨務光」莊子に又云ふ、殷湯、桀を伐つて、之に克ち、天下を讓る、二人受けず、皆水に投じて死すと、

講述 堯帝が年老いて政事に堪へぬ所から、帝位を退かうとして虞舜に讓られたが、此の時ばかりでなく、舜が又禹に天下を讓つた際に於ても、大臣たる四岳や州長たる十二牧が、一同適任者として之を推薦した次第である、そこで堯は舜を、舜は又禹を、政務の官に試み、其職掌を掌ること數十年に及び、功績作用が著しく擧つてから、是れならば位を傳へて、天下人民を委ねても差支へなしと見定め、茲に國政をば授けた次第である、斯く手数数を盡し、年月を積み、容易に讓位を實行しなかつたのは餘の儀ではない、天下は貴重品の物であり、帝王の位は絶大なる繼承物であると云ふことを天下の人人に見せた譯である、天下を傳へると云ふことは此の様に容易ならざるものであるに、或る者は説をなして言ふには、堯は天下を許由に讓りし處、許由は之を受けず、天下を受くることは自分の耻であると考へ、終に逃れ隠れて



仕舞つたと、又夏の時代に及び、卞隨、務光と云ふ者があつたが、此の二人も、禹王が天下を譲らうとした時、許由のやうに逃げ隠れたり、右は何の據る所があつて唱へたるのか、(信を考ふべき詩經、書經にも見えず、殊に書經にある堯舜が天下を傳へたる事情と反對に、餘り無造作の仕方であるから、どうも疑はしい)

文法 前の小段に於て詩書の典據なることを述べ、此の小段に至り、謂はゆる虞夏の文に出でたる堯舜の事實を擧げ、莊子の言ふ所を以て之に照し合せ、其無根なることの疑案となす、迂餘曲折の妙あり、

太史公曰、余登箕山、其上蓋有許由冢云、孔子序列古之仁聖賢人。如吳太伯伯夷之倫詳矣、余以所聞、由光義至高、其文辭不少概見、何哉、第一小段の第三小段なり、隱君の詩書に載せられざることを疑ふ、

訓義 「太史公」司馬遷の自稱なり、史記の索隱に曰く、蓋し楊惲、東方朔、其文に予と稱するを見て、太史公曰を加へたるなりと、古文觀止には則ち曰く、篇中忽ち太史公曰の四字を掲ぐ、皆遷が其父談の言を述べたるなりと、「序列」次第するなり、列ぬるなり、書き述べることを謂ふ、「吳太伯」周の太王の子、太王三子、長は太伯次は虞仲、次は季歷、昌(後に文王)を生む、太王、季歷を経て昌に傳へんと欲するの意あり、太伯、己れ在るときは季歷立つことを得ざるを以て、逃れて吳に之く、故に吳の太伯と曰ふ、孔子曰く、泰伯其可謂至徳也已、三以天下讓、民至今無得而稱焉と、「倫」等類なり、「由光」許由と務光、「概見」概は略なり、

講述 太史公曰く、自分は箕山に登つたことがあつたが、其時、山の上に多分許由の塚があると云ふ話を聞いた、(さうして見れば許由も實在の人と思はれる)然るに孔子が古への仁人や聖人や賢人である、吳の太伯、伯夷の如き人の事を記載せられた事は頗る詳かである、然るに自分の聞く所によれば、許由、務光の義は至極高潔であるのに、孔子の手を入れられ

たる詩經や、書經の文辭に、少しばかり其槩略をも出してないのは何如なる次第であるか、

文法 前には經典に據つて隱君子の實在を疑ひ、此に至り、許由の塚の實在より經典の載せざるを疑ふ、筆路奇幻、人をして恍惚たらしむ、○太伯も客、由光も亦客なり、今主たる伯夷を其間に挿み、殆んど人をして其主客を辨せざらしむ、是れ其妙處、○孔子は一篇の中心、

孔子曰、伯夷叔齊、不念舊惡、怨是用希、求仁得仁、又何怨乎、余悲伯夷之意、睹逸詩、可異焉、第一小段の第四小段なり、孔子の伯夷を稱せし語と、伯夷の作りし詩との一致せざるを疑ふ、

訓義 「伯夷叔齊云云」論語公冶長篇に出づ、叔齊は伯夷の弟、「求仁得仁云云」論語述而篇に出づ、「睹」みるなり、目撃と云ふこと、「逸詩」逸詩とは詩經の三百篇に漏れたる詩のことにて、後にある采薇歌を指す、  
講述 孔子の仰せられたるに、伯夷、叔齊は、他人

の以前に犯した惡事を念としないから、其れがため他人を怨む心を持つことが殆んどないと、又言はるゝに、仁道を得んことを求めて仁道を得たことゆゑ、又何を怨まうやと、自分は伯夷の志を悲むことであるが、それは詩經に洩れたる伯夷の詩を見るに、怨みがましく見え、孔子の言と合はず、怪しむべきであるからである、

文法 「悲伯夷之意」は第三小段の第一小段を孕み、「孔子曰」云云は其第二小段を起す、  
其傳曰、伯夷叔齊、孤竹君之二子也、父欲立叔齊、及父卒、叔齊讓伯夷、伯夷曰、父命也、遂逃去、叔齊亦不肯立、而逃之、國人立其中子、第二小段の第一小段なり、其五

訓義 「其傳曰」傳とは、韓詩外傳及び呂氏春秋の記載を指す、「孤竹」國名なり、「中子」中間の子なり、  
講述 古人の伯夷、叔齊の事跡を記したる書に云



ふ、伯夷、叔齊は孤竹國の君の子である、其父君は、叔齊の方を立て、國主となさうと云ふ考へであつた、斯くて斯父死去してから、叔齊は、兄を差置いて立つべき理由なしとて、君の位を伯夷に譲つた處、伯夷は、父の申付けである以上、之に背くのは不孝であるから受けぬと云つて、國を逃げ出した、然るに叔齊も立つことを承知せず、若し國に居るときは餘儀なくされんことを恐れて、兄と同様逃れ去つた、國人は、二人とも居らなくなつたゆゑ、已むことを得ず、仲の弟を立て、君とした、

於是伯夷叔齊聞西伯昌善養老蓋往歸焉及至西伯卒武王戴木主號爲文王東伐紂伯夷叔齊叩馬而諫曰父死不葬爰及干戈可謂孝乎以臣弑君可謂仁乎左右欲兵之太公曰此

義人也扶而去之第二大段の第二小段なり、其武王の不仁不孝を諫めし事なり

訓義 「西伯」西方諸侯の旗頭なり、周の文王を謂ふ、殷の紂王、命じて西伯となす、「昌」文王の名、「老」老人なり、「蓋往歸焉」此の一句は二人相談の語なり、上に曰の字を加へて看るべし、蓋は「ナンゾ」と讀み、復下の方より戻つて「ザル」と讀む、何何したらよからうと云ふ意、「至」周に至るなり、「木主」木像とも云ひ、又位牌とも云ふ、「東伐紂」紂は殷の紂王、殷は周の東に當るが故に東伐と曰ふ、「叩」押へ止むるなり、「兵」兵器なり、茲には活用して殺すの意となす、

講述 斯く孤竹の君も定まつたので、伯夷、叔齊も最早心に懸かることもなく、西伯が誠に懇ろに老人を扶持する由を聞込み、何と周に參つて、西伯に手頼らうではないかと相談を決めたが、周に往つて見れば、西伯は已に卒去の後であつた、其子の武王は、東方に向ひ殷の紂王を征伐せんとて、西伯の木像を車の上に載せて、之を文王と稱へ、出陣せんとする所であつた、伯夷、叔齊は武王の馬を押へ止め、諫めて

云ふやう、父君卒去あつて未だ葬禮も執り行はざるに、今や殺伐なる干戈を動かさるゝのは、孝と申されようや、臣下の身分でありながら、其君を弑さうとせらるゝのは、人道と申されようやと、武王の左右に並べる武士共、其無禮を見かね、兵器を執つて之を殺さうとせしとき、太公望進み出で、取成して云ふ、此の二人は實に義を守る所の人である、手荒になすべからずと、人人に申付け、手當に及び、立去らしめた、

武王已平殷亂天下宗周而伯夷叔齊耻之義不食周粟隱於首陽山采薇而食之第二大段の第三小段なり、其義を守つて仕へざりしことを敘す

訓義 「宗周」周を尊崇して歸向すること、主權者と仰ぐこと、「周粟」粟は粉のまゝの米なり、周粟は周室の扶持米、「薇」わらび、  
講述 武王は已に殷の紂王の亂を平げ、人民の困苦を救ひたるに由り、天下皆周に服従すること、末家の本家に於けると同様の有様であつた、然るに伯夷、

叔齊は、斯の如き無道の朝(二人より視れば)に立つことを耻辱と心得、義に依つて周の扶持米を受けず、首陽山に隠れ住み、山に生えたる薇などを取つて食物として居つた、  
文法 以上は、孔子の謂はゆる「求仁得仁又何怨乎」の事實を敘したるもの、

及餓且死作歌其辭曰登彼西山兮采其薇矣以暴易暴兮不知其非矣神農虞夏忽焉沒兮我安適歸于嗟徂兮命之衰矣遂餓死於首陽山第二大段の第四小段なり、末路を敘す

訓義 「西山」即ち首陽山、「以暴易暴」上の暴は周の武王、下の暴は殷の紂王、「神農」炎帝神農氏、「忽焉」いつのまにか、「沒」絶えてなくなる、「適歸」身を寄するなり、「于嗟」あゝと訓ず、「徂」死すること、  
講述 其後飢餓して、命の終らうとするとき歌を



作つたが、其の文句に云ふ、彼の西の方の山に登つて、其處に生えて居る薇を采りつゝ暮して居るが、何故に斯のやうな生活をなすのであるか、武王の爲す所を観るに、何如に殷の紂王が暴虐であつたにせよ、臣下を以て君を弑したのは更に暴虐である、斯く暴虐を以て暴虐と交代しながら、己れの惡しきことを自覺せぬのは何たる事ぞ、昔し禪讓の道を行つた神農氏や虞や夏のゆかしい時代は、何時の間にか無くなつて仕舞ひ、今の世は見るも淺間しい、我等は何處に身を寄せようや、さてもさても死すより外はない、運命の衰へたることかなと、遂に首陽山に餓え死した、  
 文法 此の歌は、薇の字、非の字、歸の字、衰の字を以て韻となす、今は音調を節する助字にして意味なし、

由、此觀之、怨邪、非邪、第二大段の第五小段なり本段を收む、

訓義 「非邪」「非怨邪」の略なり、怨みたるに非ざるか、

講述 此の詩に由つて觀察して見るときは、伯夷は果して怨んだのであらうか、それとも怨んだので

はなからうか、

文法 此の二句も、宛も傳の贊の如し、○「睹逸詩可異焉」の句に應ず、

或曰、天道無親、常與善人、若伯夷、叔齊、可謂善人者、非邪、積德、潔行如此、而餓死、且七十子之徒、仲尼獨薦顏淵爲好學、然回也、屢空、糟糠不厭、而卒蚤夭、天之報施善人、其何如哉、盜跖日殺不辜、肝人之肉、暴戾恣睢、聚黨數千人、橫行天下、竟以壽終、是遵何德哉、此其尤大彰明較著者也、若至近世、操行不軌、專犯忌諱、而終身逸樂富厚、累世

不絕、或擇地而踏之、時然後出、言、行不由徑、非公正不發憤、而遇禍災者、不可勝數也、余甚惑焉、儻所謂天道是邪、非邪、第三大段の第一小段なり、天道の是非疑ふべきことを論じ、

段なり、天道の是非疑ふべきことを論じ、  
夷齊二人の怨むべき理あるを言ふ、

訓義 「天道無親常與善人」老子七十九章に出づ、

「七十子之徒」孔子の弟子、身、六藝に通ずるもの七十二人、七十子とは大數を擧げたるなり、子は猶人と云ふが如し、「薦」茲にては褒め擧ぐる意、「顔淵」淵は字なり、名は回、「爲好學」論語の雍也篇及び先進篇に出づ、「回也屢空」顏回貧窮にして、生活資料の屢、缺乏せしこと、「糟糠」酒のかすと粗のぬか、「厭」あくこと訓ず、腹に充つるなり、「蚤」早なり、「天」短命、顏回三十二歳にして卒す、「盜跖」莊子盜跖篇に云ふ孔子、柳下季と友たり、柳下季の弟、名づけて盜跖と曰ふ、跖、卒九千人を従へ、天下を横行し、諸侯を侵暴すと、「不辜」無辜と云ふに同じ、何の罪もなき者、「肝人之肉」

肝の字は活用、莊子に云ふ、盜跖乃ち方に卒徒を大山の陽に休へ、人の肝を膾にして之を舖ふと、「暴戾恣睢」荒くしてねぢけ、我儘勝手なると、睢は目を上向にして怒る貌、「較」明なり、「操行」操守と行爲、「不軌」不規律、無作法、「忌諱」人の忌み嫌ふこと、惡事を謂ふ、「累世」幾代もなり、「時然後出言」口のきくべき時を見定め、そこで始めて口をきく、「行不由徑」論語雍也篇の語、道を行くは、小路、近路を通らぬこと、「不可勝數」あけて數ふべからずと讀む、又數ふるにたふべからずと讀む、數へきれぬと云ふこと、「儻」もしくはと訓ず、殊によればと云ふの意、

講述 或人の説に云ふ、天道は公平無私であつて、誰れと云つて、其人に限り親愛すると云ふことはなく、常に善人の肩を持ち、之を愛し之を祐けるものであると、伯夷、叔齊などは、善人と謂ふべき者であらうか、善人ならば、天から憐まれなければならぬ、それによつて、何となれば、伯夷、叔齊が徳を積み行を潔くしたことは此の傳記の通りであるのに、何の果報もなく餓死したからである、加之、孔子七十人の門



弟中、仲尼(孔子の字)は顔淵獨りを擧げ、學問を好むと仰せられた、然るに是れ程の賢人である回は、度度飯米の缺乏せしことがあり、糟や糠さへも腹一杯食ふことならず、その上とうとう早死をして仕舞つた、して見れば、天が善人に報酬をするのは何んなものであるか、善人は反つて惡報を得て居る、之に反して大惡人の盜跖は、日日罪なき良民を殺害に及び、人の生肝を取つて膾に作り、打食ふなど、暴虐非道我儘勝手振舞ひ、同類數千人を聚めて天下を横行したが、斯様に惡事を働いても罰一つ受けず、長命にて死んだのは、何の徳に由つて此の如き果報を得たのであるか、天道は善人に與すと云ふも、以上擧げたる事實は、其言の信せられない例證の尤も大に明瞭顯著なるものである、近世に至つてからと云ふものは、行爲不法であつて、専ら人の忌み嫌ふ事を行ひながら何の惡報もなく、生涯安樂富貴であるのみか、代代繼續するかと見れば、或は之と違ひ、一寸歩くにも地面を擇んで踏むと云ふ鹽梅に、何事によらず慎み深く、一言と雖も、言ふべき時に於てのみ之を口外し、路を行くにも小道近路を取らず、公明正大な事であれば、

躍起とならないやうな立派の人でありながら、災難に遇つた者は數へ切れぬ程である、されば自分は、天道に就いて判斷に苦しむ、殊によれば、世の謂ふ天道なる者は是であるか、それとも又非であるか、  
**文法** 此の一小段は四節に分る、「或曰」より「如此而餓死」に至る迄を第一節となす、伯夷、叔齊に就いて天道の疑ふべきを言ふ、「且七十子之徒」より「天之報施善人其何如哉」に至る迄を第二節となす、顔淵に就いて天道の疑ふべきを言ふ、「盜跖日殺無辜」より「此其尤大彰明較著者也」に至る迄を第三節となす、盜跖に就いて天道の疑ふべきを言ふ、「若至近世」より「天道是邪非邪」に至る迄を第四節となす、近世の人に就いて天道の疑ふべきを言ふ、「顔淵、盜跖、一は善、一は惡、一正一反、明明の客、近世人も、亦善と惡と、一正一反、冥冥の客、○「天道」の句は「或曰」を結ぶ、○「怨邪非邪」と云ひ、「可謂善人者非邪」と云ひ、「天道是邪非邪」と云ひ、三個の邪の字相呼應す、  
**孔子曰、道不同不相爲謀、亦各從其志也、故曰、富貴如可求、雖**

**執鞭之士、吾亦爲之、如不可求、從吾所好、歲寒然後知松柏之後凋、舉世混濁、清士乃見、豈以其重若彼、其輕若此哉、**

道非なるにもせよ、尊ぶべき處は自ら存することを言ふ、

**訓義** 「道不同不相爲謀」論語衛靈公篇に出づ、「富貴如可求云云」論語述而篇に出づ、但し原文には貴の字なく、如く字は而に作る、「歲寒二句」論語子罕篇に出づ、「其重若彼其輕若此」重は惡行あつて幸福なるもの、輕は善行あつて不幸なるもの、彼は盜跖及び操行不軌の徒を指し、此は夷、齊、由、光及び「擇地而踏之」の徒を指す、  
**講述** 孔子の言に、人人の、踏行く筋合ひが違ふときは、互に談合せぬものであると、是れは人人が各、自分の志す所に由つて行ふが宜いと、の主意に過ぎない、それ故に又曰はる、やう、富貴は願つたとて得られぬものであるが、若し求むることが出来るとし

たらば、君の馬前に鞭を執つて人拂をするやうな賤しき職務にせよ、自分も随分行つて見るであらう、若し又求むること出来ぬものならば、自分は吾が好む所に従つて道を行ひ徳を修むるのであらうと、平生は草木が伸伸して、斯うと云ふ差別も見えぬが、歳も暮れ天氣も寒くなるに隨ひ、百木は風や霜に遇ひ、何れも凋み果てる時分に、松や柏が青青として色を變じないのを見れば、其衆木に異なることが知らる、と、世の中の人人を擧げて、混濁利慾の爲に濁つて居る場合に、清廉の士が始めて目に附くものであるが、何と一方には盜跖のやうに結構であり、一方には伯夷のやうに落ちぶれて、比較が出来ると云ふ譯からではないか、  
**文法** 「亦各從其志也」の一句を以て「道不同不相爲謀」の注脚となす、是れ盜跖の、惡人にてありながら幸福なることは、伯夷の關する所に非ず、伯夷は伯夷の是とする所を行ひしまでなりとの意を述べたるものなり、又「富貴如可求」の句は上の「各從其志也」の注脚となしたるものにして、「亂世混濁」の二句は「松柏之後凋」の注脚なり、



君子疾沒世而名不稱焉。賈子曰：貪夫徇財，烈士徇名，夸者死權，衆庶憑生。同明相照，同類相求。雲從龍，風從虎，聖人作而萬物覩。伯夷叔齊雖賢，得夫子而名益彰。顏淵雖篤學，附驥尾而行益顯。

訓義 「君子疾沒世而名不稱焉」論語衛靈公篇に出づ、亦孔子の語、「賈子曰」賈子とは漢の賈誼なり、此の語は其鵬鳥賦に出づ、「狗」身を以て物に従ふを狗と曰ふ、犠牲にすること、「夸者」權勢に誇る者、「憑生」憑は恃む、「同明相照」二句「易」の同聲相應、同氣相求の句を變じたるものなり、「雲從龍三句」易の文言、傳に出づ、「聖人作而萬物覩」聖人が出で、多くの人物の真相が発現すと云ふこと、「附驥尾」驥は良馬なり、蒼蠅が驥の尾に附いて、千里の遠き處まで行く

こと、  
講述 君子は命が畢つて仕舞つても、人より彼れ此れ名譽を稱せられないのを心苦しく思ふとか、賈子の言に、慾張は、貨財を欲しがる結果、其身を犠牲にし、氣象の厲しい人は、名譽を慕ふ結果、其身を犠牲にし、人に威張りちらさうと思ふものは、權勢の爲に一命を失ひ、世間一般の人は、生活を大切にすると、(伯夷は謂はゆる烈士であつて、名譽の爲に死んだのであるが、其名譽はどうして傳はつたかと云ふに、)凡そ光耀を持つて居る物と物とは、互ひに照し合ふものであり、種類の同一である物と物とは、互ひに求め合ふものである、其證據には、龍が興れば雲が出で、虎が嘯けば風が起る、此の道理で、聖人が作ると云ふと、之と類を同じうする澤山な人が發現する、伯夷は聖人の同類である所から、大聖孔子に稱せられた譯で、何如に伯夷叔齊は無論賢徳があつた人と云へ、孔夫子の「何怨乎」の一語を得た、め其名が益、彰はれた次第、顔回なども篤學の人で、固より姓名の埋つて仕舞ふわけではないにせよ、蒼蠅が驥の尾に附いて千里に達すると云ふ譬への如く、孔夫子に

隨從した爲に其行ひが益、世に聞えたのである、  
文法 「同明相照」以下は、「道不同不相爲謀」の意を裡面より敷衍したるものなり、「○」名益彰「行益顯」は即ち前の「同類相求」聖人作而萬物覩なり、○顔回は伯夷の陪客、

巖穴之士、趨舍有時、若此類、名埋滅而不稱、悲夫、閭巷之人、欲砥行立名者、非附青雲之士、惡能施于後世哉、

訓義 「巖穴之士」山中に隱る、賢能の人を謂ふ、

「趨舍」世に出づると、處士にて居るとなり、「閭巷」町家村里、「砥」とぐなり、「青雲之士」聖賢の言説を後世に傳ふるもの、  
講述 巖穴に棲む隱君子に於ては、進んで出づると、退いて處士に終ると、自ら時節の遇不遇あり、隱君子は何處までも隱君子なることあり、其名姓が埋

もれ無くなつて、誰れも稱賛する者が無い、悲しきことかな、彼の村里に住む布衣の士にして、行ひを磨き名を立てようと思ふものは、青雲の士に附いて引立てを受けぬ以上は、何として名譽を後世に施すことが出来ようや、  
文法 「巖穴之士」云云は前の「沒世而名不稱」に應じ、篇首の許由、務光を結ぶ、○「閭巷之人」以下は更に一層を進め、夷、齊は孔子の言を得て後世に名を顯はしたれども、許由、務光は孔子の評語を得ざりしゆゑ、世に聞えざることを言ひ、青雲の士に附くの必要を述べ、而して暗に自己の不遇を説く、感慨窮りなし、

餘説

傳は叙事の文なり、然るに此の傳は議論を以て叙事となしたるものにして、傳の變體なり、怨の字を以て論を立て、名の字を以て論を決し、名の傳はると傳はらざるとを以て論を結ぶ、其間、孔子を以て骨子となし、許由、務光、盜跖、顔回を以て陪客となし、主客錯綜、議論變化して、終に孔子を離れず、文法、奇幻を極む、故に羅錦山之を



評して、文章の絶唱なりと曰ふ、

### 屈原傳 司馬遷

講題 是れ亦史記列傳の一なり、漢の武帝、屈原の離騷を愛し、淮南王安に命じて離騷傳を作らしむ、司馬遷の此の傳は淮南王の詞に本づく、目的 己れが刑餘の身を以て史記を著すは、屈原が貶竄の身を以て離騷を作ると、心事の同じき處あるより、深く屈原に同情を寄せ、之を假りて己れの憂思を舒ぶるに在り、

大段落 凡そ七段落より成る、第一大段は篇首より「離騷者猶離憂也」に至る、屈原の離騷を作りたる動機を叙す、第二大段は「夫天者人之始也」より「雖與日月爭光可也」に至る、離騷の精神を贊す、第三大段は「屈平既紕」より「入秦而不反也」に至る、屈原が黜けられたる以後の事跡を敘す、第四大段は「屈平既嫉之」より「見懷王之終不悟也」に至る、離騷の本意を説く、第五大段は「人君無智愚賢不肖」より「豈足福哉」に至る、楚の懷

王の不明を論ず、第六大段は「令尹子蘭聞之」より「蒙世之溫蠶乎」に至る、漁父辭を挿敘す、第七大段は「乃作懷沙之賦」より篇尾に至る懷沙の賦を記す、

屈原作者、名平、楚之同姓也、爲楚懷王左徒、博聞彊志、明於治亂、嫻於辭令、入則與王圖議國事、以出號令、出則接遇賓客、應對諸侯、王甚任之、

第一大段の第一小段なり、屈原が才能あつて重く用ひられたることを敘す、

訓義 「與楚同姓」楚の國王と同姓と云ふこと、即ち其一族、芋姓なり、「左徒」官名、後世の左拾遺の如し、侍從の類、「博聞彊志」博く物事を聞き知り、物覚えの善きこと、彊は強の本字、志は誌なり、記すことなり、記憶の記、「嫻於辭令」嫻は習なり、熟すること、辭令は口上、「明於治亂」古今國家が治まり又は亂るる道理に精通する、

講述 屈原(原は字)は、其名を平と曰ふ、楚の國王と同姓の家柄である、楚の懷王に仕へて、左徒の役を勤めて居つた、彼れは知見博く、記憶強く、治亂の理に精しく、辭使ひに熟した人である所から、宮中に入つては、王と國家の事を談合して命令を發し、宮中を出ては、他國より來れる賓客に接して諸侯に應對し、内外の政務を擔當して居つた事ゆゑ、王にも深く屈原を信任せられた、

上官大夫與之同列、爭寵而心害其能、懷王使屈原造爲憲令、屈平屬草藁、未定、上官大夫見而欲奪之、屈平不與、因讒之曰、王使屈平爲令、衆莫不知、每一令出、平伐其功、以爲非我莫能爲也、王怒而疏屈平、

原が讒せられたることとを敘す、

訓義 「上官大夫」上官は、上役、大夫は執政、茲に上官大夫と云ふは、斬向のことなり、「害其能」彼れの才能あることを、己れの邪魔となすなり、「憲令」法令なり、「屬」書き綴ること、「伐其功」功に誇るを伐と曰ふ、

講述 上官大夫は屈原と同列であつたが、君の寵愛を得ようとして競争し、心に屈原の才を心悪く思つて居つた、懷王が或る時屈原に命じて法律の條文を造らせた處、屈平は其草案を書綴つて未だ完成せざりし時、上官大夫は一見して、之を横取り己れの手柄にしようとしたが、屈平は拒んで與へなかつた、上官大夫は之を遺恨に思ひ懷王に讒言して云ふやう、大王が屈平に條例を造らしめ給ふことは、人民の中に知らざる者なき次第である、所が屈平は常に自分の功に誇り、我が君も、此方でなければ條例は出來ぬと思召すと申し居りますと、懷王は之を聽いて屈平の不埒を怒り、之を遠けて仕舞つた、

文法 「害其能」は虚寫、「欲奪之」は實寫、屈平疾王聽之不聰也、讒諂之



蔽明也、邪曲之害公也、方正之不容也、故憂愁幽思而作離騷、離騷者猶離憂也、第一大段の第三小段なり、風原が離騷を作りしことを敘す

訓義 「聰」耳のさとくして、能く物を聴き分くるを謂ふ、「諂」へつらふ、人の氣に入るやうにするなり、「蔽」おほふ、遮断するなり、「幽思」深く思ふなり、思に沈むなり、「離」遣ふなり、

講述 屈平は、懷王の耳がさとからずして聴き分けなきこと、讒言や諂諛が其觀察力を昏ますこと、邪惡姦曲の小人が公義を害すること、方正の人物が世の中に立たれぬことを恨めしく思ひ、之がため心配悲觀し、思慮に堪へかねて離騷の文を作つたが、離騷とは、離憂と云ふやうなものである、

文法 一の疾の字は下の四句を貫く、四個の也の字を用ひたるは、一句づつ、一個となしたるなり、「離騷者猶離憂也」の一句を以て注となし、下の議論に入るに先だつて一の頓挫をなす、

夫天者人之始也、父母者人之本也、人窮則反本、故勞苦倦極、未嘗不呼天也、疾病慘怛、未嘗不呼父母也、屈平正道直行、竭忠盡智、以事其君、諛人問之、可謂窮矣、信而見疑、忠而被謗、能無怨乎、屈平作離騷、蓋自怨生也、國風好色而不淫、小雅怨諷而不亂、若離騷者、可謂兼之矣、第二大段の第一小段なり、離騷の動機は正しき怨みに在ること論ず

訓義 「慘怛」慘は毒痛なり、怛は悲惨なり、「問」離間なり、君臣の間を離すること、「國風好色而不淫」國風とは、詩經に國風、小雅、大雅、頌の類別あり、國風には列國の詩を載す、其中に男女相慕ふの情を咏じたる作多し、故に色を好むと曰ふ、不淫は耽つて亂りども、秩序を亂るに至らず、離騷は國風と小雅との、色なり怨みなり、弊のない所を兼ねたるものと申して宜しい、「離騷に宓妃等の事あり、是れは君を美人に譬へて思慕の情を寄せたるにて、國風の男女の情とは趣きが違つて居れども、姑く借用したのに過ぎない、刺世身

文法 經典たる詩經に比したるは、離騷の徒に美文として視るべからざることを示したるなり、

上稱帝嚳、下道齊桓、中述湯武、以刺世事、明道德之廣崇、治亂之條貫、靡不畢見、第二大段の第二小段なり、離騷の内容を言ふ

訓義 「帝嚳」五帝の一なる帝嚳高辛氏のこと、「齊桓」春秋時代五霸の第一たる齊の桓公のこと、「湯武」殷の湯王、周の武王、「刺」を刺する、それとなく悪しく言ふ、「條貫」聯絡關係、

講述 離騷は、上は帝嚳の事を稱し、下は齊の桓公の事を言ひ、中は湯王、武王の事を述べ、それを標準として當世のことを非難し、道德の廣大にして崇高

がましくならぬこと、是れは論語にある孔子の語の「關雎樂而不淫」より取りたるもの、「小雅怨諷而不亂」人民が在上の人を諷りたる詩あるも、秩序を亂るまでには至らず、諷はをしる、未嘗言及於父母講述 夫れ天は人間の原始である、(天の造つたものゆゑ)父母は人間の根本である、人間は時に根源を忘れたり、又之に違ふことがあるが、困つてくると、自然本へ返るものである、されば人が勞苦して疲れ果てたときには、天に向つて助けを求めざるものはない、病氣に罹つたり、痛い所があつたり、酷い思ひをしたときには、父母を呼んで訴へないものはない、屈平は己れの主義を正しくし、行爲を眞直になし、忠を竭し智を盡して、其君主に奉公したのに、讒者の爲め離間されたことゆゑ、窮したと申して宜しい、信義を守りて居るに拘はらず疑ひを受け、忠節を盡すに拘はらず悪く言はれたのであるから、怨まずに居られようや、されば屈平が離騷を作つたのは、但し怨みから其動機が出たのである、國風の詩は色を好む情を賦し出でたるものあれども、禮義に止まつて耽けるほどに至らず、小雅の詩は人を怨み諷ることあれ



なる理窟や、治亂の原因結果を明かにし、畢く現出し  
ない所はない、

其文約、其辭微、其志潔、其行廉、  
其稱文小、而其指極大、其舉類  
適、而見義遠、其志潔、故其稱物  
芳、其行廉、故死而不容、自疎濯  
淖汗泥之中、蟬蛻于濁穢、以浮  
塵埃之外、不獲世之滋垢、皜然  
泥而不滓者也、推此志也、雖與  
日月爭光可也、  
第二段の第四小段なり、離騷  
の文字と屈原の人格との高潔無  
比なること  
を贊す、

訓義 「約」簡潔にして要領を得て居ること、「微」  
奥床しく、露骨ならざること、「稱文」稱ははかる、文  
の限量と云ふこと、「指」趣意と云ふが如し、「適」近  
なり、「疎濯」離脱洗濯すること、「淖汚泥」淖は水のぐち

やぐちやしたる處、説文に泥とあり、三字、溝泥のや  
うな穢き場處と云ふこと、「蟬蛻」蟬の蛻、茲には活用  
して脱け出すこと、す、「皜然」白色、又淨き貌、「滓」  
汚る、  
講述 離騷の文體は簡約であつて、其文句は微妙  
であり、屈原の志は潔白であつて、其行爲は清廉であ  
る、彼れの文の限量に於ては小篇であるが、其趣意は  
此上もなく大であり、其類例を擧げた所のものは手  
近でありながら、之に因つて道理を示すことは深遠  
である、彼れの志操が高潔である所から、其物を引く  
に芳しい種類を擧げ、彼れの行ひが清廉である所か  
ら、縦合ひ死すとも世に容れられることを求めず、自  
ら溝泥のやうな社會の中に在つて汚を濯ひ清め、濁  
つて穢い處をば、蟬が殻から出るやうに抜け去つて、  
塵芥の外に游離し、世の中の垢に染まらず、皜然とし  
て、泥にまみれても滓ることなし、屈原の志を推し  
究むるときは、日月と光りを争ふと申しても差支へ  
がない、  
文法 此の一段の論調は、離騷の體を用ひたるも  
のなり、

屈平既緇、其後秦欲伐齊、齊與  
楚從親、惠王患之、乃令張儀佯  
去秦、厚幣委質事楚、曰、秦甚憎  
齊、齊與楚從親、楚誠能絕齊、秦  
願獻商於之地六百里、楚懷王  
貪而信張儀、遂絕齊、使使如秦  
受地、張儀詐之、曰、儀與王約六  
里、不聞六百里、楚使怒去、歸告  
懷王、懷王怒、大興師伐秦、秦發  
兵擊之、大破楚師于丹浙、斬首  
八萬、虜楚將屈匄、遂取楚之漢  
中地、楚王乃悉發國中兵、以深  
入擊秦、戰於藍田、魏聞之、襲楚、

至鄧、楚兵懼、自秦歸、而齊竟怒  
不救楚、楚大困、明年、秦割漢中  
地與楚、以和、楚王曰、不願得地、  
願得張儀、而甘心焉、張儀聞、乃  
曰、以一儀而當漢中地、臣請往、  
如楚、如楚、又因厚幣用事者、臣  
斬尚、而設詭辯于懷王之寵姬  
鄭袖、懷王竟聽鄭袖、復釋去張  
儀、  
第三大段の第一小段なり、張儀の楚を欺きし願  
儀、二末を敘して屈原の諫言を上りたる張本を示す、

訓義 「緇」退に同じ、退けらる、「從親」六國の秦に  
對する反對同盟を從と曰ふ、秦に同盟するを横と曰  
ふ、「佯」いつはつてと訓す、表向なり、「幣」進物なり、  
「委質」質は人質、自ら人質となつて身を差出すなり、  
「商於」秦の二縣の名、「如」ゆくと訓す、「甘心」思を盡  
らす、「詭辯」胡魔化しの説なり、「釋」ゆるすと訓す、



解放すること、  
 講述 屈平は、前に述べたる如く、讒言に因つて退けられて君邊を遠ざかつたゆゑ、國政に與つて居らなかつた、扱彼れが退けられた後の事であるが、秦は齊を侵略しようと思つた處、何分齊は當時楚の國と反秦同盟の間柄であつたゆゑ、若し齊を伐つときは楚が援兵を出すに相違ないから、秦の惠王は之を患ひ、遂に一策を考へ、表面上、腹心の張儀に暇を出し、鄭重なる進物を持たせて自ら人質となり、楚に奉公せしめ、楚王の信用するを見料らひ言はしむるやうに、秦は元來齊をば深く憎み居ることであるが、之を伐ちたく思つても、貴國が之と同盟せらるゝゆゑ甚だ困却致す、若し此の際秦に好意を表せられ、齊と絶交あらば、御禮として秦より、商、於の地六百里四方を獻上致すべしと、懷王は土地が欲しさに、怒張つて張儀の申すことを信じ、彼れが言ふまゝに早速齊との同盟を破棄し、使者を秦に遣はして約束の土地を受取りしめようとした處、此の時張儀は已に歸つて秦に居つたが、談判に臨み、詐つて言ふやう、拙者が楚王と約束したのは六里四方の土地であつて、六百里

と申した覺えは御座らぬと、楚の使者も彼れの不誠實に腹を立て、急ぎ秦を立去り、本國に歸つて懷王に報告した、懷王は之を聞いて大いに怒り、大いに軍勢を興して秦を攻めた處、秦も兵を出し、楚の軍勢を迎へ撃ち、丹浙と云ふ處にて散散に之を打破り、首級を取ること八萬、楚の將軍屈匄を捕虜とし、遂に楚の領土である漢中の地を占領した、懷王は憤慨に堪へず、全國の兵を殘らず徵發して、深く秦の國內へ攻入り、藍田にて接戦に及ぶ、魏王之を聞き、機乘すべしとて不意に楚を攻め、鄧と云ふ處まで至つたものであるから、楚の兵は本國を氣遣ひ、秦より引返した、然るに齊は以前に楚が同盟を破りたることを怒り、楚を救はなかつた、そこで楚は全く孤立となつて、大に困難に陥つた、其翌年に至り、秦は、どういふ考へであつたか、一旦楚より取つた漢中の地を切離して還付に及び、楚と和睦せんと申出でた、然るに懷王の秦に對する口上は、土地を得ることは願はしからず、何卒憎むべき張儀を頂戴して、思ふ存分に致したしと、張儀此のことを聞いて云ふやう、拙者一人の身體を先方へ遣りさへせば、漢中の土地を渡さずに濟むと云

ふ次第ならば、何卒楚の國へ參りたしとて、遂に楚へ赴いた、斯くて楚の臣下中、勢力を振へる靳尚(即ち上官大夫)に鄭重なる進物を贈つて、之を味方に引入れ、又懷王の愛妾の鄭袖を、胡麻化して辯説にて取込み、色色張儀の罪を懷王に取り成さしめた處、懷王は鄭袖の申す言を聽き入れ、一旦殺さうと思ひつめた、張儀を解放して、秦へ歸らしめた、

是時屈平既疏、不復在位、使於齊、顧反、諫懷王曰、何不殺張儀、懷王悔、追張儀不及、  
第三大段の第二小段なり、張儀に關するを殺す。

此の時屈平は既に懷王より疏遠にせられ、最早侍從の地位に居らないこととなり、齊の國へ使者に往き、歸國して張儀の顛末を聞知つたので、王を諫めて云ふやう、何故に張儀の如き我が國の害となる者を殺さずして、無事に返し給ひしやと、懷王も茲に始めて彼れに欺かれたることに氣附いたので、急に追手をかけたが、既に時日も過ち手後れとなつて、聞

に合はずにしまつた、  
 文法 「是時屈平既疏」の一句を以て忽ち本傳に接

入す、  
 其後諸侯共擊楚、大破之、殺其將唐昧、  
第三大段の第三小段なり、懷王が張儀に欺かれ、孤立となりし結果を言ふ。

其後列國は連合して楚を撃ち、大に之を打破り、楚の將軍唐昧を殺した、  
 文法 張儀は客なり、此に至つて之を結ぶ、○暗に屈原若し位に在りしならば此の如き失敗なるべきことを示し、以て懷王の不明を證したるなり、

時秦昭王與楚婚、欲與懷王會、懷王欲行、屈平曰、秦虎狼之國、不可信、不如無行、懷王稚子子蘭勸王行、奈何絕秦歡、懷王卒行、入武關、秦伏兵、絕其後、因留懷王、以求割地、懷王怒、不聽、亡



走趙趙不内復之秦竟死於秦而歸葬

訓義 「虎狼之國」殘忍貪暴なること、虎狼の如き國と云ふ意、「稚子」幼兒なり、「歎」好情と云ふが如し、

講述 時に秦の昭王は、政策上、楚と縁組の交渉に出で、それに就き懷王と會合したき由を申込んだ、懷王は敵の計略なりと覺らないで、出向ふとせられた、屈平又諫めて云ふやう、秦は虎狼同然の國にて、害心あるゆゑ、縦令ひ甘言を以て我れを誘ふとも、浮かと思ふことは出来ぬ、先づ御見合せあつて然るべしと、然るに懷王の幼子にて子蘭と云ふもの、折角申込んで來た秦の好意を、何として無下に斷ることがあらうやとて、懷王に往くことを勧めたので懷王も愈、出て往つて、武關と云ふ關門へ入つた處、秦は、伏兵を以て後の路を絶ち切り、從者の來られぬやうに爲し置き、懷王を秦に拘留して土地の割讓を要求し、之を聽入れなければ何時までも歸さざる態度に出でたので、懷王も又秦に欺かれたことを怒り、其要求を拒

絶し、脱走して趙の國に至つた處、趙は之を入れなかつたので已むを得ず復び秦に往き、秦の地にて死去せられた、其遺骸は本國に歸ることとなり、葬式を營まれた次第である、

長子頃襄王立、以其弟子蘭爲令尹、楚人既咎子蘭以勸懷王入秦而不反也

訓義 「令尹」執政なり、楚にては大夫を令尹と謂ふ、

講述 懷王が秦にて死去せられたので、長子の頃襄王が立つて王位に即いたが、其弟の子蘭を以て令尹の職に任じた、楚國の人は、子蘭が父の懷王に勸めて秦に入らせ、其儘異郷に朽ち果てさせたことを咎めて居つたのである、(夫れに頃襄王が、彼れを重く用ひたのは非常な失徳ではないか、)

文法 是れ亦屈原が讒言を蒙りたる張本を掲げて、下文の脈絡としたるなり、

屈平既嫉之、雖放流、睠顧楚國、繫心懷王、不忘欲反、冀幸君之一悟、俗之一改也、其存君興國而欲反覆之、一篇之中三致意焉、然終無可奈何、故不可以反、卒以此見懷王之終不悟也

訓義 「放流」放逐せらるゝこと、「睠顧」振り回つて見ること、心が残り、棄てがたい思ひあること、「繫心懷王」懷王の事を念頭に掛くる、「反」本心に立返らしむるなり、「冀幸」希望する、「反覆」繰返す、

講述 屈平は夙に子蘭を憎み、其身は放逐されて居つても楚國を懐しく思ひ、懷王の事、念頭より去らずして、何卒本心に立返らせようと思ふ、暇もなく、

主君が一たび過ちを悔い給ひ、楚の風俗も改まれかしと願ひ居り、君主を保全し國家を興して、之を古への有様に繰返さうとするに就いては、彼れの作りたる離騷一篇の中に於て三たびも(幾度もの意)心を盡して居る、然れども終にどうすることも出来ず、古へに反すことは不可能となつた、懷王の悟らないで仕舞つたことは此れで分る、

文法 前段に楚人の子蘭を咎めたることを記したるは、此に屈原が子蘭を嫉むことを敘するに就いて、其屈原の私怨に非ざることを見はす爲なり、

人君無智愚賢不肖、莫不欲求忠以自爲、舉賢以自佐、然亡國破家相隨、屬而聖君治國、累世而不見者、其所爲忠者不忠、而所謂賢者不賢也

訓義 凡そ人君には智愚、賢不肖の別はあれども、おしなべて忠臣を手に入れて己れの利益となし、賢



人を引擧げて己れの輔佐とすることを欲せぬものはない、然るに國を亡ぼし家を破る者が後から後からと引續き、聖明の君や治平の國は幾代を歴ても見當らぬのは、忠臣であると思ふ所の者が不忠であり、賢人であると思ふ所が不賢者であつて、欲する所と實際とが顛倒するからである、

懷王以不知忠臣之分、故內惑於鄭袖、外欺于張儀、疏屈平而信上官大夫、令尹子蘭、兵挫地削、亡其六郡、身客死於秦、爲天下笑、此不知人之禍也、

訓義 「亡」失ふなり、「客死」他郷に死すること、講述 懷王は忠臣と不忠臣との差別を知らなかつたため、内は愛妾の鄭袖に云ひくめるめられ、外は敵國の間者張儀に欺かれ、屈平の如き忠臣を疏んじて、上

官大夫、子蘭の如き不忠の臣を信じ、之が爲に軍勢は挫かれ土地は削られ、六郡を失つた上、身は他郷に死し、天下の人の物笑ひとなつたのは、此れ人を見分けることの出来なかつたことから起つた禍ひである、  
文法 總べて上文に敘したる事を收む、○「此不知人之禍也」の一句は斷語なり、

易曰、井渫不食、爲我心惻、可用汲、王明並受其福、王之不明、豈足福哉、

訓義 「易曰」井の卦、九三の爻の辭、「井渫不食、爲我心惻、可用汲、王明並受其福」渫は、さらひて泥などの穢きものを取り除くなり、惻は心痛、此の二句の意味を案するに、井を渫ふは己れの宜しからざる處を去つて潔白にするに譬へたるものにて、食はれずとは用ひられぬこと、飲むと言はずして食の字を用ひたるは、此の語は、食、惻、福を以て韻字となしたるに由る、「可用汲、王明並受其福」は、苟くも賢明なる人があつて、汲み取つて之を用ふるときは、君臣共に福

を受くべしとの意なり、  
講述 易に云ふ、折角井戸替へをしても、其水は人に飲まれない、我れ(井戸)は何如にも痛ましく思ふ、なせなれば、汲んで用ふべき價直があるからである、如し善く目の見ゆる君があつて、汲んで之を用ふるならば、上下共に其福を受くるであらうと、然るに懷王のやうな不明の君では、何として福を受くるに足りようや、

令尹子蘭聞之、大怒、卒使上官大夫短屈原于頃襄王、頃襄王怒而遷之、

訓義 「短」人の疵を擧ぐることに、「遷之」と訓ず、講述 令尹子蘭は、屈原が己れを憎む由を聞いて大いに怒り、到頭上官大夫をして頃襄王に屈原のことを悪しく言はしめた處、頃襄王は怒つて、屈原を左遷した、

屈原至於江濱、被髮行吟澤畔、

顏色憔悴、形容枯槁、漁父見而問之、曰、子非三閭大夫歟、何故而至此、屈原曰、舉世混濁而我獨清、衆人皆醉而我獨醒、是以見放、漁父曰、夫聖人者、不凝滯於物、而能與世推移、舉世混濁、何不隨其流、而揚其波、衆人皆醉、何不鋪其糟、而啜其醪、何故懷瑾握瑜、而自令見放爲、屈原曰、吾聞之、新沐者必彈冠、新浴者必振衣、人又誰能以身之察察、受物之汶汶者乎、寧赴常流而葬乎江魚腹中耳、人安能以



皓皓之白而蒙世之溫蠖乎第六段

の第二小段なり、漁父辭を挿む。

訓義 「澤畔」澤は沼なり、水地なり、屈原の遷されたるは今の湖南、水地なるが故に澤國の名あり、畔は邊なり、「憔悴」瘠せ衰ふるなり、「枯槁」草木の枯れ果つること、「三閭大夫」三閭の職は、王族の三姓、昭、屈、景を掌る、屈原嘗て此の官に任ず、「凝滯」執著する、「鋪」食ふなり、「啜」酒の濁れるもの、「又薄き酒」「瑾瑜」共に美玉の名、「察察」淨潔なり、「汶汶」垢汚なり、「常流」常は長の音通、「皓皓」純白の貌、「溫蠖」くろすみたる貌、

講述 屈原は流されて江水の附近に至り、髮毛も結はず、冠も著けず、髪は振り亂れて蔽ひかぶさり、澤の岸邊をさまよひながら詩を吟じて居つたが、其顔色は瘦せ衰へ、容貌は枯木の如く、見る影もなき様子であつた、折柄一人の漁父が之に行逢ひて尋ぬるやう、君は三閭大夫にて在さずや、斯かる貴き家柄の方にてありながら、何故斯様な邊鄙へ御出でなされたかと、屈原答へて曰く、當今世間推しなべて濁つて

居る中に、自分獨りは清潔であり、一般の人は酒に酔ひたるやうに本心を失つて居る中に、自分獨りは醒めて居る、斯く社會の仲間外れであるから、之が爲に流罪の憂目に遇つたのであると、漁父の云ふ、夫れは君の心得違ひと云ふものである、一體聖人と云ふものは物事に屈託しないで、能く時世と推移つて往き決して自我を立てぬものである、君の申さるゝやうに世の中が濁つて居るならば、何とて其濁つた流れのまゝに濁つた政を立てなさらぬのであるか、一般の人が皆酔つて居るならば、何とて其糟を食ひ其しぼり汁を啜つて、一所に酔ひなさらぬのであるか、何故瑾瑜のやうな立派な才能を抱き、それを人目に立つやうにして、流罪などにされたのであるか、屈原云ふ、吾れ聞き及びたるとあり、新たに頭を洗つたものは冠の塵を弾き落し、新たに湯に入つたものは必ず著物を振つて芥を落すと、是れは折角綺麗であるものに汚が附いてはならぬからである、誰れにしても、察察然と清淨無垢の身でありながら、汶汶然と垢じみた物を受附けて、我慢することがあらうや、之を我慢する位ならば、いつそ長江に身を投げて、魚の腹

中に葬られる方が増である、夫れに何とて皓皓と純潔の身でありながら、世のどすぐろい物を蒙つて居ることが出来ようや、

乃作懷沙之賦、其辭曰、第七大段の第一小段なり、上

か承け挽を起す

講述 屈原は斯く入水しようとして決心したので、懷沙賦と云ふ文を作つた、其文句に云ふ、

陶陶孟夏兮、草木莽莽、傷懷永

衰兮、汨徂南土、第七大段の第二小段なり、第

訓義 「陶陶」陽氣の盛んなる貌、「孟夏」首夏なり、

「莽莽」繁茂の貌、「汨」旅路を急ぐ貌、「徂」往くなり、「南土」江南の地、即ち屈原の左遷せられたる處、

講述 陶陶と陽氣の盛んである此の夏の初めの頃は、草も木も莽莽と茂つて居る、斯う云ふ氣も引立つべき時候でありながら、自分は心中に痛ましい事あつて、永く哀に堪へないのは外でもない、今や左遷の身となり、取急いで南方の地へ旅立つこととなつたからである、

陶兮窈窕、孔靜幽墨、寃結紆軫兮、離愍之長鞠、撫情効志兮、俛

誦以自抑、第七大段の第二小段なり、第

訓義 「陶」眩なり、「窈窕」たをやか、「孔」甚なり、

「墨」黙なり、「紆軫」屈痛なり、「離愍」疾に罹る、「鞠」きはまると訓ず、窮迫すること、「撫情効志」情を鎮め、考へなほすを謂ふ、「俛誦」俛は俯に同じ、誦は屈に同じ、

講述 愈、江南の地へ来て見れば、山青く水緑に、景色の麗はしきこと、まばゆきばかり、非常に間靜であつて浮世の聲も聞えない、平生ならば心も慰めらるゝ筈であるが、何にせよ寃罪に心も結ばれ、屈託悲哀の情態は丁度病氣となつたやうに、何つまでも窮困に堪へられぬ、さりながら我れと我が情を鎮め考へを直し、姑らく頭を俯し志を屈して自ら抑へてを

剋方以爲園兮、常度未替、易初本由兮、君子所鄙、章畫職墨兮、



前度未改

第七大段の第三小段なり

訓義 「刑」削る、「圓」圓に同じ、「常度」度は法度、「本由」常道を言ふ、「章」明なり、「畫」計畫なり、「職」掌るなり、轉じて守るの義となる、

講述 世の中の人は、四角な物の角を削り取つて圓形とするが、自分に於ては、一定の法則を變ずることをしない、抑、人が時世の何如に因つて最初の行ひを更へたり、常の道に離れたりするのには君子の鄙む所である、故に宛も大工が設計を明かにし、繩や墨の用ひ方を守るに古來の規則を改めないと同様にしなければならぬ、

内直質重兮、大人所盛、巧匠不斲兮、孰察其揆正、玄文幽處兮、矇眛謂之、不章、離婁微睇兮、瞽以為無明、

第七大段の第四小段なり

訓義 「大人」盛徳の人を謂ふ、「盛」盛んとし美とするにて、稱美の義なり、「巧匠」上手な大工、「斲」け

づる、「揆正」きりもり」と云ふが如し、寸法の適宜、「玄文」非常に彩色のあるもの、「幽處」薄闇き場處、「矇眛」盲者、「不章」文彩のなきこと、「離婁」古代視力の強きことを以て有名なる人、「微睇」目を細くして視る、

講述 心が正直であつて人柄の重みあることは、大人の稱賛する所である、何如に上手な大工でも木を削つて見なければ、誰れが其寸法に適つて居ることを知らうや、立派な光彩あるものも闇がりに置いた日には、人は彩色のないものと考へる、離婁も目を細くして物を視るときは、瞽者でも彼れを見えぬものとなすべし、

變白為黑兮、倒上以為下、鳳皇在笱兮、雞雉翔舞、同糝玉石兮、一槩而相量、夫黨人之鄙妬兮、羗不知吾所臧、

第七大段の第五小段なり

訓義 「笱」籠なり、「糝」ごたまぜにする、「一槩」一様と云ふが如し、「鄙妬」輕蔑し嫉妬する、「羗」楚人の

感嘆詞、

講述 今の世の中は、白い物をば黒とし、上を倒にして下となし、之がため靈鳥である鳳皇は籠の中へ押込められ、雞や雉のやうな凡鳥は反つて高く空中に飛翔すると云ふことになり、(君子が辱められて、小人の時を得ることに喩へたるなり、)玉も石も差別せず、ごたまぜに勘定すると云ふやうに、凡て顛倒して居る、彼の小人仲間の奴等は我れを鄙み妬み、之がため無實の罪にも陥つた次第であるが、扱も世間の人は我が善き所を知つてくれない、

任重載盛兮、陷滯而不濟、懷瑾握瑜兮、窮不得余所、示邑犬群吠兮、吠所怪也、誹駿疑桀兮、固庸態也、文質疎內兮、衆不知吾之異采、

第七大段の第六小段なり

訓義 「任」荷物なり、「載盛」載は車の積荷、盛は澤山と云ふこと、「陷滯」窪い處に落込み、動き出せぬ

こと、「示」語ぐると云ふ義、「桀」傑なり、「文質疎內」疎は疏通、能く事物に達するを謂ふ、文質とは外美と内實、才と徳、

講述 我が國家の事を擔當せしことを譬ふれば、宛も車馬に積みたる荷物の重大であると同様、遂に力に餘つて地中に落込み、行き果すことが出来なかつた、瑾瑜とも謂ふべき立派な才能を身に持ちながら、斯う云ふ逆境となつて、自分の言ひたきことも十分陳することも出来ず、村里の犬が群をなして吠ゆるのも、犬の心にて怪しいと思ふものを吠ゆるのである、駿であるの桀であるのと云ふ良い馬(俊傑の士)を試みたり疑つたりするのは、固より凡庸の人の仕方である、さればこそ、自分は文も質もあり、事實に通達する所の才を持つて居れども、世間は自分が人に異つたる光采のあることを知らぬのである、

材樸委積兮、莫知余之所、有重仁襲義兮、謹厚以為豐、重華不可悟兮、孰知余之從容、

第七大段の第七小段なり



訓義 「材樸」材は木材、樸は木の未だ斧斤を加へざるもの、「あらしき」材は文なり、樸は質なり、「委積」つみかさねる、「襲」かさねざること、「重華」舜帝のこと、「悟」逢ふなり、

講述 我が文にも富み質にも富むことは、宛も材樸の山のやうに積み重ねたる如くなれども、世人は世の所持する才徳が此の如くなることを知る者なし、されど余自身は飽くまで仁義を身に重ね纏ひ、謹慎温厚を以て吾が徳を豊富にしつゝあり、虞舜のやうな聖帝には逢ふことが出来ぬ以上、誰れあつて予の、ゆつたりとして仁義に安んずることを知るものがあらうぞ、

古固有不竝兮、豈知其故也、湯禹久遠兮、邈不可慕也、懲違改忿兮、抑心而自彊、離溘而不遷兮、願志之有象、進路比次兮、日昧昧其將暮、含憂虞哀兮、限之

以大故第七大段の第八小段なり 訓義 「不竝」懸隔するを言ふ、「邈」遙かなる形容、「強」つとむと訓ず、「溘」亂なり、「象」法なり、「比次」比は及ぶと訓ず、次はやどる、「昧昧」日のくらきこと、「大故」死を謂ふ、

講述 昔しの道は固より今日と懸け違つて居るが、どう懸け違ふと云ふことが分らうや、湯王や禹王は已に時代が古く遠いから、遙遙として居て何程慕つて見た處で無効である、世俗に違背したことに懲り、立腹の心を改め、我れと心を抑へて自ら耐忍し、不秩序の時代に逢つても方針を更へず、志に法る所あらんことを願つて居る、段段旅路を進み、宿を取る頃、日は薄昏くなつて暮れかゝつた、此の時胸中に憂悶の念を含んで哀を催し、行詰りは死亡することにぞある、

亂曰、浩浩沅湘兮、分流汨兮、脩路幽拂兮、道遠忽兮、曾陰恆悲兮、永嗟慨兮、世既莫吾知兮、人

心不可謂兮、懷情抱質兮、獨無匹兮、伯樂既沒兮、驥將焉程兮、人生有命兮、各有所錯兮、定心廣志、余何畏懼兮、曾傷爰哀、永歎喟兮、世溘不吾知、心不可謂兮、知死不可讓、願勿愛兮、明以告君子兮、吾將以爲類兮第七大段の第九小段也

訓義 「亂曰」賦の終りに於て其要點を撮み、全體の意を再説するものを亂と曰ふ、「浩浩」廣大の貌、「沅湘」沅江と湘江、川の名、「汨」急に流るゝなり、「脩路」長き路、「幽拂」暗く淋しきこと、「陰」吟に同じ、「謂」説くなり、「伯樂」前に出づ、「程」はかる、評價すると云ふこと、「錯」安んずると訓ず、「喟」嘆聲、「溘」にござるなり、「類」例と云ふが如し、

講述 賦を概括して修飾したる辭に云ふ、浩浩として際限も知れない沅江と湘江との水は、二條に分

れて早瀬に流れて居り、長く連なつて居る路は何となく淋しく、旅の道中、何と遠いとか、左遷の身は或は詩を吟じて懐ひを遣り、絶えず悲み通しにて嗟嘆慷慨する次第であるが、世間に自分を知つてくれるものがない以上、今日の人には道理を言つて聴かすともならず、心に眞情を懷き、身に實質を抱いて居つても、自分唯一人であつて誰れも仲間はない、馬の鑿定に妙を得たる伯樂は已に没して仕舞つたから、驥と云ふ良馬があつたとて、どうして見分くるであらう、人の生涯には天命があつて、銘銘安んずべき所がある、されば余も心を定め志の廣く持ち、何の畏懼する所があらう、さりながら、心に傷み又は哀しみ、永く嘆息の聲を洩らすのは、世の中が濁つて自分の心を知つてくれず、心に思ふことを説いて聴かせることが出来ぬからである、抑も死は避くべからざるものであるから、何卒命を惜むまい、明かに世の君子に告げ申す、自分は今死して忠臣の例を作らうとすることをと、

文法 懷沙賦は此に終る、於是懷石、遂自投汨羅以死第七大段



の第十小段なり

訓義 「汨羅」長沙に在り、今湖南省に屬す、川の名、

講述 是に於て屈原は石を抱へ、浮ばぬやうに仕度をなし、汨羅の川へ身を投げて死したり、

餘説

叙事、議論を錯綜して傳となし、中に屈原の文字を挿み、一二語を補つて承接を敏にし、收束を行ふ、文の斷法、續法、人意の表に出づ、而して行文悽怨の處は、乃ち又離騷に似たり蓋し司馬遷の窮愁により書を著はしたるは、屈子と心契するところあり、是れ其の自然に相類する所以なり、

卜居

屈平

講題 トは吉凶を卜するなり、居は處なり、身を立て安んずる所の地を謂ふ、居屋の居に非ず、屈原は、懷王の讒を信じ賢を黜くるを以て、疑問

方針を取つて宜いか分らない、

乃往見太卜鄭詹尹曰、余有所

疑、願因先生決之、詹尹乃端筮

拂龜曰、君將何以教之、第二大段の第一小段なり、太

卜の間を敘す、

訓義 「太卜」卜を掌る官なり、「端筮」筮は著、今日の筮竹に當るもの、端はたす、揃へるなり、「拂龜」凡そ卜法は、龜の甲を灼き、其裂け目に因つて吉凶を占ふもの、拂は龜の甲の塵などを拂ふこと、端筮と曰ひ、拂甲と曰ふ、皆占の準備、「何以教之」どう云ふことの御尋ねになるのかと云ふこと、教之と云ふは彼を尊び自謙するの稱、

講述 屈原は方針に惑つた所より、太卜の鄭詹尹の所へ往き、依頼するやう、拙者心に疑ふ所がある、何卒先生に占つて戴いて、之を決したいものであると、詹尹はそこで筮竹を揃へ龜の甲を拂ひ、もつたいらしく構へて云ふやう、扱私に占へと仰しやる事は、どう云ふ筋でありますかと、

を設け己れの處すべき所を卜したるにて、眞に疑つて問ひたるに非ず、  
大旨 トした所で吉凶は知り難し、吉凶の何如に係はらず、我れは吾が志を行ふ外なきことを言ふ、  
大段落 凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「不知所從」に至る、卜居の來由を叙す、第二大段は「乃往見太卜鄭詹尹曰」より「誰知吾之廉貞」に至る、疑問を設く、第三大段は「詹尹乃釋策而謝曰」より篇尾に至る、決論を敘す、

屈原既放三年、不得復見、竭智盡忠、而蔽障於讒、心煩慮亂、不知所從、第一大段

訓義 「蔽障」君臣の間を遮斷せらるるを言ふ、

講述 屈原が放流せられてから三年になるが、最早懷王に謁見することが出來ず、元來君の爲に智慮を竭し忠義を盡したのに、讒言に因つて君との間を隔てられ、精神もよくよよし、思慮も亂れ、どう云ふ

文法

「何以教之」の二句は、下文屈原の疑問を起す、

屈原曰、吾寧悃悃欵欵、朴以忠乎、將送往勞來、斯無窮乎、寧誅鋤草莽、以力耕乎、將游大人、以成名乎、寧正言不諱、以危身乎、將從俗富貴、以媮生乎、寧超然高舉、以保真乎、將促訾慄斯、喔咿嚅唳、以事婦人乎、寧廉潔正直、以自清乎、將突梯滑稽、如脂如韋、以潔楹乎、寧昂昂若千里之駒乎、將汜汜若水中之鳧乎、與波上下、偷以全吾軀乎、寧與騏驥亢軛乎、將隨駑馬之迹乎、



寧與黃鵠比翼乎、將與雞鶩爭食乎、

訓義 「悃悃欸欸」志の純一にして誠實の貌、「朴飾り氣なきこと」、「送往勞來」俗人と行動を共にするを言ふ、「窮」困窮なり、「大人」貴顯の人、權勢ある人、「媮」ぬすむと訓ず、「眞」自我なり、「促警慄斯」人の顔色を視て機嫌を取ることを、「啞咿喞呢」強ひて笑ふ、せらわらひ、「突梯」圓轉自在の貌、「如脂如韋」柔軟を意味す、「潔楹」角を取つて圓くすること、「昂昂」氣高き貌、「千里駒」駿馬なり、「汜汜」たゞよふ形容、「儉」苟なり、「亢輓」亢はあらそふ、輓は車の首木、馬や牛の首を附ける所の木、「黃鵠」鴻鵠に同じ、雁に類する大鳥、「鶩」あひる、

講述 屈原曰く、自分はイツソ誠實一點張りて、質朴を守り忠節を盡したものであらうか、其れとも往く人を送り來る人を勞ひ、人並みの附合をして困窮せぬ様にしたものだらうか、是れが疑問の一、イツソ田畝の草や茹を鋤き取り、耕作に骨を折つたものだらうか、其れとも勢力家に附いて、榮譽を得たものだらうか、是れが疑問の二、イツソ眞直に意見を陳べて憚らず、刑罰のやうな危険に遇つたものだらうか、其れとも浮世と同化して富貴の身分となり、安樂の生涯を貪つたものだらうか、是れが疑問の三、イツソ超然と高く人世を飛離れて、眞我を保つたものであらうか、其れとも人の顔色を窺つて機嫌を取り、エヘとせ、ら笑ひをして、君の愛妾の氣に入るやうにしたものだらうか、是れが疑問の四、イツソ廉潔正直の行ひをして、自ら清くしたものであらうか、其れともすべすべぬらぬらとして物に礙らず、脂の如く又韋の如くにぐにやぐにやして、角を取り圓くなつたものだらうか、是れが疑問の五、イツソ昂昂と氣高きもあり、威勢宜くもあること、千里の駒の様にしたものだらうか、其れとも汜汜とし、水の上に浮んで居る鳧の様にしたものであらうか、浮世の波につれて浮きつ沈みつして、兎も角も吾が身を安全にしたものだらうか、是れが疑問の六、イツソ騏驥と競争したものだらうか、其れとも鶩馬の後に附いて、ノソソソ行くべきであらうか、是れが疑問の七、イツソ黃鵠と羽を並べて、天上に翔つたものだらうか、其れとも鷄や鶩

と餌を争つたものだらうか、是れが疑問の八、  
文法 以上八箇條、寧の句と將の句と、兩兩對舉し、大抵下句は上句に反す、然るに半途に至り、忽然として「與波上下儉以全吾軀乎」の一句を挿み、平調を破りたり、  
此孰吉孰凶、何去何從、  
講述 以上二つ宛並べ舉げたる事は、孰れが吉で孰れが凶であるか、即ち何ちらを止して何ちらを取つたものであらうか、  
文法 去は凶に屬し、從は吉に屬す、  
世溷濁而不清、蟬翼爲重、千鈞爲輕、黃鍾毀棄、瓦釜雷鳴、讒人高張、賢士無名、吁嗟默默兮、誰知吾之廉貞、  
訓義 「蟬翼」極めて輕き者の喩へ、讒佞の小人を謂ふ、「千鈞」三十斤を一鈞とす、千鈞は極めて重き物

の喩へ、君子忠臣を謂ふ、「黃鍾」貴重なる樂器、  
講述 世の中は腐敗して濁りに濁り、賄賂など流行して清くない、其結果として、吹けば飛ぶやうな蟬の翼に齊しい小人を重んじて、千鈞の重みある君子を輕んじ、賢人は棄てられて、くだらぬ輩が色色な事を言ふのは、黃鍾の樂器が破却せられて、瓦細工の釜が鳴るやうであり、讒人は高く朝廷に位を占めて勢ひを張り、賢士は民間に落ちぶれて名譽も出ない、扱も扱も世に此の事を言ふものなく、皆默默として口を閉づることゆゑ、誰れが吾れの廉潔にして忠貞なることを知るものがあらうか、  
文法 是れ前に謂はゆる「心煩慮亂」の實現なり、「吁嗟默默兮」の二句は世に知己なきを嘆せしなり、若し知己あれば必ずトふに及ばず、知己なきが故に鄭詹尹を累はさるを得ずとの意を含む、  
詹尹乃釋策、謝曰、夫尺有所短、寸有所長、物有所不足、智有所不明、數有所不逮、神有所不通、



用君之心行君之意、龜策誠不能知此事、第三大段なり

訓義 「釋」手から放すこと、「策」上に出でたる筈に同じ、「物」龜を謂ふ、「數」策を謂ふ、

講述 簷尹は屈原の斯の述懐が終ると、手に取上げた策竹を下に置いて辭退するやう、夫れ一尺と云へば長けれども、若しそれにて足らぬ場合には短きことがあり、一寸と云へば短いけれども、若しそれにて餘る場合には反つて長きことがある、即ち龜の靈を以てしても足りないことがあり、其智明かならざることもある、策の力を以てして及ばないことがあり、其働きも通じないことがある、されば君には、君の心を用ひて君の意を行ひ給へ、龜策即ち卜筮も、君の求めらるゝ事を知ることが出来ぬ、  
文法 「用君之心行君之意」は、即ち一篇の主意の歸著する處なり、

餘説

宮脇通赫云ふ、屈平、己れの從ふ所に於て、既に胸中に決し、嘗て疑ふ所なし、而して世態人情を

述べて、以て後世に傳へ、人をして鑑みる所あらしめんと欲し、特に疑問を設けて、以て此の文を作る、寧の字、將の字を以て一正一反、許多の行狀を歴舉し、然る後世態を説き出し、末に君の心を用ひ君の意を行へを以て結束す、乃ち賢たるも愚たるも、己れに由つて人に由らざるの意を明かにす、眞に是れ道を見るの言、曲を盡し神に入る、絶佳絶妙と、善く此の文の妙を盡せり、

漁父辭

屈原

屈原既放、遊於江潭、行吟澤畔、顏色憔悴、形容枯槁、漁父見而問之曰、子非三閭大夫與、何故至於斯、屈原曰、舉世皆濁、我獨清、衆人皆醉、我獨醒、是以見放、漁父曰、聖人不凝滯於物、而能

就いて講解を施すべし、

訓義 「潭」淵なり、「滯」音こつ、亂すなり、「歌」するなり、「醜」酒の滓なり、「莞爾」微笑の貌、「楫」なり、「滄浪」水名、

講述 「漁父」以下「漁父は屈原の説を聞き、莞爾としてほゝるみ、船ばたを叩いて往きつゝ、歌つて云ふ、滄浪の水が清めるときは、吾が冠の纓を洗ふべく、滄浪の水が濁れるときは、吾が足を洗ふべしと、其儘去つて仕舞つたきり、二度と言葉をかはさなかつた、

春夜宴桃李園序

李太白

講題 春の夜に、李太白が諸從弟と、桃や李の花園に宴會を開きたる有様を叙べたるものなり、  
大旨 骨肉の樂みと、文字の樂みとを合せたることを言ふ、

與世推移、世人皆濁、何不泥其泥而揚其波、衆人皆醉、何不餽其糟而歎其醜、何故深思高舉、自令放爲、屈原曰、吾聞之、新沐者必彈冠、新浴者必振衣、安能以身之察察、受物之汶汶者乎、寧赴湘流、葬於江魚之腹中、又安能以皓皓之白、而蒙世俗之塵埃乎、漁父莞爾而笑、鼓枻而去、歌曰、滄浪之水清兮、可以濯吾纓、滄浪之水濁兮、可以濯吾足、遂去不復與言、

此の文は既に前篇屈原傳中に見えれば、今唯其中文字の異なるもの、及び傳に缺けたるもののみ



大段落 凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「良有以也」に至る、人世の樂まざるべからざる理由を説く、第二大段は「況陽春召我以烟景」より「序天倫之樂事」に至る、好時節に應じて樂むを言ふ、第三大段は「群季俊秀」より篇尾に至る、花月の良夜に文學的娛樂を爲すべきを言ふ、

夫天地者萬物之逆旅、光陰者百代之過客、而浮生若夢、爲歡幾何、古人秉燭夜遊、良有以也、

第一大段なり、

訓義 「逆旅」逆は迎ふるなり、旅は客なり、旅店を逆旅と曰ふ、「過客」通行の旅客、「浮生」人間のはかない一生、「歡」愉快、「古人秉燭」秉は取ると訓ず、あかりを點けること、古詩十九首の中に云ふ、生年不滿百、常懷千歲憂、晝短若夜長、何不秉燭遊」と、「以」誠にと訓ず、實以てなり、「有以也」以は故なり、理由あると云ふこと、

講述 夫れ天地と云ふものは、其間に來る者あり、去る者あり、凡て萬物の宿屋である、又光陰と云ふものは、百代も更る更る通つてゆく旅客である、而して人間の浮世に生きて居るのは夢のやうで、其間に愉快をするのは何の位であるか、幾らもありはせぬ、古人が晝間だけでは物足らないで、燈火を點して夜も遊んだのは、實際道理あることである、

文法 題中の夜の字を點出す、  
況陽春召我以烟景、大塊假我以文章、會桃李之芳園、序天倫之樂事、

訓義 「陽春」溫き春と云ふこと、「烟景」春は霞など立ち籠めて、のどかなる所より、春の景色を烟景と曰ふ、「大塊」天地なり、莊子齊物篇に出でたる字面、「假」加ふるに」と云ふが如し、「文章」文學的能力を指す、「序天倫之樂事」天倫は人倫と云ふが如し、骨肉關係を謂ふ、序は次第、今從兄弟と宴會をなすことなれば、長幼共に樂むことを謂ひたるなり、

講述 只さへも遊ばなければならぬのに、まして今は陽春の好い時節は、烟や霞の立て込めて、言ふに言はれぬ景色を以て、我等を迎へ、天地は又我等に文章を授け給ひたる事であるから、何とて遊ばずに居られよう、そこで桃や李の咲き亂れて、花の香の芳しき庭園の中に會合を催し、長幼打揃つて、骨肉の快樂を盡すわけである、

文法 題中の春の字、桃李の字、園の字を點出す、  
群季俊秀、皆爲惠連、吾人詠歌、  
獨慚康樂、

訓義 「群季」諸從弟を謂ふ、「俊秀」萬人の秀を俊と曰ふ、秀は才子の美稱、「惠連」宋の謝惠連也、十歳にして能く文を屬す、族兄の靈運、之を嘉賞して云ふ、篇章ある毎に惠連に對するときは、輒ち佳句を得と、嘗て永嘉の西堂に於て詩を思ふ、終日就らず、忽ち惠連を見れば、即ち池塘生春草の句を得て、大に以て工となす、「吾人」自身を謂ふ、「康樂」謝靈運、康樂侯に封ぜられたるを以て云ふ、靈運は晉の將軍玄の孫、博く群書に渉る、文章の美、顔延之と共に江左第

一と稱せらる、  
講述 大勢の從弟等は俊秀の才子であつて、何れも今日の謝惠連である、然るに自分の詠歌は、康樂侯に比すれば慙づかしい、

文法 上半は諸從弟の才を褒め、下半は自己の拙を謙言す、  
幽賞未已、高談轉清、開瓊筵以坐、花飛羽觴而醉月、

訓義 「幽賞」物靜かなる花の眺、「高談」脫俗の談論、「轉」次第になり、「瓊筵」瓊は美玉、立派なる敷物を謂ふ、「羽觴」雀の形をしたる杯、  
講述 物靜かに花を賞美しつゝ、興味の盡きざる中に、高尚風流の談話は益々清らかであつて、立派な敷物を展べて花の影に坐を占め、羽觴を飛ぶやうに廻はして、月を看ながら酔ひ樂む、  
文法 前の一小段は「大塊」の句を承け、此の小段は「陽春」の句を承く、



不有佳作、何伸雅懷、如詩不成、  
罰依金谷酒數、第三大段の第三小段なり、文章  
（古へは詩も亦文章と謂ふ）を  
發揮すべき  
ことを言ふ、

訓義 「佳作」好き作品、「雅懷」風流思想、「金谷酒  
數」金谷は、晉の石崇と云ふ人の園の名、洛陽に在り、  
石崇嘗て賓客を會して、園中に宴を設け、詩の出來ざ  
る者は、罰として酒三觴を課せり、

講述 此の面白い宴會に善い詩を作らなければ、  
何として風流思想を發揮することが出來ようや、さ  
れば折角の風情も甲斐がないから、一つ規則を立て  
て、若し詩が出來なんだら、之を罰すること、して、  
罰杯の數は、金谷園の例に依ることとしよう、

餘説  
春夜宴桃李園とは、題已に雅致あり、行文清麗に  
して、花香月影を筆端に現じ、極めて題に切な  
り、特に起首の二句は理趣盎然、其人口に膾炙す  
るは宜なり、

解嘲 揚雄

講題 嘲は音たう、俗に謂ふ嘲弄のことなり、  
解は之を言ひ説くなり、

大旨 人材は、古今、時を異にし、遇不遇ある  
が故に、己れは太玄（解、本文に在り）を守るに  
若かざるを言ふ、

目的 暗に時世を譏るに在り、

大段落 凡そ分つて五段落となす、第一大段  
は篇首より「其辭曰」に至る、解嘲の動機を述べ、  
即ち作者の自序なり、第二大段は「客嘲揚子曰」  
より「何爲官之拓落也」に至る、客の嘲なり、揚雄  
の玄を草するは時世の用に適せざるを言ふ、第  
三大段は「揚子笑而應之曰」より「不遇兪跗與扁  
鵲也悲夫」に至る、雄の解なり、才ありと雖も發  
展すべき餘地なきことを言ふ、第四大段は「客曰  
然則靡玄無所成名乎范滂以下何必玄哉」に至る、  
又客の嘲なり、古來功を立てたるもの必ず玄を  
草せざりしを言ふ、第五大段は「揚子曰范曄魏  
之亡命也」より篇尾に至る、時代の異なるに拘は  
らず強ひて古人の行爲を學ぶときは禍を受くべ

きが故に、玄を守ることが己れとしての立場な  
ることを言ふ、

哀帝時、丁傅董賢用事、諸附離  
之者、起家至二千石、時雄方草  
創太玄、有以自守、泊如也、人有  
嘲雄以玄之尙白、雄解之、號曰  
解嘲、其辭曰、第一大  
段なり、

訓義 「哀帝」西漢の君主、「丁傅」丁は大司馬丁明、  
哀帝の母丁姬の兄なり、傅は傅晏、皇后の父にして、孔  
郷侯に封ぜられたる人、「董賢」哀帝の寵臣、「用事」政  
事を自由にする、「附離」離は屬に同じ、附屬するな  
り、「起家」平人の身分より立身するを言ふ、「太玄」書  
名なり、玄は玄妙の玄、本と黒色の意、「泊如」淡泊に  
して無欲なる貌、「玄之尙白」黒い物を作つて居るが、  
まだ黒くならないで白色であると云ふこと、是れは  
揚雄が祿位のないのは、未だ其妙に至らぬのである  
と云つて、譏りたるなり、

講述 哀帝の時に丁氏、傅氏、並に董賢と云ふも  
の、政事を自由にして權力のあつた所から、彼等に隨  
從した所の人達は、家より起つて二千石の高持とな  
るまで立身したものがあつた、此の時揚雄は、丁度太  
玄と云ふ書物を起稿しつゝ、己が主義を守り、名利な  
どに頓著せず、泊然と心靜かに行ひ澄まして居つた、  
然るに揚雄は太玄を作つて居るが、玄がまだ白いと  
云つて嘲るものがあつたので、揚雄は之が言ひ釋き  
の文を作り、名を附けて解嘲と稱したが、其文句は左  
の如し、

客嘲揚子曰、吾聞上世之士、人  
綱人紀、不生則已、生必上尊人  
君、下榮父母、析人之珪、僭人之  
爵、懷人之符、分人之祿、紆青拖  
紫、朱丹其轂、第二大段の第一小段なり、古  
人の立身せしことを言ふ、

訓義 「人綱人紀」謂はゆる紀綱の字を分言せるも  
のにして、綱はつな、紀は大綱、君は臣の綱紀、父は子



の綱紀、人綱人紀は、父子、君臣の道德律を指す、「析人之珪」析は中分すること、珪は玉の割符、人に爵を與ふるとき、半は其人に授け、半は君主之を藏す、人の字は君として視るべし、析人之珪は、爵を授けらるること、「儻」になふ、「懷人之符」符は竹の割符、是れも珪と同様に、中分して、君主と受封者とが各、半片を持つなり、「紆青拖紫」紆はまといふ、拖は引く、青紫とは共に印綬の色なり、官爵に應じて之を異にす、漢の制度に依れば、公侯は紫綬、九卿は青綬、「朱丹其轂」轂は車のこしき、朱色に塗るなり、是れは二千石の吏の表章なり、

講述 客あつて揚子を嘲つて云ふやう、吾が聞く所に依れば、古代の士は人の綱とも紀ともなり、君臣、父子の道の道德律を示したものである、そこで若し此の世の中に生れて來なければ別段、生れて來た以上は、必ず上は人君を輔佐して之を尊嚴にし、下は身を立て名を揚げて父母を榮譽にする、即ち君より珪を頒たれて其爵を荷ひ、君より賜はつた割符を懷に持つて其祿を分たれ、三公となり九卿となつて、青や紫の印綬を身に纏ひ腰に廻らし、又は二千石の地

方官となつて、其車の轂を朱色に塗る、斯くてこそ、士の本分を盡すものである、

今吾子幸得遭明盛之世、處不諱之朝、與群賢同行、歷金門、上玉堂、有日矣、曾不能畫一奇、出一策、上說人主、下談公卿、目如耀星、舌如電光、一從一橫、論者莫當、顧默而作太玄五千文、枝葉扶疎、獨說十餘萬言、深者入黃泉、高者出蒼天、大者含元氣、細者入無間、然而位不過侍郎、擢纔給事黃門、意者立得無尙白乎、何爲官之拓落也、第二小段の、擢纔給事黃門、意者立得無尙白乎、何爲官之拓落也、

訓義

「不諱之朝」何事を陳べても、忌み憚るに及ばざる朝廷と云ふこと、「金門」金門、「玉堂」廟堂の稱、「畫」案出するなり、「從」縦に同じ、「扶疎」四方に廣がる貌、「黃泉」地下を謂ふ、「元氣」天地間に充滿する要素的大氣、「無間」空間なき場處、「拓落」みそぼらしきこと、官位の卑きを言ふ、

講述 今足下には、文明隆盛の時代に遇ひ、言路の開けて遠慮の要らぬ朝廷に處ることを得て、數多の賢人と同列となり、金馬門を歴て玉堂に上るとは、已に程の知れたる間である、然るに一の奇智を擢り一の計策を立て、上は君主に説き下は公卿に談じ、目を明星のやうに耀かせ、舌を電光のやうに動かして縦横に論じ立て、對論者をして乃向へぬやうに爲すこと出來ず、反つて沈黙して太玄五千字を作り、其枝葉に渉る理窟を延長して、十餘萬字にも及ぶ長い説を立て、其意味の深いものは黃泉の底まで入る程であり、高いものは蒼天の上へ出づる程であり、大きいものは宇宙の元氣を包含し、細かいものは無間の緻密なる物體へも這入る程である、然るに位は侍郎に過ぎず、擢でられた處でやつと黃門の給事と云ふ卑

官である、考へて見れば玄はまだ白いのであるまいか、さうでなくば何とて足下の官が斯くみそぼらしいのであるか、

文法 青、紫、朱丹の字は玄と相映す、是れ字法なり、

揚子笑而應之曰、客徒欲朱丹吾轂、不知一跌、將赤吾之族也、第三大段の第一小段なり、榮達を求むれば反つて禍ひを得べきことを言つて、客の説を駁す

訓義 「跌」つまづく、「赤吾之族」赤とは物の盡きて亡くなること、赤地、赤貧の如し、赤族は誅夷するを謂ふ、

講述 揚子は笑つて客に答へて云ふ、君には一圖に拙者の車の轂を朱塗にさせたいとの思召しであるが、其通りにまゐれば宜しいけれども、一つ間違へば拙者の一族が絶えてしまふ、其れをば御存じないのである、  
文法 先づ一句を以て客の説の危險なることを示して嘲を解き、以下符符と説明に入る、此の如き處を



摘題と曰ふ、○朱丹と赤と亦相應ず、  
 往昔周綱解結、群鹿爭逸、離爲  
 十二、合爲六七、四分五割、竝爲  
 戰國、士無常君、國無定臣、得士  
 者富、失士者貧、矯翼厲翮、恣意  
 所存、故士或自盛以橐、或鑿坏  
 以遁、是故鄒衍以傾傾、而取世  
 資、孟軻雖連蹇、而爲萬乘師、  
 三

大段の第二小段なり、戰國の時、人材の需要多かりしことを言ふ、

訓義 「結」ゆひ目、「群鹿」列國の君を指す、「割」わ  
 れる、「矯」あげる、「翮」鳥の羽の根、又勁き羽、「自盛  
 以橐」橐は底のない囊なり、魏人范雎、秦に入るとき、  
 橐の中に藏る、「鑿坏以遁」屋後の牆を坏と曰ふ、顔  
 闔、魯の聘を拒み、坏に穴をあけて其口より逃れ出  
 づ、「傾傾」鳥の飛んで上がるを顔と曰ひ、飛んで下る  
 を顔と曰ふ、茲には詭異の辯を謂ふ、其上げたり下げ

たり、色色に言ひ廻して、人を惑はすより言へるな  
 り、「世資」世を渡る資、「連蹇」偃蹇と同義、困難にし  
 て進みかぬる貌、  
 講述 昔し周の統治權が弛んで、綱の結目が解け  
 た様になつた所から、其統治を受けて居て網に入れ  
 られた、鹿に譬ふべき列國が、羈絆を脱して我先きに  
 と逸出し、離れて十二諸侯となり、合して六七國とな  
 り、四にも五にも分裂して戰國の世となり、士たる者  
 は何れへ仕へるも自由であるから、一定の君がなく、  
 又國から言へば來る者もあり去る者もあるから、一  
 定の臣下がなかつたが、賢才の士を得た國は富み榮  
 え、賢才の士を失つた國は貧弱なるが故に、何れの國  
 も人材を必要とする時勢であつた、そこで士たる者  
 の鳥が、羽翼を擡げ上げ勢ひを出して勝手に翔るや  
 うに、往きたい處へ往き、嫌なら招かれても仕へな  
 かつたのである、故に自ら橐の中に身體を入れたり、坏  
 に穴を開けて逃げたりした者がある、鄒衍は詭辯を  
 以て世の中を渡る資を手に入れ、孟子は不遇であつ  
 たとは云へ、萬乘の國である梁の惠王や齊の宣王の  
 師と仰がれた、

今大漢左東海、右渠搜、前番禺、  
 後椒塗、東南一尉、西北一候、徽  
 以糾墨、制以鑽鉄、散以禮樂、風  
 以詩書、曠以歲月、結以倚廬、天  
 下之士、雷動雲合、魚鱗雜襲、咸  
 營于八區、家家自以爲稷契、人  
 人自以爲臯陶、載縱垂纓、而談  
 者皆倚于阿衡、五尺童子、羞比  
 晏嬰、與夷吾、當路者升青雲、失  
 路者委溝渠、且握權則爲卿相、  
 夕失勢則爲匹夫、譬若江湖之  
 崖、渤澥之島、乘雁集、不爲之多、  
 雙鳧飛、不爲之少、  
 第三大段の第三小段なり、  
 現代に於て人材の需要少

きこと、  
 を言ふ、

訓義 「渠搜」禹の定めたる雍州に屬し、金城と河  
 間との間に在り、「番禺」南海郡なり、「椒塗」一に當塗  
 と曰ふ、漁洋の北界、「一尉」尉は官名、「一候」龍勒、玉  
 門、陽關の三處に候と云ふ役人あり、遠國來朝の賓客  
 を見張る、「徽以糾墨」徽は繫くると訓ず、糾は三ツ拈  
 の繩、墨は墨繩なり、大工の寸法や水平を正す所の  
 具、法令の密なるに喩ふ、「鑽鉄」斧鉞の類、刑具、「散」  
 結ばれ腐つた氣を散するなり、「風」動かすなり、「曠」  
 空なり、仕事をせず經過するなり、「倚廬」喪に籠る假  
 屋、「結」心結び凝らす、「雷動雲合」雷の鳴るやうに  
 烈しく行動し、雲の合するやうに聚まる、「魚鱗」重なり  
 合ふ形容、「營」各、其業を修むるを謂ふ、「稷契」稷  
 は名は棄、周の先祖、后稷とは司農官のこと、契は殷  
 の先祖、共に唐虞の賢臣、「臯陶」唐虞の司法官、「載  
 縱」載は戴の意、縱とは髪を包むもの、「倚于阿衡」阿  
 衡は殷の官名、宰相の職、伊尹、此の職に任じたるを  
 以て、伊尹を言ふ、倚は擬と音通、比するなり、「晏嬰」  
 春秋の時、齊の景公の賢相、「夷吾」齊の桓公の賢相管  
 仲の名、「當塗」要路に立つこと、「升青雲」青雲の上に



升るが如しと云ふこと、立身を言ふ、「委溝渠」成り下るを謂ふ、「執」勢の古字、「崖」岸なり、「渤海」海は海なり、「乘雁」四疋の雁、一車に四馬を駕するが故に、乗は四箇の名となる、

講述 今大漢の國疆は、左は東海に至り、右は渠搜に至り、前は番禺に至り、後は椒塗に至り、東南には一人の尉官を置き、西北には一人の候官を置き、中外一統の世の中であつて、戰國の分裂とは同一でない、法律を以て人民を暴れ出ぬ様に繋ぎ止め、刑罰を以て惡事をせぬやうに抑へ付け、禮儀や音樂を以て邪慾の念を消させ、父母の喪中三箇年、仕事せず在らしめ、倚廬の制度を以て孝心を固からしめ、政治教化の行届くことは、周室の綱を解きしとは同一でない、天下の士は雷の如くに動き雲の如くに合し、魚の鱗のやうに入り雜つて重なり合ひ、皆八方に業を營み、家人人、自ら稷契皐陶であるかの如く思ひ居り、髮囊を頭に戴き冠の紐を垂れて談論する者は、何れも伊尹の眞似をなし、五尺の童子すらも、霸者の輔佐たる晏子や管仲に比べられることを羞と思ひ、誰れも一統の朝廷に仕へたいと望まぬ者はない、所で幸ひに

要路に立つことを得たる者は青雲の上へ升つたと同様、要路の地位を失なつた者は溝渠の中に棄てられたと同様、朝に權力を握れば公卿宰相ともなり、夕に勢力を失へば匹夫と成り下つて仕舞ふ、譬へて見れば、江湖の岸邊又は渤海の島などに四五疋の雁が集つたと多くはならず、又一二疋の鳥が飛去つたと少くはならない、人材を得ようと失はうと、戰國の時とは違ひ、國家の輕重をなすに足らぬ、

昔三仁去而殷墟、二老歸而周熾、子胥死而吳亡、種蠡存而越霸、五穀入而秦喜、樂毅出而燕懼、范雎以折摺而危穰侯、葵澤也、非蕭曹子房平勃樊霍、則不能安、當其無事也、章句之徒、相與坐而守之、亦無所患、故世亂

則聖哲馳驚而不足、世治則庸

夫高枕而有餘、

第三大段の第四小段なり、人材を言ふ、

訓義 「三仁」孔子曰く、殷に三仁ありと、箕子、微子、比干を謂ふ、「墟」遺跡なり、「二老」孟子、太公望と伯夷とを以て天下の元老となす、「熾」火の盛んに燃ゆるなり、「子胥死而吳亡、種蠡存而越霸」吳既に伍子胥を誅し、遂に齊を伐つ、越王勾踐、襲うて吳の太子を殺す、王聞いて乃ち歸り、越と和す、勾踐、遂に吳を滅す、種は越の大夫の名、蠡は范蠡、「五穀」百里奚、秦を亡げて楚宛に走り、楚の鄙人、之を執ふ、穆公、百里奚の賢を聞き、人を楚に遣はし、五穀羊の皮を以て之を贖ふ、殺は牝羊なり、「樂毅」戰國の時、魏の人、燕の昭王、以て亞卿となし、國政を任ず、齊を伐つて之を破り、七十餘城を下す、「范雎以折摺而危穰侯」折摺とは脅を折り齒を拉ること、摺は古の拉の字、范雎、魏の相魏齊の爲に、賣國の冤を以て笞たれし上、脅を折られ齒を抜かれたれども、幸に死せざることを得

たり、後、秦に入り、昭王に見えて、宣太后と穰侯との專權を説く、秦王悟り、穰侯の相を免ず、穰侯、名は魏冉、宣太后の弟なり、「蔡澤以噤吟而笑唐舉」唐舉は觀相家なり、燕人蔡澤、就きて相せしむ、舉曰く、吾れ聞く聖人は相せずと、殆んど先生かと、蔡澤、唐舉の己れに戲る、を知り、乃ち曰く、富貴は吾が自ら信する所、吾が知らざる所のものは壽なり、願はくは之を聞かんと、唐舉曰く、先生の壽は、今より以往四十三歳ならんと、蔡澤笑つて謝し去り、其御に謂つて曰く、富貴四十三歳ならば足れりと、噤吟は無言の貌、「蕭曹子房平勃樊霍」蕭何、曹參、張良、陳平、周勃、樊噲、霍光、皆漢の功臣、子房は張良の字、「章句之徒」文人學者を指す、「馳驚」奔走すること、

講述 昔し三人の仁者が居らなくなつた結果、殷は亡びて、都も城も野原となつて仕舞ひ、二人の故老が手頼つて往つた結果、周が盛大に赴いたことがあつた、伍子胥が死んだため吳は滅亡に及び、種や范蠡が在つたため越は霸業を成し、五穀大夫と云はれた百里奚が入つたので、秦は賢士を得たとて喜び、樂毅が立ち去つたので、燕は良將を失つたとて懼れ、范雎は



折摺の難に罹つたが、立身して穰侯の地位を危険ならしめ、蔡澤は無口であつたが出世の抱負があつた所から、人相見の唐舉を笑つた、斯く云ふ次第であるから天下に事件ある時に當つては、蕭何、曹參、張子房、陳平、周勃、樊噲、霍光のやうな偉人でなければ、國を安んずることが出来ず、其泰平無事の時に當つては、學者共が坐しながら之を守つて居ても、何等の心配がない、故に世の中が亂れたときは、聖人や哲人が奔走してもまだ足りないと共に、世の中が治まつたときは、凡庸の人間が枕を高く安眠して居つても尚餘りがある、

文法 是れ上の「得士者富失士者貧」の事實を説明せし處なり、

夫上世之士、或解縛而相、或釋褐而傅、或倚夷門而笑、或橫江潭而漁、或七十說而不遇、或立談而封侯、或枉千乘於陋巷、或擁篲而先驅、是以士頗得信其

舌而奮其筆、窒隙蹈瑕而無所訕也、  
第三大段の第五小段なり、古人が功名を取るべき機會ありしことを言ふ。

訓義 「解縛而相」管仲は、齊の桓公の兄子糾の傅なり、子糾が桓公と位を争ひしとき、管仲は桓公を射て帶鉤に中てたることあり、後戦ひ敗れて囚となりしも、桓公は其才を知り、縛を解いて之を用ひ舉げて相とせり、「釋褐而傅」褐は毛布にして、賤者の服、傅はもり役、殷の傅説、褐を着、劍を帯びて、柘傅の城に土木工事の勞働をなす、武丁、夢に之を見、求めて相となす、傅は師傅なり、「橫江潭而漁」屈原と云ふ説と、漁父辭の中に在る漁夫と云ふ説と、呂望と云ふ説とあり、「倚夷門而笑」侯嬴の事なり、秦、趙を伐つ、趙、救ひを魏に求む、公子無忌、百餘人を率ゐて嬴を過ぐ、嬴は大梁夷門の監者(門衛)たり、嬴、言ふ所なし、無忌、立戻つて復た嬴を見る、嬴之を笑ひ、謀を以て無忌に告げ、秦の軍を破らしむ、嬴の笑ひしは、其己れを知らざるを笑ひしなり、「七十說而不遇」孔子の説きたる所七十二君、莊子に見ゆ、「立談而封侯」虞卿、趙の孝成王に説き、再び見て趙の上卿となる、「枉

千乘於陋巷」齊の桓公、小臣の稷と云ふ者を見んとて一日に三度至りしも、見ることを得ざりしかば、從者思ひ止まるべしとて諫めたれども、桓公從はざりしことあり、此の事を言ひたるなり、千乘とは千乗の君と云ふが如し、諸侯を意味す、「擁篲而先驅」篲は箒、鄒衍、燕に如く、昭王、篲を擁して前驅をなし、弟子の座に列して業を受けしことを謂ふ、「窒隙蹈瑕」先方の隙間の在る所へ突け込み、自分の欲與は掩ひ隠す、「訕」屈なり、

講述 夫れ古代の士は、或は縛を解かれて宰相となり、或は鄙しき境涯を去つて師傅となり、或は夷門に倚つて笑ひたる者もあり、或は江濱に漁業を事とせし者あり、或は七十度も游説して用ひられなかつた者あり、或は立談の間に伎倆を認められて、大名に取り立てられた者あり、或は千乘の貴き身分を屈して、陋巷の賢者を尋ねた者あり、或は賢者の爲に箒を抱へて案内をした者あり、之がため士たる者は、頗る其舌を伸べ其筆を奮つて、十分に抱負を吐くことが出来、随つて先方の隙へ突け込み、自分の疵を隠して屈することがない、

當今縣令不請士、郡守不迎師、群卿不揖客、將相不俛眉、言奇者見疑、行殊者得辟、是以欲談者、卷舌而同聲、欲步者、擬足而投跡、嚮使上世之士處乎今世、策非甲科、行非孝廉、舉非方正、獨可抗疏、時道是非、高得待詔、下觸聞罷、又安得青紫、  
第三大段の第六小段なり、

訓義 「俛眉」俛は俯なり、眉を下ぐるは好意の表情なり、「辟」罪なり、「同聲」人の言ふ後に附いて、其通りに言ふ、「擬足而投跡」擬は度る、足の踏み場所を考へ定めてから、そこへ持つてゆくこと、「策非甲科」策は試験問題を書したる札、試験の義となる、成績を甲乙科に分ち、甲は郎中に敍せられ、乙は太子舍人と



なる、「孝廉、方正」試験科目の名、「抗」あぐる、「待詔」試補なり、「觸聞罷」上書中、忌諱に觸れたること有るときは、唯上聞に達したりとの報知を受くるのみにて捨て置かる、任用されざることを言ふ、

講述 當今は之と違ひ、縣令は士を招かず、郡の太守は師傅を迎へず、多數の公卿は客を禮待せず、將軍、宰相は眉を低れて賢士に接せず、議論の奇警なるものは疑を受け、行爲の特絶なるものは罪を得ると云ふ有様である、斯う云ふ事情の爲に、何か談論したいと思ふ者も、舌を巻いて言はず、相手の言ふのを待つて之に調子を合はせ、行動したいと思ふものも、足を持扱つて進まず、相手の行くのを待つて其踏んだ跡に足を著ける、されば若し上世の士をして今日に處らしめたならば、縦令ひ試験を受けたりとも、策問の成績は甲科に非ず、行狀の部類は孝廉に非ず、選舉の資格は方正に非ず、只意見書を上り、折折政事の是非を言ふことが出来るばかり、其結果、上等の處で役人の試補となり、悪くすると、忌諱に觸れて見棄てられると云ふ次第であるから、又何として青紫の印綬を佩びるやうな大官となることが出来ようや、

客の時宜を知らざることを告む、

訓義 「炎炎」火の光、「隆隆」雷の聲、「高明之家」富貴を指す、「鬼瞰其室」鬼神が盈滿を害することを言ふ、「攫拏」執持なり、權勢を握る者と言ふ、「游神之庭」神明の御座に此の身を置くと云ふこと、「德之宅」徳と云ふ宅、人の安んじて居るべき所なるより言ふ、「彼我」彼は上世の士、「鷓鴣」ふくろふ、「蠛蠓」ぬもり、「龜龍」共に靈蟲として尊ばる、「兪跗」上古の名醫、「扁鵲」醫聖、

講述 其上吾が聞く所に依れば、炎炎と盛んに燃ゆるものも滅びてしまひ、隆隆と鳴るものも絶えてしまふとか、彼の雷や火を観察するに、其炎炎、隆隆の時は十分勢ひの張り詰めた頂上である、所が天は其聲を收めて鳴らなくなり、地は其熱を藏めて燃えなくなつて仕舞ふのが普通である、即ち盈と云ひ實と云ふも、竟には虚無に歸するから、盈實も恃にならぬ、故に位高く譽れの明かなる家は、鬼神が之を窺ひ、祟をするものである、此の理由により、權勢を固執するものは亡び、黙黙として出しゃばらないものは存在する、位、人臣を極むる者は、高いと共に危険であ

文法 上の「紆青拖紫」に應ず、

且吾聞之、炎炎者滅、隆隆者絕、  
觀雷觀火、爲盈爲實、天收其聲、  
地藏其熱、高明之家、鬼瞰其室、  
攫拏者亡、默默者存、位極者高、  
危、自守者身全、是故知玄知默、  
守道之極、爰清爰靜、游神之庭、  
惟寂惟漠、守德之宅、世異事變、  
人道不殊、彼我易時、未知何如、  
今子乃以鷓鴣、而笑鳳凰、執蠛  
蠓而嘲龜龍、不亦病乎、子之笑  
我、玄之尚白、吾亦笑子病甚、不  
遇兪跗與扁鵲也、悲夫、

第三大段の第七小段なり

り、自ら己れの天真を守る者は安全である、此の故に自分は玄を知り黙を知り、道の最上至極を守り、清らかで静かで以て、神明の庭に遊び、寂然とし漠然とし、徳の宅を守つて居る、時世が違へば物事も變るものであるが、此の人間の道ばかりは異ならない、彼れ上世の士と拙者と、時代を交換して見たならば、果してどうか分らぬ、彼等も亦玄黙を守る外はない、今足下の彼れ此れ云はるゝは、鷓鴣を以て鳳凰を笑ひ、蠛蠓を標準として龜や龍を笑ふと云ふものである、足下が拙者の玄を尙白いとて笑ふなら、拙者は又足下の病氣の甚だしいのを笑ふ、是れは足下が兪跗や扁鵲のやうな名醫に遇はぬゆゑ、何如にもなさけない事である、

文法 此の處は玄を草する本旨を説明したる一段にして、即ち解嘲の正文、○隔句押韻、句法の古奥なる處老子に似たり、

客曰、然則靡玄無所成名乎、范  
蔡以下、何必玄哉、

第四大段なり、客の難問を敘す、

「靡」無なり、「范蔡」范雎、蔡澤の二人、



講述 客云ふ、果して君の言ふ通りならば、今日は立でなければ名譽を得る方法はない次第であるか、彼の范蔡以下の士は、必ずしも立を守つたため名を成したであらうや、さ様ではない、

揚子曰、范雎、魏之亡命也、折脅、搯髀、免於徽索、翕肩、蹈背、扶服入橐、激叩萬乘之主、介涇陽、抵穰侯、代之當也、

訓義 「亡命」逃亡者、「髀」腰骨、「徽索」縛せられたる繩、「翕肩」畏懼の貌、「蹈背」こゝむ貌、「扶服」匍匐なり、はらばひになること、「激叩」叩は怒なり、「介涇陽」涇陽は秦の昭王の同母弟なる公子市なり、介はへだつ、兄弟の間を割りて疎遠ならしむること、「抵穰侯」穰侯は前に出づ、抵は側撃なり、

講述 揚子は客に應へて曰く、范雎は魏の國のおちうどである、本國に於て罪せられ、肋骨を折られ腰骨を挫かれたが、幸ひに繩を脱け出し、肩をすぼめ背をかゝめ、四つ這ひになつて橐の中に隠れ込み、其れ

から秦に入つた處、萬乘の君たる昭王を刺激して怒らしめ、涇陽君を離間し、穰侯を攻撃して、自分が之に代り宰相となつたのは、遣り方が旨く當つたからである、

蔡澤、山東之匹夫也、頰頰折頰、涕唾流沫、西揖強秦之相、搯其咽、而亢其氣、拊其背、而奪其位、時也、

訓義 「頰頰」頰の詭形、「折頰」鼻柱のなきこと、「涕唾流沫」目や鼻の中に、絶えず涕、唾、泡などが出てをること、「揖強秦之相」相は范雎なり、蔡澤、秦に入り、范雎に謂つて曰く、四時の序は、功を成すもの去ると、因つて其辭職を勧め、己れ之が後任となれり、

講述 蔡澤は山東の匹夫である、彼れは男振り此の上もなく悪く、頰は曲り鼻はノッペラボウ、始終鼻水を垂らし、涎を流し、泡を吐き、不潔千萬な男であつたが、一旦強國の秦に入つて、其大宰相たる范雎に

謁するや、彼れの咽喉を締めつけて己れの勢ひを張り、彼れの背をヒツバタイて其位地を奪つた、是れは范雎の退かねばならぬ時節であつたからである、

天下已定、金革已平、都於洛陽、婁敬委輅、脫輓、掉三寸之舌、建不拔之策、舉中國、徙之長安、適也、

訓義 「金革」金は兵器、革は鎧、「婁敬云云」委は棄つるなり、輅は車の前の横木、二人、前より輓き、一人、後より推す、輓はひく、婁敬、隴西の守備に徵發せられ、洛陽を過ぎしとき、高祖、洛陽に在り、婁敬、輓く所の車を止め、上言せんことを請ひ、因つて説いて曰く、洛陽は天下の中央にして、徳あるときは以て王たり易く、徳なきときは以て亡び易し、秦の地は山を被り河を帯び、四塞以て固となす、卒急あらば、百萬の衆、具ふべきなり、今陛下、關に入つて秦の故地に都せば、此れ天下の喉を搯して其背を拊つなりと、張良又之を勧めたるに因り、高祖遂に長安に都せり、不

也、  
第五大段の第三小段なり、  
時宜に適したるを言ふ、

拔之策とは、確乎として動かすべからざる良策と云ふこと、徙は遷なり、

講述 漢の高祖が楚の項羽を亡ぼして、天下も最早鎮まり、隨つて戰亂の騒ぎも落ちついた後、洛陽に都を定めた處、婁敬は成卒となり、車を牽きつゝ、洛陽を通りかゝり、車を置き棄て、高祖に謁見し、三寸の舌を掉つて利害を説き、漢の爲に確乎として、拔くに抜かれぬ大策を建て、中國の人民を舉げて之を長安に遷すこととしたのは、其考へが適切であつたからである、

五帝垂典、三王傳禮、百世不易、叔孫通起於枹鼓之間、解甲投戈、遂作君臣之儀、得也、

訓義 「典」法則と云ふが如し、「枹」バチなり、「作君臣之儀」叔孫通は薛の人なり、高祖に説いて曰く、夫れ儒者は與に進取し難しと雖も、與に成を守るべし、臣願はくは魯の諸生を徵し、臣の弟子と共に朝



儀を起さんと、高祖曰く試みに之を爲せと、通乃ち徵する所の二十人及び上の左右學をなす者、及び其弟子百餘人と、準備の講習をなせり、

講述 昔し五帝は法則を垂れ、三王は禮を傳へ、百世を経ても易へることの出来ぬものである、叔孫通は陣太鼓の音の喧しい間より起り、甲冑を脱ぎ棄て干戈を投げ棄て、遂に君臣の儀式を作り出したのは、行ふべき筋を得たからである。

呂刑靡敝、秦法酷烈、聖漢權制、而蕭何造律、宜也、第五大段の第五小段なり、必要に應じたるを言ふ、

訓義 「呂刑」周の穆王、其臣呂侯に命じて作らしめたる刑法にして、書經に在り、「靡敝」振はざること、「聖漢」漢の徳を頌して聖の字を加ふ、「權制」權力を握り天下を制すること、

講述 周代の呂刑は已に效力を失ひ、之に代つた秦の法律は又殘酷猛烈で、行ふわけにゆかぬ、そこで漢が天下を統御することとなつて、蕭何の律を造つたのは、要求に叶つたからである、  
文法 五個の也の字、相次いで下り、貫珠の如し、

故有造蕭何之律、於唐虞之世、則悖矣、有作叔孫通之儀、於夏殷之時、則惑矣、有建婁敬之策、於成周之世、則謬矣、有談范蔡之說、於金張許史之間、則狂矣、第五大段の第六小段なり、前五小段の意を裏面より説明す、

訓義 「金張許史」漢の金日磾、張安世、許廣漢、史高なり、  
講述 其れ故に唐虞の道德政治の時代に、蕭何の定めたやうな法律を造ることがあるとすれば逆である、夏殷の質實なる時代に、叔孫通のやうな儀式を作ることがあるとすれば見當違ひである、成周の有徳の時代に、婁敬のやうな策を建てることがあるとすれば間違ひである、金、張、許、史の如き王室に關係深き者の間に、范、蔡の說を談ずることがあるとすれば狂である、  
文法 范、蔡、婁、叔孫、蕭の五人を論ずるに、前の

小段は人毎に分論し、此の小段は一括して之を論ず、前小段は一一也の字を以て之を束ね、此の小段は矣の字を以て之に應ず、

夫蕭規曹隨、留侯畫策、陳平出奇、功若泰山、響若坻隤、雖其人之膽智哉、亦會其時之可爲也、故爲可爲於可爲之時、則從、爲不可爲於不可爲之時、則凶、第五大段

の第七小段なり、榮辱禍福を以て時の一字に歸納す、

訓義 「規」條規を定むること、「坻隤」天水郡に大なる坂あり、隤坻と曰ふ、其角の處崩壊し、聲、數百里に聞ゆ、

講述 夫れ蕭何が法律を造り、其後任者の曹參が其儘繼承して善く天下を治め、留侯、張良が策を建て陳平が奇智を出したる、此等の功勳の高きことは泰山の如く、其名譽の轟くことは坻隤の響きの如くある、實以て其人の膽略と智術との致す所ではあるが、

一には爲すべき時に用遇つた爲である、故に爲すべき時に爲すべきことを爲すと云ふと、順當であり、爲すべからざる時に爲すべからざるを爲すと云ふと、凶である、

若夫蘭生收功、于章臺、四皓采榮、於南山、公孫創業、於金馬、驃騎發跡、於祁連、司馬長卿竊費、於卓氏、東方朔割炙、於細君、僕誠不能與此、數子竝、故默然獨守吾太玄、第五大段の第八小段なり、太玄を守る所以を説明す、

訓義 「蘭生」趙の蘭相如、秦が趙の和氏に璧あることを聞き、十五城を以て交換せんと申込みたるとき、趙は璧を與へざるときは秦の怒りに觸るゝの恐れあり、之を與ふるときは欺かれて十五城を取り失ふの恐れあり、相如、使ひとして秦に赴き、秦が城を與ふるの意なきことを看破し、璧を完うして歸る、「章臺」秦の臺の名、「四皓采榮於南山」榮は榮名なり、四



皓は四人の老人、頭髮の白きより皓と曰ふ、東園公、綺里季、夏黃公、角里先生是れなり、四人、長安の南なる商洛の中に隠れ、漢に仕へず、人より尊敬せられたるを以て、榮を采ると謂ふ、「公孫創業於金馬」公孫弘は、金馬門に於て對策し、擢んでられて第一となり、博士に拜す、「騶騎發跡於祁連」霍去病、騶騎將軍となり、匈奴を撃つて祁連山に至り、斬獲する所甚だ多し、「司馬長卿竊貨於卓氏」長卿は相如の字なり、相如は梁の孝王の門に客となりしが、王薨するに及び、家に歸りし處、貧にして糊口の塗に苦む、臨邛の縣令王吉と云ふ者、相如と親しかりしかば、其窮を憫み、人に重んぜられしめんと、殊更に恭敬の狀を爲し、かば、果して人の注意を引き、其地の大富豪卓王孫、令と相如とを招飲せり、宴酣なる頃、相如は主人の求めに従ひ琴を弾じ、卓氏の女なる文君は音楽を好むことを知りし所より、琴心を以て之を挑みし處、文君は戸の隙間より窺ひ見て之を悦び、夜逃げて相如の許に奔り、相如の故郷なる成都に至りしが、家貧にして爲すべきやうなし、卓王孫は固より二人の不義を怒つて絶縁したることゆゑ、二人は全く孤立の境涯にあり、

文君其夫に勸めて、再び臨邛に赴き、一の酒店を買ひ求め、文君は壚(土を以て臺を造りたるもの)の處に見世番をして酒を賣り、相如犢鼻褌を著けて器物の洗ひ濯ぎを業とし、卓王孫に面當をなす、其結果、卓王孫より、僮百人、錢百萬及び夥しき衣服器財を得て富を成せり、「東方朔割炙於細君」炙は焼肉を謂ふ、武帝、伏日に肉を群臣に賜ふ、然るに大官未だ入朝せざりしかば、朔の如き小臣は容易に受取る手續に至らず、朔は私に肉を割いて持歸る、有司、其無禮を奏するに及び、武帝、朔を召して、自ら其罪を責めしむ、朔、再拜して曰く、賜を受くるに詔を待たず、何ぞ無禮なるや、劍を抜いて自ら割く、何ぞ壯なるや、之を割いて多からず、何ぞ廉なるや、歸つて之を細君に遺る、何ぞ仁なるやと、武帝笑つて曰く、朔をして自ら責めしむれば、乃ち反つて自ら褒むと、復酒肉を賜ふ、

講述 蘭生が秦の章臺に於て功を仕遂げ、四皓が南山に於て榮譽を采り、公孫弘が金馬門の試験に終身の業を起し、騶騎將軍が祁連山の戦ひに偉迹を顯はし、司馬長卿が舅の卓氏より財産を竊み取り、

東方朔が細君の爲に焼肉を割いて持歸つたと云ふことがあるが、僕などは誠に此の數人と並ぶことが出来ないから、それゆる默然として獨り太玄を守る次第である、

文法 全篇、太玄の二字に歸著す、

餘説

當、時、適、得、宜の五字を以て前面許多の議論を收拾し、更に悖、惑、謬、狂の四字を呼起し、時の一文字を以て前の時の字に照して斷案を下し、更に故事を用ひて掉尾、法に適ひ、結ぶに太玄の二字を以てす、後半の文法、頗る妙、

答賓戲

班孟堅

講題 客の戯れて非難せし語に答へたるものなり、故に題して答賓戲と曰ふ、其文體は揚雄の解嘲に本づく、

大旨 著述を樂んで天命に安んずることを言ふ、

大段落

凡そ五大段より成る、第一大段は篇首より「其辭曰」に至る、自序なり、第二大段は「賓戲主人曰」より「不亦優乎」に至る、客の辭にして、功名の、著述に愈ることを言ふ、第三大段は「主人適爾而笑曰」より「亦未至也」に至る、主人の辭にして、功名は恃むべからず、今日は戰國に比すべからざることを言ふ、第四大段は「賓曰若夫執斯之倫」より「默而已乎」に至る、客の辭にして、古聖賢の著述せざりしかを問ふ、第五大段は「主人曰何爲其然也」より「篇尾」に至る、主人の辭にして、古聖賢の徳は文字に顯はるゝことを言ひ、以て斯文を娛むに歸著す、

永平中爲郎、典校祕書、專篤志、于儒學、以著述爲業、或譏以無功、又感東方朔揚雄自喻以不遭蘇張范蔡之時、曾不析之以正道、明君子之所守、故聊復應



焉其辭曰第一大段なり

訓義 「永平」肅宗の年號、「典」掌る、「校」校正の校、「無功」官の卑きを謂ふ、「喻」猶慰むと云ふが如し、「蘇張范蔡」蘇秦、張儀、范雎、蔡澤、皆戰國能辯の士、「析」斷するの意、

講述 永平中に自分は郎官となり、御府を校正する役向きであつて、専ら儒學に熱心となり、著述を以て業として居る、然る處或る人は、何の利益もないとして悪口を言ふ、其れは黙つて居られぬ、其上自分は、東方朔や揚雄が蘇張范蔡の時代に生れなかつたことを以て自ら不遇を慰め、少しも正しき道を以て境遇を判斷し、君子の守るべき所を明かにしなかつた事に感ずる所があるから、一寸或る人の非難に對して答へる次第である、其辭は左の如し、

賓戲主人曰蓋聞聖人有一定之論烈士有不易之分亦云名而已矣故太上有立德其次有

立功夫德不得後身而特盛功不得背時而獨彰是以聖哲之治棲棲遑遑孔席不煖墨突不黔由此言之取舍者昔人之上務著作者前列之餘事耳第二大段の第一小段なり、著述の本業となすに足らざることを言ふ

訓義 「有一定之論」五經の、萬世に垂れて、後人改むる能はざるを言ふ、「分」決なり、轉じて節操の意となる、「太上立德」左傳叔孫豹の辭なり、「棲棲遑遑」安居せざるの貌、「孔席不煖」孔子絶えず列國に遊説せるがため、其坐席の温となる暇がない、「墨突不黔」墨は墨翟、突は烟突、長く一所に居らざるが故に、烟突の黒くなることなきなり、「取舍」取は道德を行ふ方、舍は靜淨無爲を守る方、「烈」功なり、有功者を謂ふ、講述 客あつて主人に戯れて曰く、扱も聞く所に依れば、聖人は一定の論があつて道德を持し、烈士は不易の操があつて功業を立てるが、是れと云ふも名

譽を求むるに過ぎない、故に最上至極の人は徳を立てる事あり、其次の人は功を立てる事あり、所で一體徳と云ふものは、己れの身に積むものであつて、己れが死んだ跡で道德のみが特別に盛んであると云ふわけにはゆかぬ、功と云ふものは、現代に應じて成るものであつて、其時が去つた跡で功業のみが獨立して彰はれると云ふわけにゆかぬ、要するに自分の生きて居る間と現代の間に合ふことが必要である、斯う云ふわけで、聖人哲人が天下を治めようとするに就ては、棲棲遑遑と少しの間も落付くことなく、其證據には、孔子は坐席の温になる暇なく、墨子は烟突の黒くなる暇がない程に、一生奔走せられたのである、此れに由つて言へば、取舍は古人の最も大切な務めであつて、著述は古人の片手間に過ぎない、

今吾子幸游帝王之世躬帶紱冕之服浮英華湛道德響龍虎之文舊矣卒不能攄首尾奮翼鱗振拔洿塗跨騰風雲使見之

者影駭聞之者響震徒樂枕經籍書紆體衡門上無所帶下無所根獨攄意乎宇宙之外銳思於毫芒之內潛神默記繼以年

歲第二大段の第二小段なり、主人の著述に耽ること言ふ

訓義 「帶紱冕」帶の字は冠帶の帶にして、大帶を謂ふ、紱は膝を蔽ふ物、冕は冠、俱に公卿大夫の服なり、茲には官服の意、「英華」草木の美なり、才學に譬ふ、「湛」十分に蓄ふること、「響」被むる、「龍虎之文」班紋なり、文章の盛んなるに譬ふ、「攄」伸なり、「振拔洿塗」洿は濁水、塗は泥土、振拔は其上へ飛抜ける、高位に升ること、「誇騰風雲」風に跨り雲に騰る、功名を立てること、「影駭響震」影を見て驚き、響きを聞いて震へるなり、功業の盛んなるに膽を潰すなり、「枕經籍書」書物の中に起臥すること、「紆」かゝめる、「衡門」木を横にして門となせしもの、「帶」草木の根、又菓の「へそ」、「毫」毛の末なり、「繼」終るなり、



講述 今君には幸ひに帝王政治の時代に出遇ひ、  
帶や紱や冕等の官服を身に纏ひ、外に向つて才學を  
發揮し、内に於ては道徳を蓄積し、龍虎の斑紋のやう  
な立派な文章を著けて居らるゝとは、已に長い間で  
ある、而も卒に首や尾を伸ばし、翼や鱗を活動し、下  
界の汚き處を飛び抜けて風雲に乗じ、見る者は其影  
に眩き、聞く者は其響きに畏れ戦くやうに爲すこと  
出來ず、言ひ甲斐なくも書物の中に埋つて居ること  
を樂み、かぶき門に身體を屈し、上にも下にも根柢と  
なすべき援助なく、獨り精神を宇宙の外に伸べ、思想  
を毫芒の内に鍊り、心を静め沈黙して記憶を蓄へ、斯  
くして何年となく費して居られる、

然而器不賈于當己、用不效於  
一世、雖馳辯如濤波、摛藻如春  
華、猶無益於殿最也、意者且運  
朝夕之策、定合會之計、使存有  
顯號、亡有美諡、不亦優乎、  
第二三段の第三小

段なり、著述の徒勞なることを言ふ、  
訓義 「器」材能を指す、「賈」買手のつくこと、「當己」自己の生存せる間、「效」實現するなり、「如濤波」滔滔として流るゝやうなり、「摛藻」藻は水草、模樣即ち文章を謂ふ、摛は布くなり、「殿最」殿は劣等、最は優等、官途の成績調査上に用ふる語、「朝夕之策」目前の計と云ふが如し、著述を後世に遺すに對して言ふ、「合會之計」時世に適應すること、「顯號」名譽を謂ふ、「美諡」立派なるおくりな、

講述 折角右様に全力を著述に注がれても、其結果はと言へば、材能は生涯の中に人が買ひくれず、働きは現代に實現せず、縦令ひ滔滔と波の奔るやうに雄辯を陳べられても、春の華のやうな奇麗な文章を綴られても、官位の昇降には何等の益があるわけでない、自分の考へでは、兎も角差當りの策を運ら、時世に遇ふべき工夫を定め、生存中には隠れもない名譽があり、死んでも結構な諡があるやうにせられた方が優ではないか、  
文法 是れ著作を止めて功名を取るべきことを勸めたる者にして、「顯號」「美諡」は前段の「亦云名而已」

に應ず、

主人適爾而笑曰、若賓之言、所謂見世利之華、闇道德之實、守交與之熒燭、未仰天庭而覩白日也、  
第三大段の第一小段なり、先づ客

訓義 「適爾」顔色ののびやかなる貌、「交與」室の西南隅を與と曰ひ、東南隅を交と曰ふ、「熒」小さき光りなり、「天庭」大空を謂ふ、

講述 主人は之を聞き、打解けて笑ひながら云ふやう、客人の言はるゝ所は、俗に申す世間的利益の榮華ばかり目に這入つて、道徳の實價に暗く、座敷の隅の僅かばかりの光線を無上のものとして心得、大空を打仰いで赫赫たる太陽を見たことのないものである、

文法 此の段は、解嘲の「客徒欲朱丹吾轂」の二句に當る、而して此れは、彼れの簡妙なるに若かず、但だ其言ふ所は、首段の「析之以正道」云云に應ず、亦是れ破題法を用ひて、客の言に一喝を與へたるもの

なり、

曩者王塗蕪穢、周失其馭、侯伯方軌、戰國橫鶩、於是七雄虓鬪、分裂諸夏、龍戰虎爭、游說之徒、風馳電激、竝起而救之、其餘焱飛景附、雲煜其間者、蓋不可勝載、當此之時、搦朽摩鈍、鉛刀皆能一斷、是故魯連飛一矢而蹶千金、虞卿以顧眄而捐相印、夫啾發投曲、感耳之聲、合之律度、淫鑼而不可聽者、非韶夏之樂也、因勢合變、偶時之會、風移俗易、乖迕而不可通者、非君子之



法也

第三大段の第二小段なり、機會に投じて功名を成せし者の貴ぶに足らざることを言ふ

訓義 「王塗燕穢」王道が荒れて政治の行届かざるを云ふ、「失其馭」馭は御なり、馬の御し方を失つたことを以て、天下を統御するの權力を失ひたることを言ひたるなり、「方軌」方はならぶる、軌は車のわだち、諸侯の分立して競争せしことを言ふ、「橫驚」亂暴に馳け廻る、「虓闕」虓は虎の怒るなり、闕は猛怒の貌、「諸夏」中國を謂ふ、「颺」風の吹き聚まるなり、「景」影に同じ、「雲煜」光明、かやく、「揚」摩するなり、「摩鈍」摩は磨と通ず、みがく、「魯連飛一矢而蹶千金」齊の軍、燕を圍む、燕の將、聊城を保つ、魯仲連、矢文を以て燕の將を諭す、燕の將自殺す、齊、千金を以て魯仲連に謝せしも受けず、蹶は棄つる、「虞卿以顧盼而捐相印」秦の昭王、趙王に書を送り、魏齊の頭を求む、魏齊、趙の相虞卿を見て救ひを求む、虞卿、趙王の説くべからざることを度り、相の職を擲ち、魏齊と間行す、顧盼は流し目に視るなり、魏齊に同情を寄せたることを指したるもの、如し、「啾發」啾は蟬の鳴く聲、「投曲」音曲に合はす、「律度」音則なり、「淫繩」不正なり、「韶夏之樂」韶は舜の樂、夏は禹の樂、「偶」遇

と通ず、「乖迕」そむき、たがふ、

講述 其昔周の王道が紊亂して、王室が統御の權を失つた時、諸侯は分立して相争ひ、戰國となつて亂暴に駆け廻つた、是に於て七雄が虎の怒れるが如き勢ひを以て中原を分裂し、其戰爭は負けず劣らず、龍虎の争ひのやうであつた、游説の徒は、功名を成すは此の時なりと、風の如くに馳せ、電の如くに飛び、一齊に起つて之を救はうとした、其外風のやうに飛び、影のやうに付き、彼等の仲間に入り、飛入りをして名譽を輝かした者などは、記載しきれぬ程ある、此の時に當り、朽ちたる者も壞れぬやうに緊と押へ、鈍き者も切れるやうに之を磨き、ナマクラの刀も一通り物を立割ることが出来る、故に魯仲連は一本の矢を飛ばして千金を棄て、虞卿は魏齊に目を懸けてやりたるため、宰相の位を抛つた、夫れガヤガヤと喧しい聲を發して音曲に合せ、人の耳に響かせる所の聲も、之を音律に照すときは正しからざる調子であつて、聴くに堪へないのは、韶夏の如き聖人の音樂でないからである、勢ひに隨ひ變に合はせ、時の機會に遇ふとも、風俗が推移ると云ふと、喰ひ違つて通用出来ないの

は君子の法則でないからである、

文法

「游説之徒」は魯仲連、虞卿の類を指し、「其餘」は此れより以下の人物、辛垣衍の類を指す、「鉛刀皆能一斷」は、亂世には才を見はし易く、無用の人も時には能く人の物に功を立つるを言ふ、「啾發」淫繩は魯仲連、虞卿の二人を承け、能く千金を蹶て相印を捐つると雖も、譬へば啾曲の聲が人を感ずるが如く、之を聖賢の大道に照すときは終に合はざる所あり、啾發の聲が、之を律度に合するときは聴くべからざるを言ふ、律度は大道に喩へ、韶夏は聖賢に喩へたるなり、「因勢合變」云云は、魯仲連に虞卿との二人は、當日事の勢ひに因り時の變に合はせ、機會に出遇ひて功名を成就したるものにて、時勢が過ぐるときは必ず差支へを生ずるが故に、君子の身を守る善法に非ざることを言ふ、

及至從人合之、衡人散之、亡命漂説、羈旅騁辭、商鞅挾三術、以鑽孝公、李斯奮時務、而要始皇、

彼皆躡風塵之會、履顛沛之勢、據微乘邪、以求一日之富貴、朝爲榮華、夕爲顛隕、福不盈、皆禍溢於世、凶人且以自悔、況吉士而是賴乎、

訓義

「從人、衡人」合從論者を從人と曰ひ、連衡論者を衡人と曰ふ、六國を從となし、秦を衡となす、從衡は縱横なり、「亡命」本國を逃亡せしもの、「漂説」游説と云ふが如し、「羈旅」他國より來りしもの、「聘辭」辯説を振り廻はすこと、「三術」商鞅、秦に入り、孝公に説くに帝道、王道、霸道を以てし、三變して後、強國の術に及ぶ、「鑽」雖にてもみ込むこと、深く其心に入れる意味、「奮時務」時務とは對六國策を謂ふ、奮は發なり、出すこと、「躡」ふむ、「風塵」世の亂れたるを言ふ、「顛沛」ころぶこと、時の危きを言ふ、「微」僥倖、「不盈皆」一瞬と云ふが如し、「吉士」善人君子を謂ふ、講述 戰國七雄の争ひに、合從主義者は六國を助けて之を連合せしめ、連衡主義者が秦を佐けて六國



同盟を破壊する時代となつてから、他國の亡命客や風來者が辯説を奮つて游説し、商鞅の如きは、衛より秦に來り、三つの術を以て孝公の心に喰入り、李斯の如きは、楚の上蔡の人であるが、時務策を出して始皇の採用を求めた、此等は何れも亂世に附込み、危き時を冒し、僥倖を恃みとし、邪なる事情に乗じて一日の富貴を求めた者であつて、朝には榮華の身分となつて、夕には忽ち落ちぶれて仕舞ひ、幸福は目ばたきする間にも及ばないのに、禍ひは一代に溢れる程である、商鞅、李斯のやうな凶人ですらも、尙自ら此の事を悔いた位であるに、況や吉人君子でありながら斯う云ふ仕方に頼ることがあらうや、

文法 此の處は、士たる者、正道を守らざる時は、僥倖にして富貴を得るも、終には必ず禍ひを受くるを言ふ、即ち前に述べたる「非君子之法也」より更に下れる行動を論じたるものなり、但し前小段の魯仲連、虞卿は從人にして、此の小段の商鞅、李斯は衡人なり、則ち「從人合之」は上を承け、「衡人散之」は下を起したる句なり、

且功不可以虚爲、名不可以僞

論語述而篇、孔子の言に曰く、不義、而富且貴、於我如浮、云と、「貳」一方に反いて一方に歸するを謂ふ、講述 且つ功は、實績なくして成すこと出來ず、名は、詐僞を以て立つことが出來ない、然るに韓非は徒らに辯説を以て君を激し、呂不韋は詐を行つて國を賣つたが、韓非の方は、説難が終ると其身は秦に幽囚の身となり、呂不韋の方は、秦の貨(彼れより言へば)が既に天子の貴い位となると云ふと、是れも彼れの一族が亡ぶることとなつた、之が爲に仲尼は、不義の富貴を、浮べる雲の如しと宣ふやうな高尚の志を抱かれ、孟子は、浩然と云つて廣大無邊なる道義的勇氣を養つたのである、孔子と云ひ孟子と云ひ、何とて迂濶の事を爲すのを樂みとせられようや、道は二た途をかけてはならぬ故である、

文法 段首に於て、功の字より名の字を喚起す、「亦云名而已矣」の脈絡なり、  
方今大漢灑掃群穢、夷險芟荒、廓帝紘、恢皇綱、基隆於義農、規廣于黃唐、其君天下也、炎之如

立韓設辯以激君、呂行詐以賈國、說難既適、其身乃囚、秦貨既貴、厥宗亦墜、是以仲尼抗浮雲之志、孟軻養浩然之氣、彼豈樂爲迂闊哉、道不可以貳也、  
段なり、正道を枉ぐべからざるを言ふ、第三大段の第四小段

訓義 「韓設辯以激君」韓非の、説を立て、秦の始皇の意を激發せしことを言ふ、「呂行詐」呂不韋は陽翟の大賈なり、秦の孝文王の太子たりし時、其庶子楚と云ふもの、趙に人質となつて趙に在り、呂不韋、趙に適き、之を見て曰く、此れ奇貨居くべしと、乃ち秦に赴き、太子の妃華陽夫人の姉に因つて妃を説き、楚を立て、適嗣となさしむ、不韋因つて邯鄲の美人を納れ、娠むあつて楚に獻じ、政を生む、「秦貨既貴厥宗亦墜」楚立つ、是れを莊襄王となす、莊襄王卒す、政立つ、即ち始皇帝なり、始皇の九年、不韋罪あり、酖を飲んで死す、其族亡ぶ、「仲尼抗浮雲之志」抗はあぐる、

日、威之如神、函之如海、養之如春、是以六合之内、莫不同源、共流、沐浴玄德、稟仰太蘇、枝附葉著、譬猶草木之植、山林、鳥魚之毓、川澤得氣者蕃滋、失時者零落、參天地而施化、豈云人事之厚薄哉、  
第三大段の第五小段なり、漢代の盛んなることを言つて、戰國時代の反映を示す、

訓義 「灑掃」塵を掃ひ打水をなすこと、「群穢」割據の群雄等を謂ふ、「夷」たひらかにすと訓ず、平地にする事、「芟」草を刈り取る事、「廓」擴張する、「紘」冠を首に結び著ける所の紐、「義農」伏羲氏と神農氏、「黃唐」黃帝と唐堯、「炎」炎は火なり、光の照さるるなきを謂ふ、「函」包容すること、「六合」上下四方を謂ふ、「沐浴」あびるやうに身を霑すこと、「玄德」大徳と云ふが如し、「稟仰」身に賦與せらるゝと共に之を貴ぶなり、「太蘇」蘇は古への和の字、太和とは陰陽



調和の氣、「枝附葉著」臣民の歸服を言ふ、「植」殖に同じ、「毓」育なり、「蕃滋」繁茂なり、「參」仲間に入る、「化」天地生生の大作用なり、

講述 目下に於ては、我が大漢が諸方の亂賊を一掃し、危險なる世の中を泰平に致されしことは、猶險阻の路を平かにし、荒れたる草を刈るが如く、帝王の紘とも綱とも云ふべき政治の道や道德の道を擴大し、基礎は義農よりも隆んであり、規模は黃唐よりも大である、又君として天下に臨まる、様子を看れば、照すことは日の如く、威服することは神の如く、包容することは海の如く、養成することは春の如し、之がため、宇宙の間の有りと有らゆるものは、本源も末流も一つになつて、仁愛の大徳を被り和合の氣を受け、枝葉の幹に附著すると同様、歸服せざるものはない、譬へば草木が山林に生え、鳥魚が川澤に育つやうなもので、氣を得たるものは繁殖し、時を失へるものは零落する、是れは皇帝が天地と共同して化的作用を施さるゝのであつて、人事の厚意とか薄情とかの意味で、自然の働きに過ぎない、  
文法 「方今」より「養之如春」に至るまでは、現代

の、周の失馭に同じからざることを言ひ、「是以六合之内」より「枝附葉著」に至るまでは、戰國の分裂、戰國の兵亂に同じからざることを言ひ、「譬猶」の二句は、上下相親附して各、其所を得ることを言ひ、「得氣者蕃滋」の二句は、從人、衡人等が富貴を僥倖するが如きに非ざることを言ひ、「參天地而施化」の二句は、位を得るも、天子が意あつて手厚くし給ふに非ず、位を失ふも、天子が意あつて冷酷にし給ふに非ず、皆自然の儘なることを言ふ、

今吾子處皇代而論戰國、曜所聞、而疑所覲、欲從整敦而度高乎泰山、懷汎濫而測深乎重淵、亦未至也、  
斷言 第三大段の第六小段なり、戰國縱橫の士を標準として已れを論ずるの不可なることを云ふ意、「覲」みる、「整敦」丘なり、敦は「トン」と「タイ」との兩音あり、「汎濫」穴より湧き出づる小さき泉

訓義 「皇代」漢の皇帝の時代、「曜」きらつかすと云ふ意、「覲」みる、「整敦」丘なり、敦は「トン」と「タイ」との兩音あり、「汎濫」穴より湧き出づる小さき泉

なり、「未至」見識の届かぬこと、

講述 今客人は、大漢皇帝の盛大に生きて居りながら、忌はしき戰國の事を論じ、耳に聞いた昔の人を偉いと思つて褒め立て、反て今日に見る所の人を無用であるかの如く疑ひ、小高い丘を標準として、泰山の高さを積り、穴より湧き出る泉を念頭に置いて、奥底の知れぬ淵瀾の深さを測るのは、甚だ見識が浅い、  
文法 「曜所聞」は、從横の士が功名を立てたる事を誇るなり、「疑所覲」は、正道を守つて立身せざる者を無用となすなり、○「整敦」汎濫は、皆游説を以て富貴を取りたるものに喩へ、「泰山」重淵は、己れが道を守つて妄りに求めざることに喩へたるなり、

賓曰、若夫鞅斯之倫、衰周之凶人、既聞命矣、敢問上古之士、處身行道、輔世成名、可述於後者、默而已乎、  
第四大段なり、

訓義 「鞅斯」商鞅、李斯、「聞命」先方の説に従ふを言ふ、「已」止むなり、

講述 客は主人の此の説を聞いて又云ふやう、商鞅、李斯の輩は周の衰へたる時代の悪い人物であると云ふことは、貴説に因つて諒解したが、尙押して伺ひたいことは、上古の賢士にして、己が身を正しく道を行ひ、世を輔け名を成し、後世に傳ふべき人人は、黙して何等の著述をもせず終つたものか、どうであるか、  
文法 當に何等かの著述ある筈なりとして、疑問を爲せしなり、○「凶人」は前の「吉士」に對す、

主人曰、何爲其然也、昔者咎繇謨虞、箕子訪周、言通帝王、謀合神聖、殷說夢發於傅巖、周望兆動於涓濱、齊寧激聲於康衢、漢良受書於邳垠、皆俟命而神交、匪詞言之所信、故能建必然之策、展無窮之勳也、  
第五大段の第一小段なり、著述を以て顯はれざる者、



即ち第一等の人を擧ぐ、

訓義 「答絲」阜陶の音通、「謨虞」虞は舜の國號、謨は定案を立つるなり、「殷說夢發於傅巖」殷の高宗、夢に天より良弼を賜ふ、乃ち人相書を以て旁く天下を搜索し、傅說を得たり、說、方に傅巖の野に工事を營めり、「周望兆動於渭濱」周の文王、獵せんとせし時、史偏と云ふ者占つて曰く、渭陽に獵するときは大なる獲物あらんと、文王之に従ひ、卒に太公望を得、歸つて師となす、「齊寧」寧戚、康衢に牛を飼ひ、激しく牛の角を叩いて歌ふ、齊の桓公、之を召し、與に語つて大に悦び、大夫となす、「漢良」漢の張良、下邳の圯上の老人より、太公望の兵法を授けらる、垠は岸なり、「俟命」俟は待つなり、玆には天命の來た場合となつての意、「神交」精神的感通、「信」伸ぶるなり、  
講述 主人は此の間に答へて云ふ、何として黙止することがあらうぞ、昔し答絲は、虞舜の朝廷に於て意見を陳じ、殷の箕子は周の武王に訪はれて、洪範と云ふ政治の原理を授けたが、其言論は帝王の道に通じ、其計畫は神聖の理に合つた、殷の傅巖に居つた傅說は高宗の夢に見え、渭をに釣をして居つた太公望

濱得られると云ふことは、占に兆が出た、齊の寧戚は、康衢にて歌ふ聲を響かせ、漢の張良は、下邳の川岸に於て兵書を授けられた、此等は皆天命の來るべき時節に立至つて精神的に感通したものである、言語などで抱負を伸べられべきではない、さればこそ、必ず實現せられる所の策を建て、何代までも傳はつて、窮りなき所の功勳を展べた次第である、

近者陸子優游新語以興董生下帷發藻儒林劉向司籍辨章舊聞揚雄譚思法言太玄皆及時君之門闡究先聖之壺奧婆娑乎術藝之場休息乎篇籍之圃以全其質而發其文用納乎聖德烈炳乎後人斯非亞歟  
の第二小段なり、著作に因つて著はれたるもの、即ち第二等の人を擧ぐ、  
訓義 「陸子」漢の陸賈、「優游」ゆつたりすること、

仕へざるを言ふ、「新語」陸賈、屢、詩書を高祖の前に説く、高祖罵つて曰く、乃公馬上に天下を得たり、安んぞ詩書を事とせんと、陸賈曰く、馬上を以て之を得たるも寧ぞ馬上を以て治むべけんや、文武並び用ふるは長久の術なり、曩に秦をして、已に天下を并せたる後に於て仁義を行ひ、先聖に法らしめば、陛下安んぞ得て天下を有たんやと、高祖曰く、試みに我が爲に、秦が天下を失ひたる、我が天下を得たる所以、及び古への成敗の跡を著はせと、陸賈即ち國家存亡の徴を述ぶ、凡そ十二篇、一篇を奏する毎に高祖善しと稱し、其書を號して新語と曰ふ、「董生下帷」董仲舒は孝景帝の時の博士、帷を下して教授す、生徒其面を見るものなし、帷は幕の如き物、「劉向」後漢の人、書籍を校することを掌る、說苑、新序、列女傳の著者、「辨章」辨別して明白ならしむ、「譚思」譚は深なり、「法言太玄」二書俱に揚雄の著作、「門闡」闡は宮中の小門、君側を指す、「壺奧」壺は宮中の小巷、奥深き處、「婆娑」自由に行動するを謂ふ、「篇籍之圃」圃は禽獸を蓄ふる處、園圃と連用す、此の語は、猶今の學園の如し、  
講述 近世に於ては、陸子の如き、優游と仕官もな

さず、心任せに日を送り、斯に新語と云ふ著書が出来た、董生は講座の前へ幕を垂れて門生を教へ、儒者仲間にて文學的色彩を發した、劉向は書籍を掌り、古來の傳説を辨明し、揚雄は思索力を盡して、法言、太玄の著書あり、何れも當時の君主の側に侍することを得る身分であつて、昔しの聖人の蘊奥を究め、術藝界に行動し、圖書の中に休息し、其天より稟けたる性質を完全にして、之を文章の上に發し、其働きは聖徳の君に用ひられ、其功は後人の目に輝く、此等の人は、上に擧げたる大賢哲の次でないか、  
若乃伯夷抗行於首陽、抑惠降志而辱身、顔耽樂於簞瓢、孔終篇於西狩、聲盈塞於天淵、眞吾徒之師表也  
訓義 「柳惠」柳下惠、「顔耽樂於簞瓢」論語に云ふ、子曰、賢哉回也、一簞食、一瓢飲、在陋巷、人不堪其憂、回不改其樂、賢哉回也と、「孔終篇於西狩」篇は春秋を謂ふ、春秋は、哀公十四年春、西狩して麟を獲



たるに止まる、「盈塞於天淵」天に盈ち淵に塞がる也、  
講述 伯夷が首陽山に高尚の行ひをなし、柳下惠  
が志を降し身を辱めて下等の地位に甘んじ、顔回が  
一簞の飯と一瓢の飲物と云ふ生活でありながら、其  
樂みに耽り、孔子が春秋を著はし、西に狩して麒麟を  
獲たことで筆を止めたるなどは、其名譽が、上は天、  
下は淵の間に充滿し、眞に吾が徒の模範である、  
文法 此に擧げたるものは、其功必ずしも各録、策  
子、傳説、大公望の如くならず、著作必ずしも陸賈、董  
仲舒、揚雄、劉向の如くならずして、盛徳、人を感じ、  
名聲、自ら遠く、能く君子の正道を守り、萬世の師表  
たるものなり、是れ答賓の正文、○最後に孔子の春秋  
を擧げたるは、上の「黙而已乎」に緊應す、○聲の字  
は、名の字に替へて出したるものなり、

且吾聞之、一陰一陽、天地之方、  
乃文乃質、王道之綱、有同有異、  
聖哲之常、故曰、慎修所志、守爾  
天符、委命供己、味道之腴、神之

眊、不知其將含景曜、吐英精、曠  
千載而流光也、應龍潛於潢汗、  
魚鼈媾之、不覩其能奮靈徳、合  
風雲、超忽荒而躔吳蒼也、故夫  
泥蟠而天飛者、應龍之神也、先  
賤而後貴者、和隨之珍也、時暗  
而久章者、君子之眞也、

第五大段の第五  
小段なり、著述  
の道徳に本づ  
くことを言ふ、

訓義 「和氏之璧云云」楚の和氏と云ふもの、璞玉  
(玉ごもりの石)を楚山の中に得て、之を成王に獻す、  
成王、玉人をして其璞を理めしめ、寶を得、遂に名づ  
けて和氏の璧と曰ふ、荆は楚の異稱、韞は含む、「隋侯  
之珠云云」搜神記に云ふ、隋侯行いて、大蛇の傷つく  
を見、救つて之を治す、其後蛇、珠を銜んで、以て之を  
報ゆ、徑一寸、純白にして夜光る、藏於蚌蛤とは、眞珠  
なるを以て言ふ、「眊」視るなり、「應龍」龍の翼あるも

聽之、名其舍諸

訓義 「一陰一陽」易の繫辭傳に云ふ、一陰一陽、之  
謂道と、「天地之方」方は猶道と云ふが如し、「天符」  
本性を言ふ、「腴」道の美なるものなり、

講述 且つ吾が聞きたるには、忽ち陰となり忽ち  
陽となり、此の二氣が互ひに盛んになつたり衰へた  
りするの、天地の常道であり、或は質朴の道を施  
し、或は文明の道を施すのは、王者が綱の綱を纏める  
やうに社會を治むる仕方であり、或は君と主義が同  
じい爲に仕へ、或は主義の合はざるが爲に去ると云  
ふことは、聖哲の常である、それ故に古語に申したる  
ことあり、慎んで自分の志す所の事を修め、汝の天よ  
り受けたる本性を守り、何事も天命に任せて己れを  
犠牲となし、道の美味を味つたなら、神も願ひを納受  
あるべく、名譽は己れを捨てようや、必ず附いて來る  
に相違ないと、

賓又不聞和氏之璧韞于荆石、  
隨侯之珠藏於蚌蛤乎、歷世莫

の、「潢汗」水溜なり、「媾」なる、「忽荒」天上なり、  
「躔」昇ると訓じ、又行くと訓す、「吳蒼」天の名なり、  
講述 客人に於ては、彼の和氏の名玉が荆の石の  
中に包まれて居り、隋侯の明珠が蚌の貝の内に在つ  
たと云ふことを聞かれないか、此の如き珍寶も、歴  
代、世に顯はれなかつたのは、世人が此の珠や玉の、  
光輝を含んで居て、英精の氣を吐き、千年も過つてか  
ら光りを流さうとは思はなかつたからである、應龍  
も溜水の中に潜むときは、魚や鼈なども之に狙れて  
畏れないのは、應龍が能く不思議なる持前を奮ひ、風  
の起り雲の湧くに從ひ、虚空を超えて天に上ること  
を見ないからである、故に縱令ひ一時は泥の中に蟠  
つて居つても、竟には高く天に飛ぶものは、應龍の神  
神しき點である、前には人より賤められ、後に、貴重  
せらるゝやうになつたのは、和氏、隋侯の珍寶であ  
る、一時は名も聞えず不遇であつても、永久的に顯著  
なのは、君子の眞の行ひである、  
文法 此の段は、士たる者が能く正道を守つて著  
作するときは、天下後世に顯はれぬ理なきを論じた  
るなり、○上の「啾發投曲」と遙かに相應す、○章の字



は、名の字に應ず、  
 若乃牙曠清耳於管絃離婁眇  
 目於毫分逢蒙絕技於弧矢般  
 輸推巧於斧斤良樂軼能於相  
 馭烏獲抗力于千鈞和鵠發精  
 于鍼石研桑心計於無垠走亦  
 不任厠技於彼列故密爾自娛  
 于斯文第五大段の第六小段なり、已れ、他の技藝なきを以て文章を樂むを言ふ。

訓義 「牙曠」伯牙と師曠、伯牙は善く琴を弾じ、師曠は晉の平公の音樂師、「離婁」孟子に見ゆ、昔しの視力の強き人、「眇目」目を細くすること、注視の形容、「毫分」毫末と言ふが如し、毛の末の極微なる處、「絕技」其技に比類なきなり、「弧」弓なり、「般輸推巧」推は專なり、「良樂」王良、御を善くし、伯樂、善く馬を相す、「軼能」其能に於て衆人に勝るなり、軼は過ぐ、「千鈞」三十斤を一鈞となす、「和鵠」和は秦の醫の名、鵠

は名醫扁鵲、「研桑」研は越の范蠡の師、計然の名、桑は漢の桑弘羊、「心計」物を考へ出すと、立案企業的作用を心計と謂ふ、「走」僕なり、作者自身の謙稱、「厠」列に入るなり、「密爾」沈靜の貌、  
 講述 伯牙や師曠が管絃の音を聴くに、耳清くして善く巧拙を分ち、離婁が目を細くして毛の尖をも見分け、逢蒙が弓矢を執つては絶倫の伎倆があり、般輸は斧斤を取つて器械を作るに専門の巧者であり、王良と伯樂とは、馬を相し馬を御する能力に於て衆人にすぐれ、烏獲は千鈞の重量を擧げる力を具へ、和、鵠の二名醫は、精力を出して針療治や藥石を研究し、研、桑の二人は、心計を無限に應用した、僕に於ては、技能に於ては彼等の列に連なる資格がない、故に沈黙して斯の文を樂むのである、  
 文法 斯文の二字を以て全篇を結ぶ、自ら上の「著述爲業」に應ず、○密爾は、默の字を替へて出したるなり、

餘説

文中云ふ所の著作とは、或は前漢書を指し、ならんか、客の主人に戯れたる要旨は、全く著作は

名を成すに足らざるが故に、時に乘じ富貴を取り、以て功名を立つるに若くはなしと云ふに在り、主人の之に答へたる要旨は、古來、君子の身を守る正道に暗く、射倖的行動に因て一時尊榮を得と雖も、反つて竟に禍ひに遭はざるものなし、著作の如きは、一時尊榮の名なしと雖も、道徳に本づき、發して文章となるが故に、前に暗しと雖も必ず後に傳はると云ふに在り、正に是れ君子身を守り、其正を失はざる處、解嘲に比すれば、道理稍正し、文に至つては、流麗觀るべしと雖も彼れの古勁に若かざることを遠し、

北山移文

孔德璋

講題 劉宋の人にして、周顒、字は彥倫と云ふ者あり、初め鍾山(南京の東北に在り)に隠れ、後、詔に應じて北齊に仕へて海鹽の令(會稽郡)となり、將に此の山を過ぎんとせしに、孔德璋は、彼れの節を守らざることを賤み、山靈の意に

鍾山之英、草堂之靈、馳烟驛路、勒移山庭、第一大段なり、

託し、官府より發する布達の體に擬して之を周顒に寄せ、再び至る勿からしむ、故に題して北山移文と曰ふ、鍾山は府城の東北に在るが故に、北山と曰ふ、  
 移とは屬縣に下付する命令書なり、此れを私に用ひたるは、劉歆の移太常に始まる、

大旨 周子の如き變節漢が北山を過ぐることは、山水草木を汗す所以なれば、決して之を許さざるを言ふ、

大段落 凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「勒移山庭」に至る、先づ山靈より出でたる移文なることを言ふ、第二大段は「夫以耿介拔俗之標」より「千載誰賞」に至る、眞の隱者既に死して、名山の寂寞たることを言ふ、第三大段は「世有周子」より「今見解蘭傳塵纓」に至る、周子の偽隱者なることを言ふ、第四大段は「於是南嶽獻嘲」より篇尾に至る、主意を發揮す、



訓義 「鍾山」吳の太帝、改めて蔣山となす、古へに於て金陵山と曰ふ、一名は北山、「英」山の神を指す、「草堂」地名、即ち草堂寺の遺趾、「靈」土地の神を指す、但し鍾山草堂の英靈と謂ふべきを析言せしものにして、英靈は別に義を異にせるに非ず、此の如きを稱して互文と曰ふ、「馳煙」煙を使役するなり、「勒」刻なり、

講述 鍾山、草堂の神靈が、烟を使者として、驛路を馳せ行かしめ、神靈より周顒へ告知の文句をば、山の廣場なる石に刻させた、

文法 是れより以下は移中の語なり、

夫以耿介拔俗之標、蕭洒出塵之想、度白雪以方潔、干青雲而直上、吾方知之矣、  
第二小段の第一小段なり、山に入るべき最高の人を

訓義 「以」おもんみると訓ず、考へて見ればと云ふこと、「耿介」耿は光なり、介は大なり、廉節を謂ふ、「蕭洒」さつぱりして居る貌、「干」觸れ犯す、

講述 熟く思ひ見るに、操固く世俗の上に抜け出でたる姿あり、サツパリとし塵埃の外に超え出でたる思想あり、其志の潔きことを言へば、白雪の上を渡つて之れと竝ぶ程であり、又行ひの高きことを言へば、青き雲を衝いて直ちに其上に升る程である、自分は此等の山に入つて隠士となるべき人であることを知る、

若其亭亭物表、皎皎霞外、芥千金而不眦、履萬乘其如脫、聞鳳吹於洛浦、值薪歌於延瀨、固亦有焉、  
第二小段の第二小段なり、山に入るべき二種の人を擧ぐ、

訓義 「亭亭」高く聳ゆる貌、「皎皎」潔白の貌、「芥」草なり、あくた、「眦」ふりかへる、「履」小鞋なり、「萬乘」天子の位を謂ふ、「聞鳳吹」周の靈王の太子晉、謂はゆる王子喬は、笙を吹くことを好み、鳳凰の鳴き聲を出せり、「洛」洛水なり、「值薪歌」晉の孫登、蘇門山に隠れ、蘇門先生と號す、延瀨に遊び、薪を採る者に遭遇ひ、汝は此に一生を終るかと言ひたるに、彼れ

は、聖人懐ふことなし、道德を以て心となす、又何ぞ怪んで哀をなさんやとて、歌を作つて去れり、

講述 萬物の外に亭亭と高く身を置き、霞の上に皎皎と潔き思を馳せ、千金も芥同様に視て振向きもせず、萬乗の位を棄てることは、鞋を脱ぐと一般、惜しいとも思はず、洛水の浦に笙を吹いて鳳凰の聲を聞き、延瀨に於て薪を採りつゝ、歌ふ者に遇ひたる人などは、何れも厭世の高人であつて、山に入るべき者であるが、無論右様の人物はあることである、

文法 一種は富貴を慕はざる人、一種は仙を學ばんと欲する人、俱に山に入るべき資格あることを示し、なり、

豈期始終參差、蒼黃反覆、淚翟子之悲、慟朱公之哭、乍廻跡以心染、或先貞而後黷、何其謬哉、  
第二小段の第三小段なり、隱者の終りを全うせざる者を擧ぐ、

訓義 「參差」不均一なり、「蒼黃」忽なり、「反覆」定まりざるなり、「淚翟子之悲」墨翟、練絲を見て泣いて

曰く、以て黄にすべし、以て黒にすべしと、人の善惡、何如様にもなるを言ひたるなり、「慟朱公之哭」楊朱は、岐路(路の二つに分れたるもの)を見て泣けり、其南へも往くべく、北へも往くべきを以てなり、慟は哭の過度、「廻跡以心染」一旦足跡を轉じて山に入りながら、富貴に心を染むるを言ふ、「黷」けがれる、「謬」誑なり、欺くなり、

講述 同じ隱者なれども、豈に圖らん、始めと終りと均しくなく、俄に變つてしまひ、翟子の悲んだ道理に泣き、朱公の哭した道理に哭せざるを得ないとは、折角隱者となつても其心は富貴に染まり、或は最初は正しくありながら後には操を汚すものがある、何と云ふ虚偽だらう、

文法 泛く隱者に此の三等あることを論じたれども、尙未だ周顒に説き到らず、但し暗に周顒の影を出したるなり、  
嗚呼、尙生不存、仲氏既往、山阿寂寥、千載誰賞、  
第二小段の第四小段なり、眞の隱者の存在せざることを言ふ、



し後、山に入り、薪を賣つて生活し、出でて仕へず、  
〔仲氏〕後漢の仲長統、字は公理、州郡より召さるゝ毎  
に、疾と稱して就かず、嘗て歎じて曰く、若し山に背  
き水に臨み平原に遊覽することを得ば、何すれぞ帝  
王の門に區區たらんやと、〔阿〕隅なり、〔寂寞〕人なく  
して淋しきなり、

講述 扱も扱も尙生は存在せず、仲氏は既に過去  
の人となつた、山の隅隅寂寞として、千歳を経たとて  
誰れか賞するものあらう、

世有周子、雋俗之士、既文既博、  
亦立亦史、然而學遁東魯、習隱  
南郭、竊吹艸堂、濫巾北岳、誘我  
松桂、欺我雲壑、雖假容於江臯、  
乃纓情於好爵、

訓義 〔雋俗〕俗中の雋士と云ふこと、雋は俊なり、  
〔立〕老莊の道に通すること、〔史〕飾多く實少きなり、  
〔學遁東魯〕莊子に載す、魯の君、顔闔の、道を得たる

乃纓情於好爵、  
第三大段の第一小段なり、周  
子の雋者なることを言ふ、

人なることを聞き、人をして幣物を以て招かしむ、顔  
闔は陋屋に居りしが、使者其家に至つて問うて曰く、  
此れ顔闔の家かと、闔答へて曰く、此れ闔の家なり  
と、使者幣を致す、闔曰く、恐らくは聞間違ひにて贈  
られしならん、果して然らば使者罪せらるべし、若か  
ず、之を審かにせんにはと、使者反つて之を審かに  
し、復び來れば、彼れ既に去つて之く所を知らず、〔南  
郭〕隱者南郭子綦、〔竊吹〕齊の宣王、竿を好み、必ず三  
百人を一堂に集めて之を吹かしむ、南郭先生、竿を能  
くせず、三百人の中に混じ、竿を吹くを以て祿を食  
む、宣王薨じ、後王曰く、寡、竿を好む、一人づゝ之を  
吹かしめんと欲すと、南郭先生、無能の發見せられん  
ことを恐れて遁げ去れり、〔濫巾〕巾は幅巾として、布幅  
の廣きもの、隱士の服なり、濫りに隱士の服を著くる  
を言ふ、〔我〕山靈、〔江臯〕水邊の遊地を江臯と曰ふ、  
〔纓〕冠の紐なり、つなぐと訓す、

講述 世の中に周子と申す人が居る、俗物の中で  
は俊英の士であつて、文字もあり、博く、物事に通じ、  
老莊の玄理を心得、垢抜けて居る、斯のやうな一廉の  
人物であるが、東魯の處士の顔闔や南郭子綦の隱遁

を學習し、草堂に隱者の風をなすのは、丁度東郭先生  
が竿を吹くことが出来なかつたのに其真似をなした  
やうなものである、即ち彼れが北岳に於て隱者の服  
を著て居つたのも、真面目ではない、彼れは隱者の粧  
ひをして我が山中の松や桂を誘き寄せ、我が山中の  
雲や谷を欺いた次第である、態度こそ、江臯に世を避  
けた人の様子をなして居れ、其心情に至つては、好き  
官爵に附著して居る、

文法 學の字、習の字は、彼れの天性に非ざること  
を示す、

其始至也、將欲排巢父、拉許由、  
傲百世、蔑王侯、風情張日、霜氣  
橫秋、或嘆幽人長往、或怨王孫、  
不游譚空空、于釋部、覈玄玄、於  
道流、務光何足比、涓子不能儔、

第三大段の第二小段なり、周子  
の山に入りたる時の事を敘す、

訓義 〔排巢父〕排は推すなり、巢父は堯の時の隱

者、年老い、樹を以て巢を造り、其上に寝す、故に人號  
して巢父と曰ふ、〔拉〕くじく、〔許由〕堯より天下を讓  
られたれども受けざりし人、伯夷傳に詳かなり、〔王  
孫〕淮南王の招隱の詩に「王孫遊公不歸」の語あり、  
之を用ひたるなり、朱注には王孫を屈原とす、屈原は  
楚の同姓なるを以てなり、茲には屈原流の人を指す、  
〔空空〕空を以て空を明かにすること、佛理なり、  
〔釋部〕佛經を謂ふ、〔覈〕考ふるなり、〔玄玄〕玄之又  
玄、老子の語、此の上もなき奥妙の理を謂ふ、〔道流〕  
老子の教派、〔務光〕殷の湯王の時の隱者、亦伯夷傳に  
出づ、〔涓子〕齊の人、木を餌ひ、齡ひ三百年に至る、  
講述 周子が始めて我が山に來た時と云ふもの  
は、巢父をも推し除け許由をも挫き、百代の後までも  
威張り抜き、王侯貴人を下目に視ようとする様な意  
氣込みであつて、其心持の明白なことは、太陽の光り  
の四方に及ぶが如く、又凜凜とした霜の氣が秋の空  
に横はるが如く、潔き操を立て、或は幽人として、閑靜  
の士が永久に死に去つたことを嘆じ、或は王孫の此  
の山に來ぬことを怨み、空空の理を佛經に依つて談  
論し、玄玄の道を老莊の學に依つて考究し、其高潔な



ることは、務光も何として比較するに足らうや、涓子も  
竝ぶことが出来ない、

及其鳴騶入谷、鶴書赴隴、形馳  
魄散、志變神動、爾乃眉軒席次、  
袂聳筵上、焚芰製而裂荷衣、抗  
塵容而走俗狀、風雲悽其帶憤、  
石泉咽而下愴、望林巒而有失、  
顧草木而如喪、第三大段の第四小段なり、周子  
の官より召されたる時の、ことを  
敘す。

訓義 「鳴騶」騶は馬なり、「鶴書」呼出し狀なり、竹  
の札に書きたるものにして、形、鶴の頭に似たり、  
〔隴〕山の小高き處、即ち周子の草堂の所在地なり、  
〔爾乃〕「しかしてすなはち」と訓ず、斯くてなり、「軒」  
あがる、「芰製」製は裁ちたるもの、衣服のこと、芰は  
水草にして荷の類、花は黃白、實は紫、兩頭銳きもの、  
〔荷〕蓮葉、「芰製」荷衣俱に隱者の服を謂ふ、「抗」舉

雄冠百里之首、張英風於海甸、  
馳妙譽於浙右、道帙長擯、法筵  
久埋、敲扑誼囂、犯其慮、牒訴控  
惚、裝其懷、琴歌既斷、酒賦無續、  
常綱繆於結課、每紛綸於折獄、  
籠張趙於往圖、架卓魯於前籙、  
希蹤三輔豪、馳聲九州牧、第三大段  
の第五小

段なり、周子の得  
意の境遇を寫す。

訓義 「金章」銅印なり、漢書に、秩六百石以上は銅  
印墨綬とあり、墨は黒なり、綬は印の紐、「緇」むすぶ、  
〔百里之首〕縣を百里と稱す、周子の赴任せる海鹽の  
縣は首縣なるが故に云ふ、「道帙」道教の書を指す、  
〔法筵〕佛理を説く所の座、「敲扑」人を打つ聲を謂ふ、  
〔牒〕官文、下知文、「惚惚」繁忙、又困苦の貌、「裝」包む  
なり、「琴歌酒賦」董仲舒に琴歌あり、鄒陽に酒賦あ  
り、「綱繆」まつはる、「結課」官吏の勤惰調べなり、「紛

ぐる、「悽」物憂き貌、「愴」哀傷する、  
講述 然るに使者の乗つて來た嘶く駒が北山の谷  
に入り、彼れが鶴の形をした召出し狀を持參して、周  
子の家のある小高き處へ赴くと云ふと、周子は出身  
の嬉さに形は何處かへ往つてしまひ、魂魄は飛散し、  
志操は俄かに打つてかはり、精神は動搖し、斯くて大  
得意になり、座敷に居る様を見れば、肩は上へ揚が  
り、肩を張つて袂を翻し、芰荷を綴つて造つた隱者の  
服などは、最早著るも、野暮であるとして焚いたり裂い  
たりして棄て、しまひ、浮世の塵に混つた風采を放  
ち、俗氣紛紛たる態度を現はしたので、山中の風雲も  
悽然と憤りの色を帯び、巖の根より湧き出る泉も聲  
が咽ぶやうに詰つて、卑い方で哀を催した、林の立て  
列なつた岡を望むと失望のやうであり、草木を顧み  
ると手の物をなくしたやうである、

文法 是れ周子が未だ山を出でざるに面目の頓に  
改まりたる情態を寫せしものにして、「風雲」以下は、  
山中の天然物が彼れに欺かれたる悲憤の形容なり、  
至其紐金章、緇墨綬、跨屬城之

綸煩多の貌、「折獄」折は斷するなり、獄は裁判事件、  
〔張趙〕漢の張敞と趙廣漢、竝に京兆の尹(郡の町奉  
行)となり、名望あり、「卓魯」後漢の卓茂、密の令とな  
り、吏欺くに忍びず、魯恭は中牟の令となる、建中七  
年、郡國に蝗害あり、而して中牟獨り之を免る、人以  
て其德の致す所となす、「希蹤三輔豪」京兆尹、左馮  
翼、右扶風を三輔と曰ふ、豪は傑出の人、即ち三輔の  
職を勤めたる官人のえら物を謂ふ、希蹤は其事業が  
彼れに及ばんことを希ふなり、「馳聲九州牧」九州の  
長を牧と曰ふ、九州は冀、兗、青、徐、荆、揚、豫、梁、雍  
なり、

講述 周子の敍任が濟んで、愈、海鹽縣の令とな  
り、銅印を紐にて垂れ、紫色の綬を結び著け、管下の  
盛なる城邑の上に跨り、諸縣令の首座となつて、勇ま  
しき勢ひを沿海の地に張り、美名を浙東に馳せてか  
らと云ふものは、道教の書帙などは外へ押遣つて、  
何時までも顧みず、經文を説いた席なども久しく塵  
に埋もつて、二度とは用ひず、罪人を笞つ聲は騒騒し  
くして、思慮を攪亂し、司法事件が多忙にて、心中に  
此事のみが蟬り、琴の音は最早絶えてしまひ、酒の賦



も續くることなく、平生の用務は、官吏の監督やら裁判の事務やら煩雜面倒を極め、昔し張、趙の爲した經營などは自分の手の中に在り、前代の記録に載せてある、卓魯の功績の上に出で、三輔の名縣令の跡を追はんことを希ひ、九州の長官連中の間に名譽を馳せようとして居る、

文法 役人となつて俗なる處、忙なる處を寫して、前の隱士の生涯と反映せしむ、

使其高霞孤映、明月獨舉、青松落陰、白雲誰侶、磻戶摧絕、無與歸、石逕荒涼、徒延佇、至於還颺、入幕、寫霧出楹、蕙帳空兮夜鶴怨、山人去兮曉猿驚、昔聞投簪逸海岸、今見解蘭縛塵纓、

段なり、山靈白身の怨みを敘す、

訓義

〔侶〕伴ふなり、〔磻〕巖なり、〔延佇〕頸を延ば

し足を爪立て、待つ貌、〔騰〕風なり、〔寫〕吐くなり、〔楹〕柱なり、〔蕙帳〕蕙は香草、山人の背いて帳と爲すもの、〔投簪逸海岸〕投簪は官を去ること、漢の疎廣の故事、其東海の人なるを以て海岸に逸すと曰ふ、〔解蘭〕幽人は蘭を佩ぶるものなり、今周子が役人となりたるに因つて蘭を解くと云ふ、

講述 北山の嶺高くなびく所の霞は、淋しげに色を放ち、明月も、觀る人もなく上り行く、青青として居る松は清き木蔭を地に落せども、其下に憩ふ人を見ず、白雲はあれども、何人か之に伴はん、隱者の棲んで居た岩の戸も、破損したま、此に戻り來るものあらず、石の小路は荒れに荒れて、以前の往來した友を待つが如く、吹廻る風が暮の中に入り、段段と降り酒ぐ霧が柱の外に出る時には、唯さへ悲哀を催すに、香草を結んで作つた戸張は空しく垂れて、夜に鳴く鶴は獨り遣されたことを怨み、山人が往つて仕舞たので、曉に叫ぶ所の猿も心安からず、昔し官界を厭つて簪を棄て、海岸に逃れた人さへもあると聞くに、今蘭を佩ぶる風流の身分を止めて俗塵の紐に束縛せられた人を見ようとは、如何にも齒痒い次第で

ある、

文法

此の數句尤も奇絶清絶にして、鍛鍊を経て成りしものなり、古來、人口に膾炙する、偶然に非ず、

於是南嶽獻嘲、北隴騰笑、列壑爭議、攢峰竦誚、慨游子之我欺、悲無人以赴弔、故其林慙無盡、澗愧不歇、秋桂遣風、春蘿耀月、騁西山之逸議、馳東阜之素謁、

第四大段の第一小段なり、周子を拒む所以を言ふ、

訓義

〔騰〕あぐると訓ず、起すなり、〔攢〕あつまるなり、攢峰は猶群峰と云ふが如し、〔誚〕そしめる、〔慨〕歎なり、〔游子〕周顒を指す、〔赴〕至るなり、〔弔〕問ふなり、〔擺〕拂ふ、〔逸議〕風流的議決、〔素謁〕無位の人

の論告、  
講述 是に於て南の岳は嘲りに向け、北の岡は笑ひを發し、凡そ連互群集する、壑と云ひ峰と云ひ、我れ先きにと非難の言を發し、遊子が我が北山を欺い

たことを慨すると共に、誰れも來つて慰めくれる人のないのを悲んで居る、されば林にせよ澗にせよ、周子の爲に辱めを受けたるを慙愧して止まない、秋の桂は香しき風を送つて汚れを吹き散らし、春の蘿は清き蔓を以て月の爲に塵を拂ひ除け、西山の風流的決議を宣告して、東阜の平民的論告を布發するのである、

今乃促裝下邑、浪棧上京、雖情投於魏闕、或假步於山扃、豈可使芳杜厚顏、薜荔蒙耻、碧嶺再辱、丹崖重滓、塵游躅於蕙路、汚淥地以洗耳、宜扃岫幌、掩雲關、歛輕霧、藏鳴湍、截來轅於谷口、杜妄轡於郊端、

訓義

〔促裝〕裝は旅の仕度、促は取急ぐ、出立の用意を爲すを言ふ、〔下邑〕都を上とし、地方を下とす、



下邑は周子の赴任地なる海鹽縣を指す、「浪棧上京」浪は鼓つ、棧は楫、舟にて行くこと、此の時周子、任滿ち上京して、他の好官に遷らんとて、將に北山を通過せんとせしなり、「魏闕」高大なる門なり、王宮のこと、「扃」とぼそ、「厚顏」赤面のこと、「薛荔」香草の名、「芳杜」亦香草、「萍」かす、にこり、「塵」活用して塵を蒙むる義となる、けがれること、「躑」踪跡なり、「涿」水の清きを言ふ、「洗耳」堯、天下を許由に譲る、許由之を逃る、巢父、之を聞いて、其耳を洗ふ、樊仲父、飼牛に水を飲ませんとて來合せしが、巢父の耳を洗ふを見て引返せり、是れ牛をして其下流の水を飲ましむることを耻ぢたるなり、「岬岬」岫は山に穴ある處、之を窓に喩へたるなり、幌は幔幕、

講述 然るに今や周子は、下邑なる海鹽縣より旅行の準備を取急ぎ、舟に乗つて都に向はうとする、彼れは立身のため心を堂堂たる王城の宮殿に寄せては居るが、事によると、途中此の山の草堂に立寄つて、一夜の宿を借りるかも知れない、さうすると、芳杜や薛荔のやうな、高士に縁のある香草は赤面することとなり、仙境とも謂ふべき碧の嶺や赤き崖は、一度な

らず耻を搔き、蕙の生えたる路は彼れの足跡の爲に俗了せられ、澄める池の水も、彼れの仕官を聴いて耳を洗ふものあるときは汚れることなる、そんな風になつてなるものか、之を拒ぐ手段として、岫の帳を閉ぢ、雲の關を掩ひ、軽く立込む霧を取り藏め、水音高き早瀬を藏し、山の中に在る何物をも彼れの目に觸れしめないで、第一、谷の口の處で彼れの乗つて來た車の長柄を遮斷し、野の出鼻の處で彼れの乗つて來た馬の轡を押止めてしまはなければならぬ、

於是叢條噴膽、疊穎怒魄、或飛柯以折輪、乍低枝而掃迹、請廻俗士駕、爲君謝逋客、

訓義 「噴」いかる、「膽」瞻(みる)に作るべしとの説あり、「俗士、逋客」竝に周子を指す、逋は逃なり、周子は北山を逃れ出でたるを以て云ふ、

講述 是に於て山中の叢りたる木の枝や野外に在る稻の重なり合ひたる穂は、何れも目をむき出した

り精神を激したりして覺悟を定め、或は枝を打振つて彼れの車輪を折らうとし、乍ち穂を垂れて汚れた車の迹を掃ひ清めようとして居る、されば何卒俗物の乗物を引返させよう、そこで君の爲に此の決心を逃亡者に告ぐる次第である、

刑賞忠厚之至論

蘇東坡

講題 刑賞忠厚之至は成語なり、書經大禹謨の孔安國の傳に曰く、刑の疑はしきは輕きに附し、賞の疑はしきは重きに附す、刑賞は忠厚の至りなりと、是れ當時、禮部の官吏登庸試験に提出せられたる論題なり、

嘉祐二年、歐陽修は禮部に於ける進士の試験官となりしが、時文の弊害を憂ひ、之を矯正せんとするの志あり、梅聖俞と云ふもの、亦試験の委員中に在り、蘇東坡の此の文を得て、之を歐陽修に示し、處、歐陽修は驚喜して異人となし、第一等

に置かんとせしも、其門下生の曾子固の代作に非ずやとの疑ひありしを以て第二に置けり、

大段落 凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「故孔子猶有取焉」に至る、一篇の冒頭なり、第二大段は「傳曰賞疑從與」より「義不可過也」に至る、論證なり、第三大段は「古者賞不以爵祿」より「忠厚之至也」に至る、説明なり、第四大段は「詩曰君子如祉」より篇尾に至る、補證なり、

堯舜禹湯文武成康之際、何其愛民之深、憂民之切、而待天下以君子長者之道也、

厚を贊嘆す、

訓義 「成康」周の成王、康王、

講述 堯、舜や夏の禹王や殷の湯王や、周の文王、武王、成王、康王の時分は、どうして那のやうに人民を愛することが深く、人民の事を心配してやること



方を以て天下の人をあしらつたことであらう、  
文法 「君子長者之道」は即ち忠厚なり、○感嘆を以て筆を起し、は、是れ一種の文法、○此處は主意を掲ぐ、

有一善從而賞之、又從而詠歌  
嗟嘆之、所以樂其始而勉其終、  
有一不善從而罰之、又從而哀矜懲創之、所以棄其舊而開其新、故其吁兪之聲、歡休慘戚、見於虞夏商周之書、  
訓義 「哀矜」矜はあはれむ、惻然に思ふなり、「懲創」創も懲なり、「吁兪」吁は、否と曰つて嘆ずる辭、兪は、成程と曰つて嘆ずる辭、「休」目出度き意、「慘戚」みぢ目なり、

講述 人に一の善事あるときは、其れに就いて之を賞し、又其れに就いて之を歌に歌つて感嘆する、是れは其新たに善を爲したことを樂むと同時に、後後

までを勵ますためである、又人に一の不善なる行ひあるときは、其れに就いて之を罰し、又其れに就いて憐愍を加へ之を懲戒する、是れは彼れの舊き惡を棄て、新しい善に導くためである、故に善人を擧げんとせし場合は兪りと云つて賛成を表し、不善人を取らうとした場合は吁と云つて反對した語や、善を見て目出度いと歡び、惡を見て痛ましく思つた事は、虞、夏、商、周の書に見えて居る、

文法 善と惡とを兩層に分ち、刑賞の字に應せしむ、

成康既沒、穆王立而周道始衰、然猶命其臣呂侯而告之以祥刑、其言憂而不傷、戚而不怒、慈愛而能斷、惻然有哀、憐無辜之心、故孔子猶有取焉、  
訓義 「祥刑」祥は吉なり、刑の本意は犯罪者の跡

を絶たしめ、刑を無用に歸せしむるに在るが故に、之を不吉とせずして祥と呼びたるなり、此の刑典は、書經にある呂刑なり、「傷」やぶると訓ず、理性を害するなり、「戚」罪を犯し、ことを痛痛しく思ふなり、「惻然」心に憐れに感ずる形容、

講述 成王、康王が既に死去し、穆王が立つて天子となつてから、周の政道が衰へ始めたが、其れでも猶其臣の呂侯に命じ、祥刑を作れとの沙汰があつた、其言はれた所は、憂ふれども理性を害する程にはあらず、痛めども怒る程にはあらず、慈愛あれども能く斷じ、惻然として無罪の者を哀憐するの心あり、故に孔子も、此れをば取つて、書經の中に收められたのである、

傳曰、賞疑從與、所以廣恩也、罰疑從去、所以慎刑也、當堯之時、皐陶爲士、將殺人、皐陶曰、殺之、三、堯曰、宥之三、故天下畏皐陶

執法之堅、而樂堯用刑之寬、四岳曰、鯀可用、堯曰、不可、鯀方命圯族、既而曰、試之、何堯之不聽、皐陶之殺人、而從四岳之用、鯀也、然則聖人之意、蓋亦可見矣、書曰、罪疑惟輕、功疑惟重、與其殺不辜、寧失不經、嗚呼、盡之矣、

第二大段の第一小段なり、寧ろ厚きに從ふべきの證、  
訓義 「傳曰」漢書馮野王傳、「士」法官なり、「方命圯族」方はさかふ、圯はやぶる、族は善人の類、「失不經」常刑を失ふなり、刑すべきを刑しそこなふこと、  
講述 書物に書いてあるのに、賞の疑はしいもの、即ち或は賞する價值がなからうかとの疑問のある場合は、賞を與ふる方にする、是れは恩惠を成るべく行互らせるためである、又罰の疑はしいもの、即ち或は冤罪でないかとの疑問のある場合は、罰を止す方に



する、是れは刑を愼むためであると、堯の時に當つて、皐陶が司法官であつた、所で一人の者を死罪に行はうとする事件が起つた時、皐陶は三度までも殺さうと曰ひ、堯は三度までも之を宥せと曰つたことがある、故に天下の人は、皐陶が法律を執り守ることの堅固なのを畏れたと共に、堯の刑罰を用ふることの寛大なのを樂んだのである、其れから四岳と云ふ大臣は、鯀を用ふべしと曰つた處、堯は、鯀と云ふ男は天子の命に従はず、善類に害を加ふる人であるから不可なりと曰はれた、然るに程なく又之を試みに用ひて見ようと曰はれた、何故に堯は、人を死刑にせよと云ふ皐陶の語をば許容しないで、鯀を用ひよと云ふ四岳の意見に従つた次第であるが、さうして見れば、聖人の意は知ることが出来る、書經に曰ふ、罪の疑はしいのは輕くせよ、功の疑はしいのは重くせよ、間違つて無罪の人を殺さうより、寧ろ常刑を失ふが増である、扱も此れで十分である、堯の意は即ち此に在つたわけである、

文法 堯と皐陶との問答は事實にあらず、作者、想像上より構成して、鯀の事と對映せしめたるに過ぎ

ふ、故に仁に過ぎるものは差支へがないが、義に過ぎてはならぬものである、

文法 全く孟子の「可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>、可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>、取<sub>レ</sub>傷<sub>レ</sub>廉<sub>レ</sub>」の句法を學びたるものなり、

古者賞不以<sub>レ</sub>爵祿、刑不以<sub>レ</sub>刀鋸、賞以<sub>レ</sub>爵祿、是賞之道、行於爵祿之所加、而不行於爵祿之所不加也、刑以<sub>レ</sub>刀鋸、是刑之威、施於刀鋸之所及、而不施於刀鋸之所不及也、先王知天下之善不勝<sub>レ</sub>賞、而爵祿不足以勸也、知天下之惡不勝<sub>レ</sub>刑、而刀鋸不足以裁也、是故疑則舉而歸之於仁、以君子長者之道待天下、使天

す、○「蓋亦可見矣」の句、「嗚呼盡之矣」の句は、俱に東坡の慣調にして、矣の字を以て頓挫をなし、自ら響きあり、

可以<sub>レ</sub>賞、可以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>賞、賞之過乎仁、可以<sub>レ</sub>罰、可以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>罰、罰之過乎義、過乎仁、不失爲<sub>レ</sub>君子、過乎義、則流而入於忍人、故仁可<sub>レ</sub>過也、義不可<sub>レ</sub>過也、

訓義 「過乎義」義は斷制を主とするものなるが故に、刑罰の如きは義に屬して仁に屬せず、「忍人」殘忍の人、

講述 賞しても宜し、賞さずとも宜しと云ふ場合に、之を賞するときは、仁に過ぎた仕方である、罰しても宜し、罰しないでも宜いと云ふ場合に、之を罰するときは、義に過ぎた仕方である、仁に過ぎた方は、同じ手落ちにしても、まだ君子と云ふ點がある、然るに義に過ぎた方は、其結果、殘忍の人となつて仕舞

下相率而歸於君子長者之道也、故曰、忠厚之至也、

訓義 「刀鋸」刑具、

講述 昔しの世では、人を賞するに爵位俸祿を用ひて賞することをせず、人を刑するに刀鋸を用ひて刑することをしなかつた、其理由は、爵祿を以て賞するときは、賞の主意が、功績の明白であつて爵祿の加へられる範囲のみに行はれて、功が疑はしくして爵祿の加はらない所に行はれぬ、又刀鋸を以て刑するときは、刑罰の威力が、罪の明白であつて刀鋸の届く範囲にのみ施され、罪が疑はしくして刀鋸の届かない所に施されない爲である、先王は、天下の善が賞し切れぬ程あつて、爵祿は之を獎勵するに足らぬことを知つて居られ、又天下の惡は刑し切れぬ程あつて、刀鋸は制裁を加へるに足らぬことを知つて居られた、それゆゑ疑はしい罪は、一切之を仁道の方に引附け、君子長者の仕方を以て天下の人をあしらひ、一同に引連れて君子長者の仕方に歸するやうにせられた、故に忠厚の至極と申すのである、



文法 疑の字を收む〇「君子長者之道」は篇首に應ず、〇「故曰」の一句は全篇の結穴、

詩曰、君子如社、亂庶遄已、君子如怒、亂庶遄沮、夫君子之已亂、豈有異術哉、時其喜怒而無失乎仁而已矣、春秋之義、立法貴嚴、而責人貴寬、因其褒貶之義、以制賞罰、亦忠厚之至也、

訓義 「詩曰」小雅巧言篇、「社」喜なり、「遄」すみやか、「沮」やまん」と訓ず、止むなり、

講述 詩經に云ふ、君子が如し喜んだならば、世の亂れが速かに已むであらう、君子が如し怒つたならば、世の亂れが速かに中止するであらうと、夫れ君子が亂を止むるに、何とて別段違つた手段があらうや、其喜ぶことも、怒ることも、喜ぶべき時に喜び、怒るべき時に怒るやうにして、仁を失はぬより外はない、春秋の義は、法を立つること嚴を貴ぶに拘はらず、人を責めることは寬を貴ぶ、其人を褒め人を貶すの意に因つて賞罰の法を作つたのは、亦忠厚の至極である、

餘說

此れ受験文にして、一定の形式を要するものなるが故に、勢、十分筆力を揮ふ能はず、随つて變化の妙なしと雖も、後半の議論の如き、極めて醇正なるものなり、是れ亦忠厚の意を得たりと謂ふべし、而して其著想は、全く罰の疑はしきは惟れ軽くし、功の疑はしきは惟れ重くすの二語より出づ、

續文章軌範卷之二

放膽文

象祠記

王陽明

講題 象と云ふ人を祀りたる祠堂の記文なり、象は帝舜の異母弟にして、父を瞽瞍と曰ひ、少しも道理を解せざる人なるが上に、母も性質善からざる婦人なるがため、象も幼少の時より我儘に生長せり、然るに瞽瞍は象を愛して舜を憎み、終に三人相謀り、舜を殺さんとせしことあり、其詳細は史記に出づ、眞偽は審かならざれども、口碑は此の如くなりしならん、

大旨 流石に不弟驕慢の象も舜の聖徳に化せられて、終には善人となりしが故に、之を祭るも差支へなきことを言ふ、

目的 徳の力は偉大なるものにして、何如なる人物と雖も化すべからざることなきを示すに在り、

大段落 凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「舉之而不敢廢」に至る、象の祠の保存せらるゝこと已に久しく、再築するの理由あることを述べ、第二大段は「予曰胡然乎」より「流澤之遠且久也」に至る、象が悪人なるに、其靈を祭り其廟を建つるは、全く舜に對する感情に本

づくことを言ふ、第三大段は「象之不仁」より「天下無不可化之人也」に至る、象を祀るは、獨り舜を尊敬するの心より出づるのみならず、究竟象も舜の徳に化して良君となり、尊敬を受くべき資格あるを論ず、第四大段は「然則唐人之毀之也」より篇尾に至る、化せられざる人なく、人を化す能はざることなきを斷定す、

靈博之山有象祠焉、其下諸苗夷之居者、咸神而事之、宣慰安君、因諸苗夷之請、新其祠屋、而請記於予、

訓義 「靈博」山の名なり、靈博山と云ふも妨なしと雖も、特に之の字を加へたるは句調を緩にせしなり、「苗夷」苗族、「神而」神靈あるものとして、「宣慰」官名、

講述 靈博山に、大聖人虞舜の弟の象と云ふ人の廟がある、其麓には色色な苗族が住居して居るが、此者共は何れも象の神靈のいやちこなる事を信じて、



祭禮など怠らず、誠に善く之に事へて居つた處、何如にも其社が大破に及んだので、何とかして普請を仕直したいと考へて、宣慰の安と云ふ人に願ひ出た、安宣慰は其願ひを聞届けて愈、改築する事になり、どうか社の記文を書いてくれと自分に依頼があつた、予曰、毀之乎、其新之也、曰、新之、新之也、何居乎、曰、斯祠之肇也、蓋莫知其原、然吾諸蠻夷之居是者、自吾父吾祖、邇曾高而上、皆尊奉而禮祀焉、舉之而不敢廢也、第一、第二段の第二小段なり、象の「肇」は「原」の略に過ぎざる理由を言ふ、

訓義 「肇」はじめ、「原」もの、「曾高」高祖と曾祖、「禮」物忌みをなして祭ること、「舉」舉行すること、「禮」物忌みをなして祭ること、「舉」舉行すること、

講述 自分はどうも苗民が象の祠を大切にすることを解することが出来ないから、之を尋ねて、一體あの祠は打壊した方がよいか、それとも又新規にした方がよいかと云つたら、彼れはそれはどうか新規に

したいのであると答へた、そこで何故新規にしたいのであるかと云ふと、其者は斯う云つた、抑、此の廟は何の頃から建てられたのであるか、其の起源は誰れも知つて居る者が御座らぬが、吾等の種種なる蠻夷で、此の地に住んで居る者は、父の時代、いや祖父の時代、それよりもそつと邇つて曾祖父、高祖などより、又以前から尊敬を致して祭祀を務め、神事をば舉行して、決して止めたなどと云ふことは御座りませんでした、

予曰、胡然乎、有庠之祠、唐之人蓋嘗毀之、象之道、以爲子則不孝、以爲弟則傲、斥于唐而猶存於今、毀於有庠、而猶盛于茲土也、胡然乎、第二、第三段の第一小段なり、自ら問を發し、象を封じたる土地、「道」行ひ、又は仕方と云ふが如き意、

訓義 「胡」何ぞに同じ、「有庠」舜、天子となつて、

講述 予は苗民が象の祠を大切にすることを聞いて、何故にさうであるかと思つた、(此の曰は思ふと云ふに同じ)それは象の領地であつた有庠に昔し其社があつたが、唐の時代に、一度之を破壊して仕舞つた事がある、是れは實に尤も千萬の話で、一體象の仕方は、子として論ずるときは親に不孝であり、弟として論ずるときは我儘無禮であつたから、固より尊敬すべき筈はない、それであるから唐の時排斥されたのに拘はらず、反つて今日其社が存在して居り、有庠で破壊されたに拘はらず、茲の土地では尙盛んである、どうも不思議と謂はなければならぬ、何故さうであるか、

文法 先づ象の祀るべからざるを言ひ、兩處に「胡然乎」を以て疑問を設く、

我知之矣、君子之愛若人也、推及于其屋之烏、而況於聖人之弟乎哉、然則祀者爲舜、非爲象也、意象之死、在其于羽既格之

後乎、不然、古之鷲桀者、豈少哉、而象之祠獨延於世、吾於是益有以見舜德之至、入人之深、而流澤之遠、且久也、第二、第三段の第二小段なり、自ら答へて疑ひを解く、

訓義 「若人」斯の如きと云ふ意、轉じて或る人となる、「屋之烏」其人の住んで居る屋根の烏、説苑に載する所、太公の言に曰く、愛其人者、兼屋上之烏と、「于羽既格」予は盾、羽は烏の羽にて作りたるもの、何れも舞をまふとき用ふる所の道具、書經に載す、舜、禹に命じて有苗を征す、三旬、苗民服せず、禹は益の忠告に従つて、一旦兵を反す、舜、乃ち大に文德を布き、于羽を兩階に舞はしたる處、七旬にして有苗來朝せりと、格は至るなり、「不然」さうでなければ、「鷲桀」威張つて制し難いことを云ふ、「延」長らふ、「流澤」餘澤に同じ、

講述 あ、分つた、君子が一人此れと云つて愛する者があるときは、之を推し及ぼして、其人の宅の屋の棟に居る烏までをも可愛がる、それにましてや一



通りならず尊敬する聖人の弟の象のことであるから、之を等閑にしないのも尤もな譯である、さうして見ると、苗民が象の祭を怠らないのは舜の爲であつて、象の爲でないに極まつて居る、自分の考へるには、昔し舜の時代に、苗民が服さなかつたため、舜は禹に命じて之を征伐させた處、仲仲手剛かつた、然るに禹の參謀とも云ふべき伯益は禹に忠告して、武力で苗民を服さうよりは、寧ろ徳で化する方が宜しいと云つた、禹は其説を容れて一旦兵を引纏めて都へ歸つたが、舜も其事を聞いて成程と思はれ、益、文徳を弘むるやうに務められ、堂上に干羽の舞などを舞つて、禮樂を樂む太平無事の有様に立至つたため、苗民も自然其徳に歸服して、入朝することになつたと聞いて居るが、象が死んだのは、其以後の事であるらしい、即ち苗民が舜の徳に感じた餘り、其弟の象までも尊んで、神に祀つたに相違あるまい、若しさうでなければ、古代に於て横道我慢の徒が少からうや、決して少くない、彼等は固より世の中より排斥せられて、死んだ後も祭られるところの話ではない、然るに象の社のみが獨り長く世間に存じて居る道理があらう

か、そこで自分は、益、舜の徳が人の心に浸む事が深くあつて、其餘澤が遠くまでも及び、久しき後までも傳はることを悟つたのである、  
 文法 此の小段中、「我知之矣」より「非爲象也」までは、苗民の象を尊ぶは舜を尊ぶの心より出づることと言ひ、「意象之死」より「遠且久也」に至るまでは、舜の徳の不朽なることを言ふ、○一篇の想像、議論、ともに舜と象との關係より起る、「聖人之弟」の四字は、是れ骨子とも云ふべき語なり、○此れより以前は、舜の徳よりして象の祀らるべき理由を作る、此れより以下は、象の化せられたるよりして其祀らるべき理由を作る、  
 象之不仁、蓋其始焉爾、又烏知其終之不見化于舜也、書不云乎、克諧以孝、烝烝乂、不格姦、瞽瞍亦允若、則已化而爲慈父、象猶不弟、不可以爲諧、進治於

善則不至於惡、不抵於姦、則必入於善、信乎象蓋已化於舜矣、

第三大段の第一小段なり、象の舜に化せられたる事を言ふ。

訓義 「書」書經、「克」よく、「諧」和ぐ、「烝烝」進むこと、「又」治む、「瞽瞍」舜の父の名、「允若」允は信ずる、若は順ふ、「不弟」兄に對して弟たるの道を盡さぬ事、「進治」悪い事を改め、善の方へ進んで往く、「抵」いたる、

講述 象は固より宜しからぬ人物であるが、其宜しくないのも、恐らく最初ばかりであつたと思はれる、末には舜に化されたかも知れない、なせと云ふに、書經にも書いてあるではないか、舜は孝行の道を盡して、善く頑凶な父母や弟を和げ、烝烝と云ふ鹽梅に段段善い方へ導いていつて、是れ迄の事をも直すやうになり、不良の行ひに立至らしめなかつた、そこで瞽瞍も、初めの中こそ舜を悪んだが、感化と云ふものは恐ろしい力のあるもので、終には舜を信じて柔順になつたと、斯うして見ると、流石の瞽瞍も慈愛あ

る父と化したのである、若し父が化して慈父となつた處で、弟がやはり以前の通り不孝であつたならば、諧ぐとは云へない筈ではないか、人が善へ進めば悪い方へ向かないものであり、不良の行ひに立至らなければ必ず善道へ這入るものであるから、已に諧ぐとある以上は、象が舜に化されたと云ふことは本當である、

文法 象の舜に化せられたる一證、

孟子曰、天子使吏治其國、象不得以有爲也、斯蓋舜愛象之深而慮之詳、所以扶持輔導之者之周也、不然、周公之聖、而管蔡不免焉、斯可以見象之見化于舜、故能任賢使能、而安于其位、澤加於其民、既死而人懷之也、

第三大段の第二小段なり、象が舜に化せられたる結果を言ふ。



訓義 「扶持」支へ持ちこたへる、「輔導」つきそひ手引きする、「周」ゆきわたる、「周公」名は旦、周の武王の弟にして成王の叔父、成王を佐け政を攝す、「管蔡」周公の兄の管叔と弟の蔡叔、「能」才幹ある者、講述 孟子の言によると、舜は象を有庠に取り立て、遣つたけれども、其土地の支配向きは、朝廷より役人を置いて之に民を治めさせたので、象は何事も勝手にすることは出来なかつた、是れは外でもない、舜が象を愛することが深くあつて、思慮が綿密であり、象を善く輔護して善道へ導く事が手落ちなく行つた處である、若しさうでなければ、周公が聖人であるに拘はらず、其兄に當り、弟に當る管叔、蔡叔が、罪を犯して終りを全うしなかつたのを見るにつけても、象も或は之と同様であつたかも知れぬ、但し周公の話は斯うである、周の武王が崩じて其子の成王が立つた處、また幼年であるので、周公が代つて政事を取り行つた、然るに管叔、蔡叔は、野心や嫉妬から周公に自立の志があるやうに言ひふらし、武庚と云ふ者と謀叛に及んだので、周公は自ら之を征伐して、武庚と管叔とを誅し、蔡叔を放逐したと云ふ事實、此の

管蔡二人が罪を免れないで、象が終りまで無事であつたとすれば、象が舜に化せられて善人となつたのが分るではないか、已に善人となり明君となつたら、有庠の領地に居ても賢徳の聞えある者をば信任し、才能のある者をば登用し、安穩に諸侯の位を保ち、恩澤が人民の上に廣く及んだものであるから、死後に至つても人人が之をなつかしく思ひ、苗族なども廟を立てたり祭をしたりするに相違ない、  
 文法 象の舜に化せられたる二證、○「既死而人懷之也」を以て復び筆を象の祠上に著け到る、  
 諸侯之卿命於天子、蓋周官之制、其殆倣於舜之封象歟、吾於是蓋有以信人性之善、天下無不可化之人也、  
第三大段の第三小段なり、前のことなきことなき  
 訓義 「諸侯之卿」卿は家老、「周官之制」周の官制、周禮は周の官制を録せるもの故に、又周禮を稱して

周官と曰ふ、

講述 周代の官制では、諸侯の家老は皆天子より任命を受くる仕組になつて居るが、是れは舜が象の領地を治めるのに、朝廷から役人を置いて、象に私しをさせなかつた遣り方に倣つたもの、やうに思はれる、扱象の賢君になつたのは、舜の徳化に因つたのである處から、自分は、人の生れ附きは善で、其善なるが故に、何程習慣等の爲に悪人となつた者でも、遣り様によれば本に復る、即ち天下中の人で、どうしても化するとの出来ない者はないと云ふ事を信じて居る、  
 文法 結末更に一筆を推開す、

然則唐人之毀之也、據象之始也、今之諸夷之奉之也、承象之終也、斯義也、吾將以表於世、使知人之不善、雖若象焉、猶可以改、而君子之修德、及其至也、雖若象之不仁、而猶可以化之也、

第四大段となす

講述 右様の譯であるとなれば、唐人が象の社を破壊したのは、象の最初暴悪であつたのに起因したのであり、今日諸の蠻種が之を尊奉するのは、象が終りに舜の徳に化し、善人になつたのに由つたのである、此のわけあひこそ、自分がどうかして世間に掲げ出し、人の不善であることが縦合ひ象のやうであつても、それでも随分改まることが出来、又君子が徳を脩めて至極の處へゆくと、象のやうな不仁の者でも、猶之を感化する事が出来ることを知らしめたいと思ふ、  
 文法 教訓を出す、即ち此の文の裏面の主意にして、精神反つて此に在り、

餘説

此の文の妙處は、著想の奇抜にして、人の思ひ到らざる點を捉へたるに在り、著想とは先づ何如なる風には言はんかとして思案を立つることなるが、元來象は瞽瞍と後妻との驕子にして、兄の舜に對し、不弟を極めたる人物なれば、其祠を立つ



べき理由もなく、保存すべき理由もなし、然れども已に久しく立てられてあり、又新規改築の計畫も定まり、記文を依頼せられたる以上、何等か其尊敬を受くる原因に就いて之が道理を發見せざるべからず、勿論歴史上の事實に據れば、象が惡人に非ざる反證は之を得る能はざれども、想像に因つて理由を附し難きにもあらず、是れに由つて二個の捕捉點を發見したるが、其一是、土人の象を敬する所以は、舜を敬する心が溢れたるに由ると云ふこと、其一是、象が舜に化せられて善人となりたりと云ふことなり、但し此の二點を以て議論を立て得ざるにあらず、然れども單に象の辯護に過ぎずして、效力甚だ少し、是に於て惡人に教ふるに善人となり得べき事を以てして、改悛の道を開くと共に、善人は惡人を化する者なることを斷言して、益、奮發せしめんとして茲の大議論を作り出し、なり、是れ作者の伎倆尤も卓絶なる處にして、流石は朱明第一の大賢大儒ほどありて、其の著眼は徹頭徹尾道德的なるのみならず、精神の奕奕たるを見る、

何如に議論を立てんと欲するも、起點を得ざれば筆を下す能はず、是に於て「毀之乎」と毀の一字を出し、然る後議論を始め、「何居乎」の一句を以て來歴を引き來り、毀不毀の問題を斷絶したる筆法は、之を文の波折、又は曲折と謂ふ、「胡然乎」を二度繰返して疑問を起し、忽ち「我知之矣」の句以下に解決を下したるは、即ち轉法なり、何如に舜が聖人なりとも、象が聖人の弟なりとも、苗民が突然象を祀るべき道理なきを以て、「意象之死在其干羽既格之後乎」の一語を挟みたるが、干羽の舞をなして苗民が入朝せりと云ふときは、其舜の德に歸服したる事が明白となる、已に歸服したる以上、舜を崇拜する餘り、無道の象に及びたりとすれば、始めて首肯することを得べし、之を文の細心の處と云ふ、

第三大段に象が舜に化せられたる事を言ひ、或は賢能を用ひ、或は恩徳の民に及びしことを推論するも、此れ歴史に明文あるに非ず、又確たる證據あるにあらず、全く想像より案出したる者にして、謂はゆる空中の樓閣是なり、

然れども想像にして根據なき以上、何等の信用なきが故に、書經を引き、瞽瞍の已に慈父となりし後、象も良弟となりしに相違なしと言廻し、孟子を引いて、舜が善く象を導き、失政なからしめたりと説くが如き、周匝とや謂はん、曲盡とや謂はん、

第三段の起手にある「其始」の二字は第二段を承け、「其終」の二字は本段を起す、此の如き過渡の處なきときは、文章の接續宜しからず、

第四大段は一篇の結論にして、其中、「唐人之毀之也」の二句は第二大段を結び、「今之諸夷之奉之也」の二句は第三大段を結ぶ、

潜夫貴忠篇

王符

講題 王符著す所、潜夫論三十篇あり、此れ其中の一篇にして、其論旨の在る所に因つて題を設けたるものなり、

大旨 貴臣の寵を私して驕を恣にするは、天

の咎を蒙つて禍を得べきことを言ふ、

大段落 凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「況乃犯天無得咎乎」に至る、主意を掲ぐ、第二大段は「五代之臣」より「其殃必大」に至る、實例を擧ぐ、第三大段は「夫竊位之人」より「有害於人者乎」に至る、貴臣の病根は君寵に在るを言ふ、第四大段は「夫鳥以山爲卑」より篇尾に至る、寵を得るの結果、驕僭に陥ることを言ふ、

夫帝王之所尊敬者天也、皇天之所愛育者人也、今人臣受君之重位、牧天之所愛焉、可以不安而利之、養而濟之哉、是以君子任職則思利人、達上則思進賢、故居上而下不怨、在前而後不恨也、第一大段の第一小段なり、  
第二小段の天職を言ふ、



訓義 「牧」やしなふ、牛羊を牧するが如く善く世話をなす所より云ふなり、

講述 夫れ帝王が尊び敬ふ所のものは天である、其皇天が愛して育てる所のものは人である、所て人の臣下たる者は、君主から重い位を授かり天の愛する所の人類を治め扱ふものであるから、之を安穩にした上に利便を與へ、之を養つた上に難儀を救はずにあられようや、之がため君子が官職に任せられたるときは、民の都合を善くすることを考へ、上位に進んだときは、賢才を引擧げること考へる、それゆゑ人の上に居つても下に在る者が怨まない、又人の前に居つても後に在る者が忌忌しく思はない、

書稱天工人其代之、王者法天而建官、故明主不敢以私授、忠臣不敢以虛受、竊人之財、猶謂之盜、況偷天官以私己乎、以罪犯人、必加誅罰、況乃犯天得無

咎乎、第一大段の第二小段なり、天職なるが故に之を犯せば天罰を受くることを言ふ、

訓義 「天工人其代之」書經阜陶謨の語、天工は天の仕事なり、人君、天に代つて民を治むれども、天下の廣き人民の衆き、一人を以て治むべからざるが故に、百官を置いて分掌せしむ、則ち百官の職務も亦天の仕事に外ならず、

講述 書經に、天工、人其れ之に代ると云つてある、其通り、王者は、天の法則に本づいて官職を設立したのである、故に明君は私しの心を以て之を臣下に授けない、又忠臣は資格もなく事務の才もないのに官位を受くることをせず、人の財貨を竊むのですら之を盜賊と云ふ、況んや天の官職を妄りに我が物として自分の私しを遂げる者は、盜賊以上ではないが、人に對して罪を犯すときは、必ず法律の制裁を受けて誅罰を加へられるのに、まして天に對して罪を犯しながら咎がなくて濟まうや、咎を受けねばならぬ道理である、

文法 論旨明白にして筆力勁敏、  
五代之臣、以道事君、澤及草木、

仁被率土、是以福祚流衍、本支

百世、季世之臣、以諛媚主、不思

順天、專仗殺伐、第二大段の第一小段なり、天職を盡す者と、之に違ふ者との兩種を擧ぐ、

訓義 「五代之臣」五代は唐虞夏殷周を指す、「率土」土地の有らん限り、即ち天下、「祚」幸福なり、「流衍」傳はり廣がる、「本支」本家と末家、「仗」よると訓ず、

講述 昔し五代の臣は、其本務を以て君に事へ、其恩澤は草木までに及び、其仁愛は天下に行互つた、之がため幸福は長く子孫に傳はり、本家は勿論、一門一族に及ぶまで何百代と繁昌した、然るに末代の臣下は、諂諛を以て君主の機嫌を取り、天に従つて牧民の職を盡さずして専ら殺伐を手段とした、

文法 殺伐は既に上文の安利養濟の反對なり、  
白起蒙恬、秦以爲功、天以爲賊、  
息夫董賢、主以爲忠、天以爲盜、

第二大段の第二小段なり、天を犯す一種の臣の罪を斷ず、

訓義 「白起蒙恬」秦の將軍にして戰功あり、後皆死を賜はる、「息夫董賢」息夫躬と董賢、俱に漢の哀帝の時の人、

講述 白起、蒙恬は、秦は功臣となすも、天は彼等を賊とする、息夫、董賢は、其君は忠臣となすが、天は彼等を以て盜とする、

文法 殺伐の二字より此の一小段を起す、○四人の罪を斷ずる、痛快を極む、  
易曰、德薄而位尊、智小而謀大、  
鮮不及矣、是故德不稱、其禍必酷、能不稱、其殃必大、第二大段の第三小段を言ふ、

訓義 「鮮」少なり、「稱」かなふと訓ず、相應するなり、  
講述 易に云ふ、徳が薄いの尊き位に居り、智が小さいのに大きな計畫を立つるものは、禍ひに遇は



ぬことは少しと、それであるから徳が其位に適しな  
ければ禍ひが必ず酷い、能力が其位に適しなれば  
其崇りが必ず大である、  
文法 「犯天得無咎乎」の一句を説明す、

夫竊位之人、天奪其鑿、雖有明  
察之資、仁義之志、一日富貴、則  
背親捐舊、喪其本心、疎骨肉、而  
親便辟、薄知友、而厚犬馬、寧見  
朽貫千萬、而不忍貸人一錢、情  
知積粟腐倉、而不忍貸人一斗、  
骨肉怨望於家、細人謗讟於道、  
前人以敗、後爭襲之、誠可傷也、

第三大段の第一小段なり、竊位の人の陋劣なることを言ふ、

訓義 「天奪其鑿」鑿は鏡なり、人の智慧にて道理  
を見分くることは、猶ほ鏡の物を照すが如き所より、

智慧を指す、天がそれを取つて仕舞ひ、暗愚にすると  
云ふこと、「便辟」便佞と云ふが如し、「朽貫」貫は錢孔  
を貫く索なり、朽貫千萬とは、索も朽ちるほど錢が溜  
つて居つて、何千萬にも及ぶことを言ふ、「情」まこと  
にと訓す、實際なり、「細人」下賤の者、「讟」そしる、  
講述 夫れ位を竊む人は、天が罰として彼等の智  
慧を暗ましてしまふ、されば非常に善く物を觀察す  
る資質があり、仁義を行はうと云ふ志がある人でも、  
一旦富貴な身分となると、親族に背き舊縁の者を放  
棄して、其本心を失ひ、骨肉を疎んじて便佞の人に親  
み、友人を疎末にして飼犬や馬などを大切にし、縦令  
ひ何千萬と云ふ錢が有り餘つて、索が朽ちるやうに  
なつても、人に一錢と雖も貸すのは惜しくてたまら  
ず、實際倉の中に澤山の米が仕舞つて置いたま、腐  
つて居るのを見ても、一斗の米も人に貸すのは惜し  
くてたまらず、其結果、家内に於ては骨肉の者が無情  
を怨み、道路に於ては下等社會の者が悪口を言ふ始  
末である、斯う云ふ風で前の人が失敗したに拘はら  
ず、後の人が我れも我れもと其真似をすると云ふの  
は、誠に悲むべきである、

歷觀前政、貴人之用心也、與嬰  
兒子、何其異哉、嬰兒有常病、貴  
臣有常禍、父母有常失、人君有  
常過、嬰兒常病、傷於飽也、貴臣  
常禍、傷於寵也、哺乳多則生癩  
病、富貴盛則致驕疾、愛子而賊  
之、驕臣而滅之者、非一也、

段なり、譬喻、

講述 前代の政治に於て、貴人の心の用ひ方を段  
段と觀察して見るに、小兒と何で違ふ所があらうや、  
小兒にきまりきつた病氣があり、貴臣にきまりきつ  
た禍ひがある、それと云ふも父母にきまりきつた手  
落ちがあり、人君にきまりきつた過失があるからで  
ある、小兒のきまつた病氣は食過からしくじり、貴臣  
のきまつた禍ひは君の寵愛からしくじるのである、  
餘りに乳を飲ますことが多いと、小兒は癩と云ふ病

氣に罹り、餘り富貴が榮えると、貴臣は驕慢と云ふ病  
氣となる、世の中で子を愛したが爲に反つて之を害  
し、臣下を驕らした爲に之を滅すこととなつた者は  
一人ではない、數多い事である、  
極其罰者、乃有仆死深牢、銜刀、  
都市、豈非無功於天、有害於人  
者乎、

第三大段の第四小段なり、禍の大なることを説く、

講述 其罰の極端なものとなると、誅戮を受けて、  
深く閉ぢ込めたる牢の中で仆れ死んだり、往來の眞  
中で及に命を殞す者がある、是れは何と彼等が天に  
對しては何等の功もなく、人には富があるからでは  
ないか、

文法 文章の精彩は「嬰兒常病傷於飽也、貴臣常禍  
傷於寵也」の二句に在り、一段を通じて「傷於飽也」の  
四字を説明し、貴臣を咎むると共に、其禍源の君に在  
ることを示す、○結末は、前段の「其禍必酷」其殃必  
大」を承く、  
夫鳥以山爲卑、而增巢其上、魚



以泉爲淺、而穿穴其中、卒所以得者、餌也、貴戚願其宅吉、而制爲令名、欲其門堅、而造作鐵樞、卒其所以敗者、非苦禁忌少、而門樞朽也、常苦崇財貨、而行驕僂耳、

訓義 「夫鳥以山爲卑」此の數語は曾子の言にして、太戴禮に出づ、「令名」目出度き名なり、「禁忌」方角其他を謂ふ、「崇」集むるなり、

講述 夫れ鳥は山も猶卑いと考へて、一層高い木の梢に巢を造り、魚は泉の深い處をも尙淺いと考へて、穴を其中に穿ち、人に取られぬやう用心するが、終に人に取らるゝ原因は、全く餌の爲めである、貴人外戚の人人が住宅の福を願つて目出度い名をつけ、其門を堅固にしようとして鐵の樞などを作るが、それでも終に亡びることのある原因は、災難除けの方法が足らぬとか門の樞が朽ちたとか云ふことが禍ひの

種になるのではなく、財貨を集めて驕奢僂上の事を、行はうとするのが禍ひの種になるのである、

文法 上の「富貴盛則致驕疾」に應ず、  
不上順天心、下育人物、而欲任其私智、竊弄君威、反戾天地、欺誣神明、居累卵之危、而圖泰山之安、爲朝露之行、而思傳世之功、豈不惑哉、豈不惑哉、

訓義 「累卵」卵を積み重ねれば、直ぐ落ちて壊るゝが故に、危険に譬ふ、「朝露」一時的又は瞬間的の意に用ふ、

講述 上にしては天の心に順ひ、下にしては人材を育成することをせずして、己れ一個の智慧に任せ、君主の威權を自分の物として勝手に取扱ひ、天地の道に違背し、神明を胡魔化し、累卵のやうな危い立場に居りながら泰山のやうな不變動の安泰を計畫し、

朝露のやうな行ひをしながら功業の後世に傳はらんことを考へるのは、なんと惑つて居る次第ではないか、

對楚王問

宋玉

講題 楚王との問答を叙したるものなり、

大旨 俗人は偉人を知らざることを言ふ、

大段落 凡そ分つて四大段となす、第一大段は「楚襄王問於宋玉曰」より「使得畢其辭」に至る、問題を掲ぐ、第二大段は「客有歌於郢中者」より「其和彌寡」に至る、歌曲の譬を以て主意を説く、第三大段は「故鳥有鳳」より「量江海之大哉」に至る、魚鳥の譬を以て主意を説く、第四大段は「故非獨鳥有鳳」より篇尾に至る、主意を明言す、

楚襄王問於宋玉曰、先生其有遺行與、何士民衆庶不譽之甚也、

訓義 「遺行」失行と云ふが如し、行狀に缺點あるなり、「與」「か」と訓ず、疑問の辭、

講述 楚の襄王は其大夫の宋玉に問ひ給ふやう、先生は何とシクジリにてもあらるか、どういふもので士民一般に譽めぬことが非常なのであらうと、

文法 不譽の二字は全文の出づる所、

宋玉對曰、唯、然有之、願大王寬其罪、使得畢其辭、

訓義 「唯」目上に對する返辭、「ハイ」なり、

講述 宋玉は之に對へて云ふ、ハイ、成程、其通り、士民は臣のことを譽め申さず、何卒大王には臣の不埒の處を寛大に御覽せられ、臣が御尋ねの理由を十分に申上ぐることを許し給へ、

文法 唯と曰ひ、然と曰ひ、有之と曰ひ、大王の問に連應すること三度、極めて不評判の事實なることを確認するなり、

客有歌於郢中者、其始曰、下里巴人、國中屬而和者數千人、其



爲陽阿薤露國中屬而和者數百人其爲陽春白雪國中屬而和者不過數十人引商刻羽雜以流徵國中屬而和者不過數人而已是其曲彌高其和彌寡

第二大段なり

訓義 「郢」楚の都なり、「下里巴人」最下等の俗曲、「屬」尾に附いてなり、「陽阿薤露」俗曲の稍や品善きもの、「陽春白雪」高尚の歌曲、「引商刻羽」商羽は共に五音の一、引と曰ひ刻と曰ふは、此の調子に出すを言ふ、「流徵」徵も亦五音の一、流は調子ののびたるなり

講述 或る歌ひ手が楚の都の郢中にて歌を歌つた處、最初の歌曲は下里巴人であつたが、國中に於て其後につき和する者が何千人と云ふ多數であつた、それから次に陽阿薤露の歌曲を歌ふと、國中に於て其後につき和する者が數百人あつた、次に陽春白雪を

歌ふと、國中に於て其後につき和する者が數十人に過ぎなかつた、最後に商音を引き、羽音を辿り、流徵の調を雜ふると云ふと、國中に於て後につき和する者が僅か數人に過ぎなかつた、是れは其曲が高尚であればある程和する者が寡いのである

文法 曲は次第に高きに説き入り、和者は次第に寡きに説き入り、曲は下里巴人より陽阿薤露に進み、陽阿薤露より陽春白雪に進み、陽春白雪より引商刻羽に進む、和者は數千人より數百人に下り、數百人より數十人に下り、數十人より數人に下る、筆凡べて三轉す、而して「是其曲彌高」の二句を以て之を總べたる

故鳥有鳳而魚有鯤第三大段の第一小段 訓義 故に鳥の中に鳳があり、魚の中に鯤があり、共に同類が寡い

文法 鳳と鯤とを並舉し、下文に之を分説す、前段の、前に分岐して後に總結せしと、其法を變す

鳳凰上擊九千里絕雲霓負蒼天足亂浮雲翱翔乎杳冥之上

夫蕃籬之鷦豈能與之料天地之高哉第三大段の第二小段

訓義 「鷦」虹なり、「杳冥」遙に隔つて茫然と見ゆる處を謂ふ、「蕃籬」かき、「鷦」小雀、「天地」地は附帶字

講述 鳳凰は九千里も高く大空に羽ばたきして、雲や虹を中斷し、蒼天を其背に載せ、足は浮雲を掻き亂し、ボンヤリして目も届かない上の方に飛び回る、彼の垣のやうな低い處に棲んで居る小雀などは、何として鳳凰と同じやうに天の高いことを料ることが出来ようや

文法 鳳の高飛を寫す處は二十餘字を用ひ、鷦の低飛を寫す處は僅に蕃籬の二字のみ

鯤魚朝發崑崙之墟暴發於碣石暮宿於孟諸夫尺澤之鯢豈能與之量江海之大哉第三大段の第三小段なり

を説く

訓義 「崑崙」山名、「墟」壑なり、「暴」晒す、「碣石」山名、山海關の附近、「孟諸」澤名、「鯢」鮎に似て四脚ある小魚、一説に山椒魚となす

講述 鯢といふ魚は、朝に崑崙山の谷を出て、其鰭をば碣石に晒し、暮には孟諸に宿す、夫の僅か一尺程の小さい澤の中に住む小魚などは、何として鯢魚のやうに江海の大きいことを量られようや

文法 是れ亦鯢を寫すには、尺澤の二字を下す、○前大段には歌を以て譬となし、行ひ高きときは俗に合せざることを言ひ、此の大段に於ては又鳳鯢の如き物を以て喩へ、品高きときは俗人知る能はず、知る能はざるは俗に合はざる所以なることを言ふ

故非獨鳥有鳳而魚有鯢也士亦有之第四大段の第一小段なり

講述 故に鳥に鳳の如き特絶のものがあり、魚に鯢の如き特絶のものがあるばかりでなく、士の中にも亦特絶なるものがある

文法 上の處、故の字を以て一轉し、此の處も亦故の字を以て一轉す、頗る奇法なり、○上句は上を承け



下句は下を起す、

夫聖人瑰意琦行、超然獨處、世俗之民、又安知臣之所爲哉第四大段

の第二小段なり、始めて問に對する説明を點す、

訓義 「瑰」偉なり、「琦」美なり、

講述 夫れ聖人は偉大なる思想を抱き、善美なる行ひをなし、高く俗流の上に出でて獨立するものである、臣は其種類の人であるから、世俗の民にどうして臣の爲す所が分らうや、譽めぬのは之が爲めである、

文法 「豈能料天地之高哉」と「豈能量江海之大哉」と「又安知臣之所爲哉」と皆同一の結法、

餘説

莊子天地篇に云ふ、大聲不<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>里耳<sub>一</sub>云云と、此の對は全く此れより脱化せしもの、吳垂軒云ふ、意想、平空よりして來り、絶えて一實筆を下さずして、騷情雅思、絡繹奔赴、固に軼群の才なり、「夫聖人」一段、短筆單掉、説き盡さず、説き明

かさず、尤も妙なりと、

項羽本紀贊 司馬遷

講題 史記項羽本紀の贊なり、

大旨 項羽の滅亡は、自ら之を招きたるものなることを言ふ、

大段落 凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「何興之暴也」に至る、僅かの間に勢力を得たることを嘆稱す、第二大段は「夫秦失其政」より「近古以來未嘗有也」に至る、其速かに興つて勢力の盛んなりしことを言ふ、第三大段は「及羽背關懷楚」より篇尾に至る、其滅亡の原因を自覺せざりしことを言ふ、

太史公曰、吾聞之周生曰、舜目蓋重瞳子、又聞項羽亦重瞳子、羽豈其苗裔邪、何興之暴也第一大段

訓義

「太史公」作者自ら謂ふ、「周生」漢の儒者、「重瞳子」ひとみが二つあること、「苗裔」後裔なり、「暴」にはか、急なること、

講述 太史公曰ふ、自分は周生から聞いたことがある、それは舜帝の目はひとみが二つあつたと云ふことだが、又項羽もひとみが二つあつたと云ふ話を聞いた、此れで見ると、項羽は舜の血筋を受けたもので、遺傳でもあらうか、舜の子孫でもなかつたならば、一足飛びに天下を取れるわけがない、どうして彼れの物興は那のやうに速かであつたのであらう、

文法 太史公の論贊は、往往不緊要の問題より筆を著けて、反つて妙味を帯びしむ、此の文の、重瞳子より開閉として説き起すが如きは是れなり、

夫秦失其政、陳涉首難、豪傑並起、相與並爭、不可勝數第二大段の第一小段なり、

項羽の勢力を得るに困難なりし形勢を述ぶ

訓義 「首難」首として騷動を起すを言ふ、秦の二世元年七月、陳涉等大澤の中に起る、「蠶起」蠶は蜂の

本字、多きことを言ふ、

講述 夫れ秦の政治が亂れた結果、陳涉が首として叛亂を起し、四方の豪傑が蜂の如く簇つて起り立ち、何れも何れも天下を取らんとて互ひに争つたものは、數へ切れぬ程であつた、

文法 是れ項羽の事を論せんとする準備なり、

然羽非有尺寸、乘勢起隴畝之中、三年、遂將五諸侯滅秦、分裂天下、而封王侯、政自羽出、號爲霸王、位雖不終、近古來未嘗有也第二大段の第二小段なり、項羽が空拳を揮つて勢力を得たることを言ふ、

訓義 「尺寸」尺寸の地、僅かの領土、「隴畝」うね、

民間を謂ふ、「五諸侯」齊趙韓魏燕なり、

講述 斯く豪傑揃ひであつて手出しの出來ぬ時代でもないのに、項羽は僅かの土地を持つて居つた人の後には遂に五諸侯を率ゐて秦を亡ぼし、天下を分



割して功勞のあつた者に與へ、王に封じ侯に封じたりして、政令は盡く項羽より出で、西楚霸王と號した、但し其位を保ちきれずに亡びたもの、此の如き目覺しい成功は近古に於て殆んど比類なきものである、

文法 其急激に起りたることを寫して、極めて項羽の英雄を贊す、是れ下文に抑せんとするが爲に先づ揚筆を用ひたるなり、○三年の字は後の五年と對す、著目すべき處なり、

及羽背關懷楚、放逐義帝而自立、怨王侯叛己、難矣、第三大段の第一小段

る所以、彼れの自覺せざりし一例、

訓義 「放逐義帝」義帝は楚の懷王の孫心なり、項羽の叔父項梁、之を立て、楚の懷王となす、後項羽尊んで義帝となし、己れに不利なるを見るに及び、長沙に徙し、衡山王、臨江王をして之を江中に擊殺せしめたり、

講述 項羽が大切な關中を立去つて故郷の楚を慕

ひ、義帝を逐ひ除けて自ら立つて王となるに及び、王侯の己れに叛きしは當然であるのに之を怨んだが、これは怨ませないやうに爲さうとしても、出來ない相談である、

自矜功伐、奮其私智、而不師古、謂霸王之業、可以力征、經營天下、五年卒亡其國、身死東城、尙不覺悟、而不自責、過矣、第三大段の第二小段なり、項羽の亡びたる所以、自覺せざりし二例、

訓義 「矜」はこる、「力征」征は取るなり、

講述 自ら功勞に誇り、一個の智を奮つて古への事を手本とせず、霸王の業は腕づくで得られるものと思ひ、天下を經營すること五年であつたが、竟に其國を亡ぼし、自身は東城にて最期を遂げた、それでも尙目が醒めないで、自分と自分の非を責めなかつたのは間違つて居る、

乃引天亡我、非用兵之罪也、豈

不謬哉、第三大段の第三小段なり、項羽の亡びたる所以、自覺せざりし三例、

訓義 「引天亡我云云」項羽敗れて東城に走りし時、尙二十八騎あり、漢の騎追ふ者數千人、項羽自ら免れざらんことを度り、其騎に謂つて曰く、吾れ兵を起し、より今に至るまで八歳、七十餘戰、當る所のもの破れ、擊つ所のもの服す、未だ嘗て敗北せず、遂に霸として天下を有つ、然れども今卒に此に困す、此れ天の我れを亡ぼすなり、戰ひの罪に非ざるなりと、

講述 然るに天が自分を亡ぼすのである、兵を用ひた罪でないといふ語を引いて辯解したのは、何と謬りではないか、

餘說

文僅僅百餘字に過ぎずして一揚一抑、前後興亡の二字相照らし、三年の字、五年の字、並に興亡の速かなるを見る、難矣と曰ひ、過矣と曰ひ、謬哉と曰ひ、相呼び相應す、一贊の中、五層轉折、極めて筆力あり、

異姓諸侯王表 班孟堅

講題 作者著はす所の漢書十表中の一なり、

異姓とは、漢の帝室と親族關係なくして領土を分たれ、諸侯となりしものを謂ふ、

大旨 漢の容易に天下を得たるは、勢ひの然らしめたる所なるを言ふ、

大段落 凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「其難也」に至る、德を以てすると、力を以てするとを問はず、天下を併すことの困難なるを言ふ、第二大段は「秦既稱帝」より「而速自斃也」に至る、秦の容易に天下を失ひしことを言ふ、第三大段は「是以漢亡尺土之階」より「其勢然也」に至る、漢の容易に天下を得たることを言ふ、第四大段は「故據漢受命」より篇尾に至る、本表の體裁を示す、

昔詩書述、虞夏之際、舜禹受禪、積德纍功、治於百姓、攝位行政、考之於天、經數十年、然後在位、



殷周之王、乃繇高稷、脩仁行義、歷十餘世、至於湯武、然後放殺、

第一大段の第一小段なり、徳を以て天下を併すの難きを言ふ。

訓義 「虞夏之際」第一卷の伯夷傳に出づ、「禮」禪に同じ、ゆづる、「業」累の本字、「繇」由るなり、「高」契に同じ、唐虞時代の名臣、司徒の官となり、教育を掌る、「稷」亦唐虞の名臣、農を掌る、周の先祖なり、

講述 昔し詩經、書經に於て虞夏時代の事を述べてあるが、其れに由つて見ると、舜は堯より位を譲り受け、禹は又舜より位を譲り受け、徳を積み功を累ね、其功德は百姓に遍く浸み込み、假りに天子の位に居つて政を行ひ、農本位の國に必要な曆を定むるが爲に天文を取調べ、斯く試験的地位に居つて數十年を経、そこで始めて帝位に即かれた次第である、又殷、周の王は、殷は其先祖の契、周は其先祖の稷より仁を脩め義を行ひ、十餘代を歴て湯、武に至り、それから始めて湯は夏の桀王を逐ひ、武は殷の紂王を殺して天下を取るに至つた、

秦起襄公、章文繆獻、孝昭嚴稍、蠶食六國、百有餘載、至始皇廼并天下、

第一大段の第二小段なり、力を以て天下を併すの難きを言ふ。

訓義 「起襄公」周の平王始めて襄公を封じて諸侯となし、之に岐山以西の地を賜ふ、「章」顯著なり、「嚴」莊襄王なり、後漢の明帝の諱なるが故に、避けて嚴となす、「蠶食」蠶が桑の葉を食ふが如く、次第に喰ひ取ること、

講述 秦は襄公より國が起り始め、文公、繆公、獻公に至つて大に知らるゝやうになり、孝公、昭公、莊公の頃、少しづつ、六國の土地を食ひ取り、それより百餘年を経て始皇に至つてから、天下を併せた、  
文法 曰く數十年、曰く十餘世、曰く百有餘載、少なからざる年月を要せしことを示す、

以德若彼、用力如此、其艱難也、

第一大段の第三小段なり、徳と力とを雙收す。

訓義 「艱」艱に同じ、

講述 徳を以て天下を併したは堯舜湯武の如く、力を用ひて天下を併したは秦の如く、何れにしても誠に困難の事業である、

秦既稱帝、患周之敗、以爲起於處士橫議、諸侯力爭、四夷交侵、以弱見奪、於是削去五等、墮城銷刃、箝語燒書、內鋤雄俊、外攘胡粵、用一威權、爲萬世安、

段なり、秦の力を以て天下を治めんとせしことを言ふ。

訓義 「削去五等」五等とは、公侯伯子男の爵なり、諸侯を廢し、郡縣の政となしたるを云ふ、「墮」崩すなり、「箝刃」兵器を鑄潰すこと、「箝」おさへつける、「鋤」鋤にて草をすきとるが如くなるを云ふ、「雄俊」豪傑なり、「胡粵」北狄の胡と南蠻の粵、

講述 秦、天下を統一して帝と稱した後、周の失敗し及んだ原因に心を悩ましたが、彼れは周の失敗した原因をば、浪人者の勝手な議論や、諸侯の方づくの

争ひや、四方の夷狄が入れ替つて侵し込むと云ふやうに周室が微弱であつた爲め、天下を奪はれたのであると考へた、そこで秦自身は諸侯を潰す爲に五等の爵を除いてしまひ、天下中の城を破壊し、兵器を鑄消して物騒な機械を絶やし、處士の横議に對しては、法律を以て人の口を押へ、又智識の淵源である書物を燒き棄て、國內に於ては豪傑の士を除き去り、外は夷狄を追ひ拂ひ、一の威權を用ひて子孫萬世安泰の計となした、

然十餘年間、猛敵橫發、乎不虞、謫戍疆於五伯、閭閻偪於戎狄、嚮應瘠於謗議、奮臂威於甲兵、鄉秦之禁、適所以資豪傑、而速自斃也、

第二大段の第二小段なり、秦が力を主としたるが爲に亡びたることを言ふ。

訓義 「不虞」思ひがけなく、「謫戍」罪を以て逐ひ遣られたる守備兵、「五伯」齊の桓公、晉の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王、「閭閻」周禮に、二十五家を



閭となす、閭は里中の門なり、猶村里と云ふが如し、  
〔響應〕天下の人の響きの聲に應ずるが如く、叛亂に  
投するを謂ふ、〔奮臂〕此の處にては空拳の意なり、  
〔郷〕郷と同じ、

講述 然るに萬世どころではなく、僅か十餘年間  
に、思ひがけなき所より強猛なる敵が無闇に起り立  
ち、謀叛を起した守備兵は五伯よりも強く、百姓一揆  
戎狄よりも手近く、人心が響きの聲に應ずるやうに  
相應するの、處士の悪口よりも辛く、空手を振つて  
起り立つた人民は軍隊よりも威力あり、前に出した  
秦の禁制は、反つて豪傑の助けとなつて、自ら滅亡を  
招く所の原因となつた、

是以漢亡尺土之階、繇一劍之  
任、五載而成帝業、書傳所記未  
嘗有焉、  
第三大段の第一小段なり、漢の力を  
費さずして天下を得たることを言ふ、

訓義 〔階〕階段、場所の意に用ふ、  
講述 之が爲に漢は一尺計りの領土があつたわけ  
でもなく、僅か一振の劍を荷つて打つて出たのであ

るが、五箇年で帝王の業を成就した、書物に書き載せ  
てある中に、此の如く容易に天下を併せたものは曾  
て見當らない、

文法 五載の字は、前の三箇所に出でたる年數と  
相應す、

何則古世相革、皆承聖王之烈、  
今漢獨收孤秦之弊、鑄金石者  
難爲功、摧枯朽者易爲力、其勢  
然也、  
第三大段の第二小段なり、漢の容易に  
天下を併すことを得たる理由を言ふ、

訓義 〔革〕王朝の革命、〔孤秦〕秦は子弟や功臣を  
封せず、叛亂起るに及び、之を輔くるものなかりしを  
以て、之を孤秦と曰ふ、

講述 何故斯く容易に天下を併すことが出来たか  
と云ふに、古へに於て歴代の革命は、何れも前朝の聖  
徳ありし帝王の効果が尙存在して居る所を承けて起  
つたのであるから、急に亡ぼすわけにゆかず、随つて  
天下を取るの困難であつた處、今漢は特別の場合  
で、孤立して居る秦の弊害を極めた後に出たのが其

原因である、譬へて見れば、金石の彫刻は仕事が爲し  
悪く、朽ち果てた物を推くことは力が要らない、夏殷  
周は地質が堅固な金石のやうなもの、秦はボロボロ  
して居る枯木のやうなものである、斯く難易の異な  
るのは、其勢ひが其通りあるからである、

文法 悉く前の議論を收む、

故據漢受命、譜十八王、月而列  
之、天下一統、廼以年數、訖于孝  
文、異姓盡矣、  
第四大  
段なり、

講述 故に漢の、天命を受けて天子となつたに就  
き、十八王を表別とし、月に随つて之を列した、天下  
の一統は、年を以て數へた、斯くて孝文の一代で、異  
姓の諸侯は絶えてしまつた、

賣柑者言

劉覆瓿

講題 蜜柑賣の言つた物語を記した文と云ふ  
こと、

大旨 腐つた内容を飾つて立派に見するは、  
蜜柑賣のみに限らざることを言ふ、  
目的 當世の士を諷するにあり、  
大段落 凡そ三大段となす、第一大段は篇首  
より「甚矣哉爲欺也」に至る、賣柑者が腐敗せる  
柑を賣つて人を瞞著したる事實を述ぶ、第二大  
段は「賣者笑曰」より「以察吾柑」に至る、賣柑者  
の議論にして、本篇の骨子たる處、第三大段は  
「予默然」より篇尾に至る、此れ作者が賣柑者の  
言に就いて下したる論評なり、

杭有賣菓者、善藏柑、涉寒暑、不  
潰、出之、燂然玉質、而金色、置于  
市、賈十倍、人爭鬻之、予質得其  
一、剖之、如有烟撲口鼻、視其中、  
則乾如敗絮、  
第一大段の第一小段なり、買ひ求め  
たる所の柑が腐敗物なりしことを  
言ふ、

訓義 〔杭〕地名、浙江の杭州、〔涉〕歷ること、〔燂〕



然「つや」があり、光り輝いて居る形容、「質」肌合、地合、「市」市場、「買」價に同じ、「鬻」賣るなり、「買」金にかへる、即ち買ふこと、「割」さく、わる、「敗絮」古綿、  
講述 杭州に菓を商ふ者があつたが、此の男は上手に蜜柑をかこつて置き、熱さ寒さを経ても一向悪くならぬ、出して見ると艶艶して、地合は玉のやうであり、色合は金のやうであり、市場へ持つていつて之を置くと、價が普通の品より十倍にもなる處で、人人は我れ先きにと仕込んで賣る、自分は試みに一つ買つて見た處、割いて見て驚いたのは、烟り見たやうな氣がブンと口や鼻を衝いたのである、是はと思つて善く其中を視ると云ふと大變、ひからびて古綿を詰めたやうであつた、

予怪而問之曰、若所市於人者、將以實籩豆奉祭祀、供賓客乎、將街外以惑愚瞽也、甚矣哉爲欺也、

訓義 第一大段の第二小段なり、賣柑者の人を欺くことを言ふ、  
「若」汝なり、「市」賣るなり、「籩豆」籩は竹製

の器、菜などを盛るもの、豆は木製の器、肉を盛るもの、「街」てらふ、  
講述 自分は蜜柑の腐つて居るのを觀て、怪しからんと思つて其者に尋ねて見た、一體貴様が人に菓物を賣るのは、御客が籩であるの豆であるのとの云ふ器に入れて、神の御祭に御供物として捧げたり、來客に差出すやうにする積りであるのか、それとも外面を善いやうに見せて、馬鹿や瞽を胡麻化さうとするのか、どうも酷いではないか、こんなイカサマをするとは、

文法 欺の字は一篇の字眼、  
賣者笑曰、吾業是有年矣、吾業賴是以食、吾軀、吾售之、人取之、未嘗有言、而獨不足、子所乎、世之爲欺者、不寡矣、而獨我也乎、吾子未之思也、  
第二大段の第一小段なり、世の事、

訓義 「吾業」業は己になり、「食」養ふと訓ず、  
講述 自分は蜜柑賣を詰責した處、彼奴笑つて云ふやう、私は何年となく此の商賣をして、今始まつたわけではない、自分は此の御蔭で吾が身を養ひ、毎日暮しを立て、來た次第であるから、自分に取つては非常に大切な商賣向きなので、それも無理に人様に押賣りをするのではなく、此方が賣れば御客様が勝手に御買取りになり、是れ迄一度も品が宜しくないなどと云ふ御小言を承つた事がありません、それに且那計りは御不足に思召しなさるが、手前にはどうも受取れませぬ、且那は私をだますと仰しやるが、世間で人をだまかす事をする者は決して少くない、何で私一人でありませう、あなたは善く御考へなさらぬから、其んな事を仰しやるのです、

文法 先づ天下を擧げて人を欺くことを言ひ、以下、官に居る者の人を欺くことを歴舉して之を實にす、  
今夫佩虎符、坐臯比者、洸洸乎干城之具也、果能授孫吳之略、

耶、我大冠、拖長紳者、昂昂乎廟堂之器也、果能建伊臯之業、耶、

訓義 「虎符」大將の持つ割符にして、虎の形が彫刻せられたるもの、「臯比」虎の皮、「干城」詩經の周南兔菹篇に、越越武夫、公侯干城とあるに本づく、即ち王公の楯ともなり城ともなつて防衛する人、「具」器と云ふに同じ、「孫吳」孫武と吳起、共に戰國の兵法家にして名將を兼ねぬ、「略」謀略、「我」聳ゆる形なり、頭に戴くこと、「長紳」大帶、「昂昂」氣高き貌、「廟堂之器」大臣宰相の才ある者を言ふ、「伊臯」伊尹と臯陶、伊尹は殷の湯王を佐けて王業を成さしめたもの、臯陶は堯舜の時の賢臣、  
講述 今あの虎の畫のかいてある、割符を腰に附け、虎の皮の敷物に坐つて居る者は、其様子から言へば誠にいかめしく、國家の干城とも謂ふべき機關であるが、どうあらう、其通り能く孫子、吳子のやうな立派な兵略を人に授けるであらうか、實際覺束ない、是れ武將の喰はせものではないか、大きな冠を我我



能  
裝

と頭に押戴き、長き官服の帯をしめて居る者は、其服裂から言へば、何如にも氣高い朝廷の人材であるが、どうであらう、其通り能く伊尹、臯陶などの大仕事を立てるであらうか、覺束ない、是れ大臣の喰はせものではないか、

盜起不知禦、民困而不知救、吏  
姦而不知禁、法斁而不知理、坐  
糜廩粟而不知耻

訓義 「敦」やぶる、「理」筋道をつける、「糜」つひやす、「廩粟」御倉米、

講述 彼等は皆有名無實であつて、盜賊が諸方に蜂起しても之を禦ぐことを知らず、四民が難澁しても之を救ふことを知らず、役人が悪いことをしても之を禁止することを知らず、法律が亂れて居つても之を整理することを知らず、居ながら扶持米を食ひ潰して耻づることを知らず、  
文法 五の不知の字は、即ち其内容の價直なきこととなり、

觀其坐高堂、騎大馬、醇醴而  
飫肥鮮者、孰不巍巍乎可畏、赫  
赫乎可象也、又何往而不金玉  
其外、敗絮其中也哉、今子是之  
不察、而以察吾柑

蜜柑と同様なるを斷す、

訓義 「醇醴」美酒、「肥鮮」良肉、「巍巍乎」高大の貌、「赫赫乎」光大の貌、

講述 家に居る時は立派な座敷に坐り、外へ出づるときは大きな馬に跨り、一本生の酒に酔ひ通して、旨い物を食ひ飽きると云ふやうな人人を觀て見ると、何れも爵位が高く、畏れ敬はなければならず、威勢が輝くやうで人の示しにならないものはない、然るに裏面はどうであるかと云ふと、皆前に述べたやうで、外だけは蜜柑の皮が金玉の色をして、中みは故綿をつめた有様と同然ではないか、それであるのに、且那は本當に之を見届けもなさらず、私の蜜柑計

りを喧しく仰しやるのは感服が出来ません、  
文法 「金玉其外敗絮其内」の二句は、全篇を收め、且つ篇首に應ず、「今子」の一句は反詰の語にして、冷笑を帶ぶ、

予默然無以應、退而思其言、類  
東方生滑稽之流、豈其憤世疾  
邪者耶、而託于柑以諷耶

訓義 「默然」だまる、「東方生」漢の武帝の時の人、名を朔と曰ふ、常に戲言を吐いて世の中を愚弄す、

「滑稽」史記索隱に曰く、滑とは亂を謂ふなり、稽は同なり、言ふは、辯捷の人、非を言ふ、是なるが若く、是を説く、非なるが如く、能く同異を亂ればなりと、崔浩曰く、滑稽は流酒器なり、轉注、酒を吐き、終日已まらず、言ふは、口より出で、章を成す、詞窮竭せざること、滑稽の酒を吐くが如しと、

講述 予は蜜柑賣に喋りつけられ、何と言つてよいか分らず、沈黙して返事をしなかつた、それから其場を立去つて彼奴の言つたことを考へて見た處、東

方生のやうな滑稽の流を汲む者に似て居る、どうも是れは世の中の有様を腹に据ゑかね、邪な事を惡むやうにもあり、さうして明白に言ふのも少し障りがあるので、蜜柑に事寄せ、あてこすつたやうにある、  
文法 是れ作文の動機なり、諷の字を以て結ぶ、  
餘説

此の論は世の名を盗む者の爲に發したる者にして、賣柑者の口を假り、滿腔の憤氣を漏す、欺の字を以て骨子とし、「甚矣哉爲欺也」は主意を掲げたるなり、「世之爲欺者不寡矣」は主意を發揮したるなり、「又何往而」云云は主意を結びたるなり、

難蜀父老 司馬相如

講題 漢の武帝の時、唐蒙と云ふ者をして、地を略して夜郎に至らしめ、因つて西南夷の道を通ず、通路を治むるが爲に、巴蜀の漢卒を役すること數萬人、道未だ成らずして卒の死するもの、



年を歴て益、多く、費、巨萬を以て數ふ、時に相如、蜀に使す、其長老、多く西南夷に通ずるの不可を言ひ、大臣も亦之を然りとす、相如之を諫めんと欲したれども、事已に決せし後なりしかば、敢て諫めず、蜀の父老を難するに託し此の文を作り、以て天子を諷す、文選には、此れを檄の部類に入る、

大旨 萬世の規を立て民の沈溺を拯ふ爲に、百姓の勞苦を忍ばざることを言ふ、

大段落 凡そ分つて七大段となす、第一大段は篇首より「舉苞蒲」に至る、先づ問題の事實を敘す、第二大段は「結軌還轅」より「不識所謂」に至る、蜀の父老の反對論を敘す、第三大段は「使者曰」より「請爲大夫蠲陳其略」に至る、辨白の端を發す、第四大段は「蓋世必有非常之人」より「聲稱決乎茲」に至る、非常の功なることを言ふ、第五大段は「且夫賢君之踐位也」より「又惡可以已乎哉」に至る、天子の義務なるを言ふ、第六大段は「且夫王者」より「悲夫」に至る、反對論者を斥す、第七大段に「於是諸士大夫茫然」より篇尾

に至る、反對論者の服従を言ふ、

漢興七十有八載、德茂存乎六世、威武紛紜、湛恩汪濊、群生霑濡、洋溢乎方外、

訓義 「六世」高祖より武帝に至る、「茂」盛なり、「紛紜」多き貌、「汪濊」深き貌、「霑濡」化を被るを謂ふ、「洋溢」あふれ出す、「方外」四方疆界の外、

講述 漢朝興つてより七十八年になり、帝徳の盛んなる様子は六代の間に存在し、威武は多大に、恩恵は湛へたる水のやうに深く、有らゆる生物は其德澤に霑ひ、德澤は四方の疆外まで溢れると云ふ次第である、

於是乃命使西征、隨流而攘、風之所被、罔不披靡、因朝冉從、駢定、管存、邛、略、斯、榆、舉、苞、蒲、

段なり、漢の威武を言ふ、

訓義 「命使」使は唐蒙なり、「攘」はらふ、「冉駹」管邛斯榆苞蒲皆蠻地の名なり、史記の西南夷列傳に云ふ、西南夷の君長、什を以て數ふ、夜郎最も大、其西靡莫の屬、什を以て數ふ、滇最も大なり、滇より以北の君長、什を以て數ふ、邛都最も大なり、此れ皆難結、田を耕し、邑聚あり、其外西は、同師より東北、牂、牂、牂、に至り、名づけて僑昆明となす、皆編髮、畜に隨つて遷徙し、常處なく君長なし、地方數千里、僑より以東北の君長、什を以て數ふ、徒笮都最も大なり、笮より以東北の君長、什を以て數ふ、冉駹最も大なり、其俗或は土著し、或は移徙し、蜀の西に在り、冉駹より以北の君長、什を以て數ふ、白馬最も大なり、皆氏の類なり、此れ皆巴蜀西南外の蠻夷なり、

講述 是に於て使を任命して西方を征伐せしめたが、其使は川の流域に沿つて夷狄を拂ひ、到る處の蠻人が彼れに歸服するは、宛も草木など風に吹き捲られて靡かざるものがないと同一であつて、冉を入朝させ、駢を從へ、笮を鎮め、邛を保存し、斯榆を攻め取り、苞蒲を亡ぼした、

結軌還轅、東鄉將報、至于蜀都、

耆老大夫薦紳先生之徒、二十有七人、儼然造焉、

訓義 「結軌」結は旋なり、めぐらすと云ふこと、「薦紳」縉紳に同じ、「儼然」恭しき貌、

講述 使者の役目も濟んだ故、車の軌を廻はし車の長柄を向け更へ、報告のために當る都の方へ向つて進み往き、蜀都に至つた、すると同地の故老や重役や歴歷の人達が凡て二十七人、恭しく相如の旅館を訪問した、

辭畢、因進曰、蓋聞天子之牧夷狄也、其義羈縻勿絕而已、今罷三郡之士、通夜郎之塗、三年於茲、而功不竟、士卒勞倦、萬民不贍、今又接之以西夷、百姓力屈、恐不能卒業、此亦使者之累也、

恐不能卒業、此亦使者之累也、



竊爲左右患之、且夫邛笮西燹之與中國竝也、歷年茲多、不可記已、仁者不以德來、彊者不以力并、意者其殆不可乎、今割齊民、以附夷狄、敝所恃以事無用、鄙人固陋、不識所謂、第二、大段の第二小段なり、蜀人の反對論を敘す

訓義 「辭」挨拶の口上、恐らくは慰勞の言なり、  
 「羈縻」馬には羈と曰ひ、牛には縻と曰ふ、「罷」疲弊なり、「竟」をはる、「贍」たると訓ず、「竝」對立して屬國とならざることを、「齊民」中國の民、  
 講述 挨拶の辭が畢ると云ふと、彼等一同は進み出でて云ふやう、扱も承る所によれば、天子が夷狄を飼はれる、其主義は、只牛馬の綱の切れぬやうにするばかりにて、干涉をせぬのに在る、然るに今三郡の士を疲弊さして夜郎の路を通じ、始めてから已に三年

にもなるが、まだ出來上らないで、士卒は弱りはて、萬民は其負擔の爲に、行詰つて居る、其れに今又西夷の征伐を行ふならば、百姓の體力財力ともに竭きて仕舞ひ、恐らくは事業を果すことは出來まい、此れは使者の罪ともなることゆゑ、憚りながら貴下の爲に心配致すわけである、其上邛笮、西燹などは、中國と對等の獨立國となつて居ることは年數も已に多く、殆んど記録に書けぬ位である、一體仁者は徳で以て蠻人を入貢するやうにせず、強者は力づくで併吞するやうなことはない、考へ見るに今度の征伐は、先づ以て不可能であらうか、今中國の人民を割いて夷狄に附け、我が恃む所の蜀を疲弊せしめて無用の戦ひをなすなどは、固陋なる田舎者の我我、何と申してよいか分らない、

文法 羈縻勿絶の四字は此段の主意、  
 使者曰、烏謂此乎、必若所云、則是蜀不變服、而巴不化俗也、僕嘗惡聞若說、然斯事體大、固非

觀者之所觀也、余之行急、其詳不可得聞已、請爲大夫麤陳其略、第三大段なり、

訓義 「若說」若は「かくのごとき」なり、「觀」みる、「麤」粗なり、「略」概略、

講述 使者は彼等に向つて言ふやう、何として不可能と云ふやうな意義があらうや、結局君等の申さるゝ通り、羈縻勿絶の主義で、不以徳來とか不以力并とか云ふとであるならば、現在君等の居る蜀は中國の服に變ずるわけがなく、巴は中國の風俗に化するわけがない筈である、僕は君等の言はれたやうな説を聞くことを好まない、さりとて此度の計畫は事件重大であつて、固より傍看者などの觀察出來ることでないから、誤解も一應は尤もであるから、十分辯明したいのだが、余は急ぎの旅行ゆゑ、詳細の事は逆も御聞きになるわけに參らぬ、只大略の處をざつと御咄し申さう、

蓋世必有非常之人、然後有非

常之事、有非常之事、然後有非常之功、夫非常者、固常人之所異也、故曰、非常之原、黎民懼焉、及臻厥成、天下晏如也、第四大段の第一小段なり、非常の功は、其初めに人民の反對あれども、終には好結果を認むることを言ふ、

訓義 「黎民」庶民と云ふが如し、「臻」至る、「晏如」泰平安樂の貌、

講述 蓋し世に非常の人があつて、始めて非常の事がある、非常の事があつて、始めて非常の功がある、一體非常と云ふことは、普通の人の奇怪に思ふ所であるから、言ひ傳への語にも、非常な事業の根本は、一般人民が懼れて不安の念を抱くこともあるが、それが成功する段となると、天下が泰平無事になると云つてある、

文法 暗に西南夷に通ずることは他日大成功を致して、今日彼れは非難する者と雖も心服すべしとの論據を据ゑたるなり、



昔者洪水沸出，汜濫衍溢，民人升降，移徙崎嶇，而不安。夏后氏感之，乃湮鴻水，決江疏河，灑沈澹災，東歸之海，而天下永寧。當斯之勤，豈惟民哉？心煩於慮，而身親其勞，躬腴胹，無胼，膚不生毛，故休烈顯，無窮，聲稱浹乎于茲。

第四大段の第二小段なり、事實を引いて前小段を證す。

訓義

〔汎濫〕流れ廣がる、〔衍溢〕漲りあふる、〔升降〕水出づれば高き處に避け、水退けば卑き處へ戻る、〔移徙〕住所をかへる、〔崎嶇〕上り下りのため、落附かの形容、〔感〕いたむと訓す、心勞するを謂ふ、〔湮〕ふさぐ、〔鴻水〕洪水に同じ、〔灑沈澹災〕灑は分つ、沈は深、澹は安んずる、深き水量を分散して災を安んずるなり、〔腴胹〕腴は「きめ」、胹は足の底豆、〔胼〕股の細き毛、〔休烈〕美德大功なり、〔聲稱〕名譽、

〔于茲〕于は、文選に來に作る、從ふべし、  
講述 昔し堯の時に洪水が沸き出し、水が此處にも彼處にも流れ漫つて、川川から溢れたことがあつて、人民は或は高い處へ入り、或は卑い處へ降り、避難の爲に奔走して落付かなかつたが、夏后氏即ち禹王は之を憂ひ、そこで洪水を防ぎ止めた、それには江水を切り流し、河水を疏通し、深い水を分散して災を取鎮め、東方に水筋を取つて盡く海へ流し込み、天下が始めて安寧となつた、此の治水事業に勤めた時といふものは、どうして人民ばかりであらうや、當人の禹自身ですら、如何にせばやと、心の中は色色な思慮の爲に煩悶し、肉體的にも勞苦を厭はず、身體と言へば、  
「きめ」は荒れて足には豆が出来、股の毛は擦り切れ、一本もない始末、それゆゑ立派な功業が無窮に顯はれ、名譽が將來に行き互るのである、  
文法 禹の治水を以て非常の功に充て、天下永寧を以て天下安如に充つ、

且夫賢君之踐位也，豈特委瑣啞躄，拘文牽俗，修誦習傳，當世

取說云爾哉，必將崇論閎議，創業垂統，爲萬世規，故馳騫乎兼容，并包而勤思，乎參天貳地，且詩不云乎，普天之下，莫非王土，率土之濱，莫非王臣，是以六合之內，八方之外，浸淫衍溢，懷生之物，有不浸潤於澤者，賢君耻之，今封疆之內，冠帶之倫，咸獲嘉祉，靡有闕遺矣，而夷狄殊俗之國，遼絕異黨之域，舟車不通，人迹罕至，政教未加，流風猶微，內之則犯義，侵禮於邊境，外之則邪行橫作，放殺其上，君臣易

位，尊卑失序，父老不辜，幼孤爲奴虜，係縲號泣，內嚮而怨，曰，蓋聞中國有至仁焉，德洋恩普，物靡不得其所，今獨曷爲遺己，舉踵思慕，如枯旱之望雨，戾夫爲之垂涕，況乎上聖，又焉能已。

の第一小段なり、天子對夷狄の道を言ふ。

訓義 〔委瑣〕煩瑣なり、〔啞躄〕急促の貌、〔文〕法度を言ふ、〔崇論閎議〕崇は高、閎は大、〔規〕模範と云ふこと、〔馳騫〕共に「はす」と訓す、〔兼容并包〕萬國を受け入れ、四夷を併すること、〔參天貳地〕參は比ぶ、貳は副ふ、己れが徳を地と均しうするより貳地と曰ひ、地と天と己れとを合せて參となすとの説なり、〔普天〕天の普く覆ふ所なり、〔率土〕率は循ふ、〔濱〕涯なり、〔冠帶之倫〕禮儀ある民と云ふが如し、〔係縲〕俘虜にするなり、〔戾夫〕意地悪き人なり、



講述 且つ賢君が天子の位を踐まるゝに就いては、何と徒に瑣細の事にあくせくして、條規に拘泥したり習慣に引張られたり、古人の書を読み之を習ひ傳へて、當世の人の言ふ通りの説をなすやうなことが其仕事ではなく、議論は高大であつて帝王の業を開き、其系統を垂れて萬世の根本としようとする、故に有らゆる國を併呑することに盡力して、天地と功德を一樣にしたいと云ふことに苦心する、其上詩經に云はないことか、天の覆へる限りは、帝王の土地でない處はなく、土地の限界線である海岸までも、帝王の臣下でない人はないと、之がため六合の内、八方の外、即ち宇宙到る處、德澤が浸み込み行き互り、溢るゝが如き有様であつて、凡そ其恩澤に潤はぬ生物あるときは、賢君は己れの不徳として之を耻とする、今日中國の版圖の内に入り、禮儀を知れる徒は、何れも幸福を得て、取り残されたるものはなし、さりながら風俗の違ふ夷狄の國、其地域と言へば遙か中國と隔つて、人種の異なつた場所となつては、勿論舟も車も通はず、人跡も至ることが罕れであるから、政治や教化も加はらないで、中國の影響は尙甚だ僅かであ

り、其結果、内、即ち中國より言へば彼れは中國の疆界に出没して、禮儀を破り亂暴を極め、外、即ち彼れ自身に在つては、邪を行ひ勝手な振舞ひをなし、其首領を放逐するもあり殺すもあり、君臣の地位があべこべになつたり、尊卑の順序が亂れたり、年寄は罪もないのに虐げられ、幼兒孤兒は奴隸となり、捕虜となり、拘禁されて啼き叫び、中國の方を向いて怨むやう、聞く所に依れば、中國には至極の仁君があつて、其徳は立派であり、其恩は普く天下に布き及び、何物と雖も其所を得ぬ者はないのに、今何故自分に限つては棄て置いて、救ひ給はざるのかと曰ひ、早く來つて救ひ給へかすと、足の踵を擧げて思ひ慕ふとは、早天に雨を望むやうで、如何に意地悪き男と雖も、之が爲に落涙する程である、まして上聖の天子に於かれは、勿論憐み給ふ筈で何とて征伐を止め給はんや、故北出師以討彊胡、南馳使以請勁越、四面風徳、二方之君、鱗集仰流、願得受號者、以億數、故

乃關沫若、徼祥河、鏤靈山、梁孫原創道德之塗、垂仁義之統、將博思廣施、遠撫長駕、使疏逃不閉、胥爽闇昧、得耀乎光明、以偃甲兵於此、而息討伐於彼、遐邇一體、中外禔福、不亦康乎、

段なり、前の理論を實行しつゝあるを言ふ、

第五大段の第二小

訓義 「風徳」徳の行はるゝこと風の行くが如くなるを言ふ、「二方」西夷と南夷、「鱗集」相次ぐなり、「沫若」二水の名、「徼」塞、「鏤」鑿開を言ふ、「梁」橋なり、「疏逃」逃は遠なり、「胥爽」早朝なり、「闇」安なり、講述 故に北の方は軍隊を出して胡を討ち、南の方は使を遣して手剛き越の罪を責め、漢の徳化が四面の夷狄に及ぶとは風の吹き廻るが如く、西南二方の君は、丁度魚が重なりあつて流れを仰ぐと同様に中國の感化の下に立ち、漢の天子より王號を授けら

れたしと願ふ者は、億を以て數ふる程夥しくある、そこで沫若を關門とし、祥河を塞いで、中國と夷狄との界を定め、靈山を鑿開して新道を通じ、孫原には橋を架し、道德の塗を創め、(新道を夷狄に及ぼすの交通機關なるが故に)仁義の端を發き、恩惠施與を加へ、遠い處の蠻夷までも鎮撫し、何如なる長塗の國へも德澤を持行き、疏遠なる地方も交通の遮斷すること勿からしめ、早朝未明の有様である蒙昧の夷人をして輝ける光明を被ることの出來得るやうになし、中國は兵器や甲冑を伏せ彼れを征伐することなく、遠近一體となり、中國も外夷も幸福に安んずることとなつたら、何と無事平穩ではないか、夫拯民於沈溺、奉至尊之休徳、反衰世之陵夷、繼周氏之絶業、天子之亟務也、百姓雖勞、又惡可以已乎哉、

訓義 「拯」救ふなり、「陵夷」始め盛んにして後衰ふるは、丘陵などの高き處より次第に平かになるが



如し、故に云ふ〔周氏〕周代と云ふが如し、〔壘〕急也、  
講述 夫れ水に溺れ居るやうな境遇から人民を救  
ひ出し、此の上もない美德を受け行ひ、衰へたる世の  
現象を裏反して、周の世以來打絶えた夷狄懐柔の事  
業を繼ぐのは、天子の急務である、今西南夷に通ずる  
のは此の方針から割出されたものであつて、百姓は  
勞苦するとも、其れが爲に止められようや、  
文法 一篇の意を總括す、

且夫王者固未有始於憂勤  
而終於逸樂者也、然則受命之  
符、合在於此、方將增泰山之封、  
加梁父之事、鳴和鸞、揚樂頌、上  
減五、下登三、觀者未覩旨、聽者  
未聞音、猶鶴鵬已翔乎寥廓之  
宇、而羅者猶視乎藪澤、悲夫、  
第六大段

訓義 〔受命之符〕天命を受けたる徵候たる瑞相、  
〔梁父〕山名、昔し帝王此に禪の祭を行ひ、功德を告  
ぐ、〔和鸞〕天子の御駕に附したる鈴、上減五〕五は五  
帝、五帝を減じて、漢が其一に加はるなり、〔下登三〕  
三は三王、漢が其上に出づるなり、〔旨、音〕俱に天子  
の功德を指す、〔寥廓之宇〕大空を謂ふ、〔鶴鵬〕南方の  
神鳥、〔羅者〕羅は網なり、網を以て鳥を捕ふることを  
業とするもの、

講述 且つ王者は、其始め憂慮勤勞して終に安樂  
とならないものはない、即ち今日西南夷を征伐する  
のも、泰平の結果を致すべき原因である、して見れ  
ば、現に天子が憂勤せらるゝ以上、受命の符などの瑞  
相があるべき筈だ、されば近き將來に於て泰山に封  
の祭をなし、梁父に禪の祭を加へ、鳳輦の鈴を鳴らし  
て行幸あり、頌歌に合せたる音楽を奏して、漢の功德  
の高大なること、上は五帝を陵ぎ、下は三王の上に出  
づるであらう、然るに世間に於て今度の征伐を觀て  
彼れ此れ言ふ者は、天子の本旨を見ぬからであり、  
其沙汰を聞いて彼れ此れ言ふ者は、天子の本音を聞

かぬからである、之を譬へると、鶴鵬が天空に飛び揚  
がつて居るのに、之を捕へようとする者が、猶網を持  
つて草の茂れる澤を見張つて居ると同然、融通のき  
かぬ奴である、  
文法 〔且夫王者〕の句は「有非常之事然後有非常  
之功」に應ず、

於是諸大夫茫然喪其所懷來、  
失厥所以進、喟然竝稱曰、允哉  
漢德、此鄙人之所願聞也、百姓  
雖勞、請以身先之、敝罔靡徙、遷  
延而辭退、  
第七大段

訓義 〔茫然〕茫然に同じ、〔所懷來〕主張なり、〔所  
以進〕言はんとするものなり、〔喟然〕嘆息の貌、〔允〕  
「まこと」と訓ず、〔鄙人〕田舎者、謙稱して云ふ、〔敝  
罔〕疲倦の貌、〔靡徙〕足を引きする類、〔遷延〕退却す  
ること、

講述 斯く申し聞かせたれば、蜀の諸大夫はボン

ヤリとして、彼の持つて來た議論も何處かへ往つて  
仕舞ひ、彼等の言ひ出したき事を言ひ出せなくなり、  
喟然として嘆息しながら一同に述ぶるやう、漢朝の  
御徳は何たる信實であらう、色色其れに就いて御咄  
しを承つたが、斯う云ふ有難い御物語は、田舎人であ  
る我等の伺ひたいと存じた所のものである、朝廷の  
思召しも斯う諒解して見れば、縱令ひ我が巴蜀の人  
民が征伐の爲に勞苦致すとも、自分等は率先して御  
奉公申上げんと、長らくの談話に彼等も大分弱り果  
て、足もくたびれて引摺ると云ふ有様、席を後へ却き  
つつ辭し去つた、

餘說

司馬相如の文中、平正の作と稱すべきものは諫  
獵の一篇にして、餘は諧謔の語を以て忠愛の意  
を飾り、武帝の大を好み功を喜ぶの心に投ず、漢  
書に此篇を以て天子を諷諫せしものとなすも、  
全文を案するに、其事を贊揚するに止まつて、毫  
も匡救の意あるを見ず、



貨殖傳一章 司馬遷

講題 史記に在り、作者の自序を云ふ、布衣匹夫の人、政を害せず、百姓を妨げず、取與、時を以てし、財を息して富むは、智者采るあり、貨殖傳を作ると、貨殖とは財貨を増殖するなり、

大旨 天下の事の、富本位なることを言ふ、

大段落 凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「謂之夏人」に至る、潁川南陽の賈人多きを言ふ、第二大段は「夫天下物所鮮所多」より「燕代田畜而事蠶」に至る、各地方の物産及び生活状態を言ふ、第三大段は「由此觀之」より「德者人物之謂也」に至る、人の行爲の總べて利を目的とすることを言ふ、第四大段は「今有無秩祿之奉」より「身有處士之義而取給焉」に至る、富の種類を擧ぐ、第五大段は「若至家貧親老」より篇尾に至る、補論を以て自己の感慨を寓す、

潁川南陽、夏人之居也、夏人政尚忠朴、猶有先王之遺風、潁川

淮水とを受け、宛も一の都會である、其民俗は、諸方の種族が雜居を營み、兎角事を好む氣風があり、職業としては商人が多く、又其男達は潁川と通じ合ふたが故に、今に至るまでも之を夏人と稱する、  
文法 潁川、南陽を説く處、離合あり、筆の變化を見るべし、

夫天下物所鮮所多、人民謠俗、山東食海鹽、山西食鹽鹵、嶺南沙北固、往往出鹽、大體如此矣、總之楚越之地、地廣人稀、飯稻羹魚、或火耕而水耨、果隋贏蛤、不待賈而足、地勢饒食、無饑饉之患、以故崑崙、偷生、無積聚而多貧、是故江淮以南無凍餓之人、亦無千金之家、沂泗水以北

敦愿、秦末世遷、不軌之民、於南陽、南陽西通武關、鄖關、東南受漢、江淮、宛亦一都會也、俗雜好事、業多賈、其任俠交通潁川、故至今謂之夏人、  
第一大段

訓義 「夏人之居」潁川、南陽は昔の夏の地なれば、其子孫多きなり、「忠朴」信實にして質朴なるなり、「敦愿」温良にして謹慎なるなり、「不軌」不逞と云ひ、無頼と云ふが如し、「漢江淮」三大河の名、「任俠」をこたて、

講述 潁川と南陽とは、夏の國の子孫の住居する處である、夏の時代の政治は信實質朴を重んじたが、今日に至つても此の地方には猶夏の昔の聖君の名残りがあつた、但し潁川の人民の如きは、元來温良謹慎の民性であるが、南陽の方はと云ふと、秦の末世に無頼の人民を此に移した、此の南陽の地勢は、西の方、武關、鄖關に通じて居り、東南の方は、漢水と長江と

宜五穀桑麻六畜、地小人衆、數被水旱之害、民好畜藏、故秦夏梁魯好農而重民、三河宛陳亦然、加以商賈、齊趙設智巧、仰機利、燕代田畜而事蠶、  
第二大段

訓義 「鮮」少なり、「鹽鹵」石鹽、地鹽を謂ふ、「火耕水耨」草を焼いて種を下すときは、苗大にして草生すること少し、水を之に灌ぐときは、草死して苗損せず、「果隋」隋は鹹なり、木の實を果と曰ひ、草の實を鹹と曰ふ、「贏」貝の名、「饒」とむと訓ず、豊富なり、「崑崙」弱と病、「沂泗水」沂水と泗水、「五穀」諸説定まらず、或は黍稷麻麥豆とし、或は黍稷菽麥稻とし、或は稻稷麥豆麻とす、「六畜」馬牛羊雞犬豕、「智巧」工夫なり、「機刑」投機、「田畜」農業と牧畜、

講述 夫れ天下の物産は、土地に随つて或は多く或は少く、人民の歌々風俗も、其れにつれて違ふ、山東は海鹽を食ひ、山西は山鹽を食ひ、嶺南沙北も往往



鹽を産出する、大體は右様である、纏めて言へば、楚や越の地は土地が廣くして、其割に人口が少ない、米の飯を食ひ、魚の汁を飲むと云ふ生活状態であつて、或は草を焼いて種を下し、或は水を灌いで草を除く等の事をする、兎に角水田の利益がある、其れから粟物や貝類が土地に出来る所から、商人の手を借りないでも十分の供給がある、一體地勢が食料に富んで居り、饑饉の患へがない、之が爲懶惰で働かずに食ふものであるから、貯蓄が無くて、多くは貧乏である、夫故江水、淮水より北部は、凍えたり餓えたりする者のないと同時に、千兩の金持もない、又沂水、泗水より北の方は、五穀や桑麻や六畜に適當の地で、場處は狭く人口は多く、度度洪水や旱魃の害を被る、随つて人民は此等の用心をする必要から、貯蓄を好む、故に秦、夏、梁、魯の地方は農業を好み、其結果として百姓を重んずる、三河、宛、陳も亦之と同然であり、其上商賣もする、齊や趙は、色色な工夫をなし、投機を企て、燕代方面は農業牧畜をなし、又養蠶を仕事とする、  
**由此觀之、賢人深謀於廊廟、論**

議朝廷、守信、死節、隱居巖穴之士、設爲名高者、安歸乎、歸於富厚也。  
第三大段の第一小段なり、賢人隱士の富むる目的とすることを言ふ、  
巖穴之士、世を避け山中に住する隱士なり、  
 講述 此れに由つて之を観るときは、賢人が廟堂の上に於て深謀を立てたり、朝廷に於て國政を議論したり、信義を守つて節操の爲に命を殺したり、又山の岩穴の中に世を避けて隠れ住む所の士が、名高くなるやうな行ひを爲すものは、何處へ歸著するか、富厚に歸著するのである、  
**是以廉吏久、久更富、廉賈歸富、富者人之情性、所不學而俱欲者也。**  
第三大段の第二小段なり、廉吏賈に就て言ふ、  
 講述 此のわけを以て廉潔の役人も、永永在職すれば富むやうになり、廉潔の商人も、富に歸著する、富と云ふものは人間生れながらの情性であつて、學

ばなくとも皆欲しがる所のものである、  
 文法 「富者人之情性」の一句は前後に共通す、頗る奇法なり、

**故壯士在軍、攻城先登、陷陣却敵、斬將奪旗、前蒙矢石、不避湯火之難者、爲重賞使也。**  
第三大段の第三小段なり、兵士に就て言ふ、

訓義 「奪」ぬきとること、  
 講述 故に軍中に在る壯士が、敵の城を攻めて先登をしたり、平地の合戦に陣を陥れ敵を却け、或は敵の將校を斬り、或は敵の旗竿を抜取り、進んで矢玉の飛來る向うへ立ち、湯の中でも火の中でも飛込むのは、重い褒賞の爲に働かせらるゝのである、

**其在閭巷、少年攻剽、椎埋、劫人、作姦、掘冢、鑄幣、任俠并兼、借交、報仇、篡逐、幽隱、不避法禁、走死**

**地如鶩、其實皆爲財用耳。**  
第三大段の第四小段なり、惡少年に就て言ふ、

訓義 「攻剽」剽は却に同じ、茲にては切取り、強盜と云ふが如し、「椎埋」槌にて人を打ち殺し、其死骸を埋める、「鑄幣」貨幣の偽造なり、「并兼」徒黨を組む、「借交」仲間の力を利用するなり、「篡逐幽隱」人の隱事を許き出すこと、「鶩」はすくと訓ず、  
 講述 村里に住んで居る若者が、追剽追落をして人を打殺し、之を埋めて跡を晦ましたり、人を脅迫して金などをゆすり取つたり、墓を發いて其の中の物を盗んだり、貨幣を偽造したり、俠客の仲間を作り、同類の爲に復讐を行つたり、人の秘密を許して見たり、法律禁制を犯したりし、死地に赴くことを何とも思はず、まるで駈け出して行くやうなり、斯かる惡事を働くのも、強ち好んでするわけでもない、其實は金を得ようとする爲である、

**今夫趙女鄭姬、設形容、揆鳴琴、揄長袂、躡利屣、目挑心招、出不**



遠千里、不擇老少者、奔富厚也。

第三大段の第五小段なり、歌姫に就いて言ふ。

訓義 「趙女鄭姬」二國共に美人を以て名あり、

「揆」かきならず、「揄」引くなり、「躡」ふむ、「利履」舞に用ふる履なり、

講述 今趙や鄭の美人が化粧を整へ、琴を弾き、長い袂を引き、利履を穿いて舞踏をなし、目で客の情を挑み、心で客の愛を招き、人より招かるゝときは、千里の路をも遠しとせず、相手の老少を擇ばないのは、金のある方へ身を寄せるのである、

游閑公子、飾冠劍、連車騎、亦爲富貴容也。

第三大段の第六小段なり、若殿原に就いて言ふ。

訓義 「游閑公子」暇で遊びある若殿、「容」かたちづくる、

講述 處處方方を遊び廻つて日を送る所の若殿等が、冠や劍などを立派に飾り立て、車や馬を並べて遊山するのは、是れも富貴を見せる爲に外觀を造るのである、

弋射漁獵、犯晨夜、冒霜雪、馳阮谷、不避猛獸之害、爲得味也。

の第七小段なり、漁獵を爲す者に就いて言ふ。

訓義 「弋」矢に絲を著けて鳥を射るなり、「阮」穴なり、

講述 鳥を射たり、魚を釣つたり、獸を獵しようとして、早朝夜深の構へなく、寒空に霜や雪を突破して、阮だの谷などある危険の處を馳せ廻り、猛獸の害をも避けないのは、美味を得ようとする爲である、

博戲馳逐、鬪雞走狗、作色相矜、必爭勝者、重失負也。

第三大段の第八小段なり、賭を爲す者に就いて言ふ。

訓義 「博戲」博奕、「馳逐」競馬、「鬪雞」雞の蹴合、「走狗」狗の競走、

講述 博奕をしたり、競馬をしたり、雞の蹴合をさしたり、犬の競争をさせたり、銘銘得意の顔附きをして飽くまで勝を争ふのは、負ければ損をするから大

變であると思ふゆゑである、

醫方諸食技術之人、焦神極能、爲重楛也。

第三大段の第九小段なり。

訓義 「精」謝禮なり、

講述 醫者、方術家、其他何でも技術で生活する者が、精神を苦しめ能力を盡すのは、澤山の謝禮を得ようとする爲である、

吏士舞文弄法、刻章僞書、不避刀鋸之誅者、沒於賂遺也。

第三大段の第十小段なり、役人に就いて言ふ。

訓義 「舞文」法文をこじつける、「刻章」印章を僞刻することを謂ふ、「賂遺」賄賂進物、

講述 行政吏や司法官が、條文を勝手に曲げて法律を弄び、官印、官文書等を僞造し、刀鋸の刑罰をも避けないのは、賄賂の中に陥るからである、

農工商賈畜長、固求富益貨也。

此有知盡能、索耳終不餘力、而讓財矣、諺曰、百里不販樵、千里不販糶、居之一歲種之以穀、十歲樹之以木、百歲來之以德、德者人物之謂也。

第三大段の第十一小段なり、農工商賈に就いて言ふ。

訓義 「畜長」貯蓄して殖す、「索」つくると訓ず、なくなること、「樵」薪なり、「糶」輸出米、

講述 農、工、商賈の、貯蓄をしつゝ殖して行くのは、固より富を求め財産を増すためである、然れども何程財産を殖さうとして智能を出した所で、智能は盡きてしまふ計りで、結局力を餘して財産を子孫に譲ることがならぬ、諺に云つてある、百里の遠い處へは薪を賣りに行かない、(手間にあはぬから)千里の遠い處へは米を賣出しに行かない、(運賃が引合はぬから)二年其所に居れる見込ならば穀物を種ふる、(收穫の間に合ふから)十年居られる見込ならば木を種ふる、(伐採の間に合ふから)百年居られる見込な



らば徳を種ある、(效果を收むる間に合ふから)徳とは何であるかと云ふに、人物のことである、

今有無秩祿之奉、爵邑之入、而樂與之比者、命曰素封、封者食租稅、歲率戶二百、千戶之君則二十萬、朝覲聘享出其中、庶民農工商賈、率亦歲萬、息二千、百萬之家、則二十萬、而更徭租賦出其中、衣食之欲、恣所好美矣、  
第四大段の第一小段なり、財產家の「素封」が諸侯に匹敵することを言ふ、

訓義 「素封」素は空なり、封は領土なり、即ち領土なくして、領土ある者と同一なる者と云ふの義なり、  
〔朝覲〕入朝謁見聘問饗應を言ふ、〔更徭〕夫役として、勞力を課すること、  
講述 今大臣としての俸祿、爵位相當の領地より出づる收益もなくして、其樂は此等の身分ある人と

並ぶに足る所の資産家を素封と曰ふ、一體封とは、其領の年貢によつて生活するものを謂ふ、一歲大約民家一戸毎に二百錢なるときは、千戸ある領地の君であれば二十萬錢の收入あり、朝廷に參内し又は他の諸侯との交際の費用は、皆此の中より出る、庶民農工商賈が大約の處一歲の資本が一萬錢あるときは、其利息は二千戸の領民を有するに當り、百萬錢の資本ある人は、其利息が二十萬戸の領民を有するに當り、人夫役租稅は此の中より出る、衣食の欲望は、自分の好み次第贅澤が自由に出来る、

故曰、陸地牧馬二百蹄、牛蹄角千、千足羊、澤中千足、彘、水居千石、魚陂、山居千章之材、安邑千樹、棗、燕秦千樹、栗、蜀漢江陵千樹、橋、淮北常山以南、河濟之間千樹、荻、陳夏千畝、漆、齊魯千畝、

桑麻、渭川千畝、竹、及名國萬家之城、帶郭千畝、畝鐘之田、若千畝、

千戶侯等、  
第四大段の第二小段なり、千戶侯に等しき富の財源を擧ぐ、

訓義 「彘」豕なり、「魚陂」養魚池、「千章」千本と云ふが如し、「荻」鮮支と紅藍、染料なり、「千畦」二十五畝に當る、

講述 故に人の言ふことに、陸地に於て牧馬二百蹄、(馬一匹に蹄四つあるゆゑ五十頭なり)牛の蹄角併せて一千、(牛に兩角四蹄あるゆゑ百六十七頭弱となる)千足の羊、(二百五十頭)澤中に於ける千足の彘(二百五十頭)水邊に居る者は、養魚池に飼ふ所の魚千疋、山に住ふ者は千本の材木、安邑の土地に於ける千本の棗、燕秦に於ける千本の栗、蜀漢や江陵に於ける千株の荻、陳夏に於ける千畝の竹、及び有名の國の萬家ある城邑に於て外廓近くに千畝を有するもの、畝鐘と稱する一種の田、若しくは荻を栽培したる

千畝の地、薑や韭を種るたる千畝の地、以上は其收入何れも千戶侯と同額である、

然是富給之資也、不窺市井、不行異邑、坐而待收、身有處士之義、而取給焉、  
第四大段の第三小段なり、

訓義 「異邑」都會なり、

講述 彼等の收入は千戶侯と同様であるが、其秩祿や爵邑のあるわけでなく、全く以上の財産が富を供給する資料なのであり、町へも出でず、他處へも行かず、居ながらにして收入を待つと云ふ次第で、身に處士の意義があつて、處士になき所の收入がある、  
文法 此れ貨殖の貴ぶべきことを言ふ、

若至家貧、親老、妻子軟弱、歲時無以祭祀、進釀、飲食被服、不足以自通、如此、不慚耻、則無所比矣、  
第五大段の第一小段なり、封土もなく資産もなき者を言ふ、



訓義 「進醜」人を御馳走し、又は出し合ひて飲食する、

講述 若し家が貧乏であつて、其上に兩親は年寄り、妻子は不健康と云ふ情態で、季節季節に祖先の祭をする事もなく、饗應やら、割前の宴會やら、衣服やら、自分で都合出来ないと思ふ場合に、恥かしく思はないと云ふ人は、譬へやうもない意氣地なしである、

是以無財作力、少有鬪智、既饒爭時、此其大經也、  
第五大段の第二小段なり、

訓義 「饒」ゆたかと訓ず、富裕なるなり、「大經」大法と云ふが如し、

講述 右の譯合ひで、資産がなければ勞働して生活する、少少財産があれば、知慧比で金を儲ける、又金が澤山出来た以上は、機會を争ふより外はない、此れが大いなる生活道である、

今治生不待危身取給、則賢人勉焉、是故本富爲上、末富次之、

姦富最下、無巖處奇士之行、而長貧賤、好語仁義、亦足羞也、  
第五大段の第三小段なり、貧士の羞づべきを言ふ、

訓義 「本富」農を謂ふ、「末富」商を謂ふ、「姦富」投機、詐偽等を謂ふ、

講述 今生活を營むに、一身の危險を招くやうな事をなすまでもなく利得に有附くことは、賢人の勵む所である、右の譯合ひで本富を第一等となし、末富を其次とし、姦富を最下等とする、山の岩穴に隠る、奇士の行ひもなく、長く貧賤でありながら、好んで仁義を語るの、亦羞づべきである、

文法 是れ作者の影子なり、題を借りて憤慨を洩したるものなり、

續文章軌範卷之三 放膽文

酒味色論

魯共公

講題

此の篇は、戰國策中の魏策に在り、酒味色論と云ふ四字の題は、本書の編者が加へし所なり、魯の共公、名は奮、哀公四世の孫、

大旨 酒なり美味なり女色なり土木なり、皆國を亡ぼすものなるが故に、戒むべきを言ふ、

大段落 凡そ分つて六大段となす、第一大段は篇首より「擇言曰」に至る、敘文なり、第二大段は「昔者帝女」より「後世必有以酒亡其國者」に至る、酒の國を亡ぼすべきを言ふ、第三大段は「齊桓公夜半不寐」より「後世必有以味亡其國者」に至る、美味の國を亡ぼすべきを言ふ、第四大段は「晉文公得南之威」より「後世必有以色亡其國者」に至る、女色の國を亡ぼすべきを言ふ、第五大段は「楚王登強臺」より「後世必有以高臺陂池亡其國者」に至る、土木の國を亡ぼすべきを言ふ、第六大段は「今主君之尊」より篇尾に至る、魏王の之を兼ねることを言ふ、

請魯君舉觴、魯君興避席、擇言曰、  
第一大段なり、

訓義

「梁主」梁は魏の都の大梁、梁主は即ち魏王なり、「觴諸侯」魏の惠王の時、國力方に強し、諸侯争うて之に朝す、即位の十五年、魯の恭侯、衛の成侯、宋の桓侯、鄭の釐侯魏に朝せしかば、魏王之を饗せしなり、觴は杯の一種、酒宴の義に用ふ、「興」起つなり、「擇言」戒めになることを舉げて言ふなり、

講述 梁主魏嬰が、來朝した處の諸侯を范臺にて饗應に及び、酒宴の最中に、魯の恭公に向つて杯を差さんことを求めた處、魯君は起ち上り、其席を避けて善言を述べらるやう、

昔者帝女令儀狄作酒、而美進之、禹禹飲而甘之、遂疏儀狄、絕旨酒、曰、後世必有以酒亡其國者、  
第二大段なり、

訓義 「帝女」堯か舜の女を謂ふ、「旨酒」旨は味の

梁主魏嬰觴諸侯於范臺、酒酣



美なるなり、

講述 昔し帝の女が、儀狄と云ふ者に酒を作らせた處、其味ひが美かつた、之を禹に飲ました處、禹は之を飲んで大層旨がつたが、遂に儀狄を遠ざけ、美酒を飲むことを止めて云ふには、後世酒を以て國を亡ぼす者があるに相違なからうと、

文法 魯公が梁主を戒めんとせしは飲酒の一條にして、以下は類似の危険物を推論するなり、

齊桓公夜半不寐、易牙乃煎熬燔炙、餼調五味而進之、桓公食之而飽、至旦不覺、曰、後世必有以味亡其國者、

訓義 〔不覺〕目が醒めぬ、

講述 齊の桓公が或る日、夜中までも食氣がなかつたので、易牙と云ふ料理の上手が、煮焼きをして五

味を取り合せ、好い鹽梅に加減を拵へて差上げた處、桓公は之を食つて滿腹に及び、其結果熟睡して、翌朝になつても目が醒めなかつた、そこで云はるゝやう、後世美味を貪る爲に國を亡ぼす者があるに相違なからうと、

晉文公得南之威、三日不聽朝、遂推南之威而遠之、曰、後世必有以色亡其國者、

訓義 〔南之威〕美人の名、

講述 晉文公は南之威と云ふ美人を得て、其容色に溺れたため、三日間も朝廷の政治を聽かなかつたが、俄かに氣がつき南之威を逐ひやり、之を遠ざけて云ふやう、後世女色の爲に其國を亡ぼす者があるに相違なからうと、

楚王登強臺而望崩山、左江而右湖、以望彷徨、其樂忘死、遂盟強臺而弗登、曰、後世必有以高

臺陂池亡其國者、

訓義 〔彷徨〕さまよふ、

講述 楚王は、強臺と名づけた所の臺の上に登つて、崩山の景色を眺望すると、左には長江があり、右には湖水があり、其れを高い處から眺めて、那處這處と歩く、其愉快は死をも忘れる程であつたが、遂に是れではならぬと悟つたものであるから、強臺に二度とは登らぬと盟を立て、云ふやう、後世高い臺や池などの土木庭園のために國を亡ぼす者があるに相違なからうと、

今主君之尊、儀狄之酒也、主君之味、易牙之調也、左白台而右閭須、南威之美也、前夾林而後蘭臺、強臺之樂也、有一於此、足以亡其國、今主君兼此四者、可無戒與、

訓義 〔白台、閭須〕俱に美人の名、〔尊〕樽なり、

講述 今主君の樽に貯へ給ふ所のものは、禹の戒めた儀狄の酒である、主君の御馳走は齊の桓公の戒めた易牙の調理である、主君が左に侍らせ給ふ白台、右に侍らせ給ふ閭須は、晉の文公の戒めた南威の美形である、前に見ゆる夾林、後に聳ゆる蘭臺は、楚王の戒めた強臺の樂みである、此の中一つあつても國を亡ぼすに十分であるのに、今主君は此の四つの危険物を兼ね持たるゝ以上、戒め給はずして在らせられようや、

餘說

初めに四柱を立て、終りに之を一括す、文法整然、極めて學び易し、

說難 韓非

講題 此れ韓非子の第十二篇にして、游說の難きことを論じたるもの、韓非の最も得意の文と稱せらる、但し韓非子に載する所と、史記の傳



中に挾む所と、異なる者多し、續文章軌範は、全く史記に依りたるものなり、

大旨 游説の困難なる所以を示して、何如に之を説くべきかを言ふ、

大段落 凡そ分つて八大段となす、第一大段は篇首より「在知所説之心可以吾説當之」に至る、説の困難なる所以を説明す、第二大段は「所説出於爲名高者也」より「此之不可不知」に至る、説く所の心を知らざれば益なきを言ふ、第三大段は「夫事以密成」より「以其所不能已者身危」に至る、説く所の心を知ると雖も、其忌む所に觸るときは危険なるを言ふ、第四大段は「故曰與之論大人」より「此説之難不可不知也」に至る、游説の方法を誤るときは、誤解せらるゝ憂へあるを言ふ、第五大段は「凡説之務」より「則非能仕之所設也」に至る、游説の方法を言ふ、即ち「知所説之心以吾説當之」の手段なり、第六大段は「來有富人」より「處知則難矣」に至る、知に處するの難きを言ふ、第七大段は「昔者彌子瑕」より「不可不察愛憎之主而後説之矣」に至る、游説の難點は人主

愛憎の一定せざるに在るを言ふ、第八大段は「夫龍之爲蟲也」より篇尾に至る、譬喩を以て危険に觸れざるべきを言ふ、是れ文の餘波なり、

凡説之難、非吾知之有以説之之難也、又非吾辯之難、能明吾意之難也、又非吾敢橫佚而能盡之難也、

訓義 「吾」游説者其人の代名詞なり、「知」名詞として視るべし、「説之」之は游説の目的たる人物を謂ふ、此の篇に於ては即ち人君なり、

講述 凡そ人君に説くに就いて困難なることは何如なる點にあるかと云ふに、游説者が是非利害の知識を以て之を論ずることの困難ではない、是れとて決して容易とは申されまいが、さまでには難くない、又游説者が、辯口を以て十分自己の意志を明かにし、先方に理會させること、の困難でもない、是れも亦決して

て容易とは申されまいが、さまでには難くない、又知識のあらん限り、辯の續かん限り、遠慮會釋なく縦横無盡に其説を究め盡すことの困難ではない、是れも亦決して容易とは申されまいが、さまでには難くない、

文法 韓非、説の最も困難なる點を擧げんとするや、先づ普通人の困難とする點を擧げて、一一其さ迄困難ならざることと言ひ、以て己れの困難とする點の最も困難なる者なりとの意義を強からしめたるなり、

凡説之難、在知所説之心、可以

吾説當之、

訓義 「所説」吾が説く所の相手、

講述 凡そ君に説く、の困難なる點は、相手である所の人君の心情を看破し、此方の説を以てキツバリ之にはまる様になすことである、

文法 是れ實に作者游説術の主義なり、秘訣なり、要點なり、此れより以下は正面より裏面より此句を説明するに過ぎず、

所説出於爲名高者也、而説之以厚利、則見下節而遇卑賤、必棄遠矣、所説出於厚利者也、而説之以名高、則見無心而遠事、情必不收矣、所説實爲厚利、而顯爲名高者也、而説之以名高、則陽收其身、而實疏之、若説之以厚利、則陰用其言、而顯棄其身、此之不可不知也、

訓義 「名高」名は聖君賢主の稱、「下節」節は猶程度と云ふが如し、前の高尙の事を語るに足らざる卑き程度の人、

講述 若し吾が説かうとする相手の人君が、高尙の態度を示し、名譽の慾望を遂げようと思ひ、譬へば堯舜の如き古への聖王を真似る人であるのに、吾れ富國強兵と云ふやうな福利を以て之に説く時は、人



君より俗物と視做され、下等社會と視做され、棄て遠ざけられるに相違ない、若し吾が説かうとする相手の人君が、中心功利を得ようと思つて居る者であるのに、吾れ高尚名譽の事を以て之に説くときは、人君より、沒常識で世間に疏い者と思ひ、收用されぬに相違ない、吾が説かうとする相手の人君が、内内は福利を求めながら、表面には名聞を釣るべき行ひを爲す者であるのに、吾れ名聞を以て之に説くときは、人君は、兎も角外部に見はした己れの意志に叶つた廉を以て、形式上其人を收用するけれど、己れの目的には無用である所から、事實上其人を疏んずるであらう、さればとて吾れ人君の胸中を見抜き、福利の事を以て之に説くときは、人君は己れの志に適中するから、内實は其説を採用するが、飽くまで道德の美名を飾らうとする所より、游説者其人をば公然排斥して、己れが功利などを欲しない様子を粧うであらう、此等の事は善く察せねばならぬ、  
文法 是れ吾が説は當れども、相手の秘密に觸るゝ場合を列擧す、

夫事以密成、語以洩敗、未必其

語は漏洩するに因つて失錯を來たすものであるから、人君は孰れも之を警戒しないものはない、然るに游説者自身は之を洩らすとがなないにせよ、人君と談話中、偶然人君の匿して居る事柄に觸れることあり、然るときは、人君は游説者を以て密事を知る者と思ひ、他人にも之を洩さうかとの疑ひを抱くに相違ないゆゑ、其儘見逃すまいから、游説者の身は危険である、貴人に過失の端緒があるとき、游説者が明白善良の言論を以て其結果が悪となることを推論するときは、自分を攻撃する者と僻む所から、其身が危い、人君との情義がまだ深くないので、智慧囊を搾つて説くときは、自然信用が薄弱であるから、其説が有効で功績があつたとて、人君は其已れに利益のあつたことを忘れてしまひ、若し又其説が行はれないで、失敗するときは、人君は反つて游説者が其失敗の原因である事實と關係があるからこそ豫言したのであると疑うであらう、斯う云ふ風の者は其身が危い、貴人が他人より一策を得ることあり、是れを自分の智慧から出たやうにして己れの功となさうとするとき、游説者が其出處を知るときは邪魔にされるゆゑ、其

身泄之也、而語及其所匿之事、如是者身危、貴人有過端、而說者明言善議、以推其惡者、則身危、周澤未渥也、而語極知、說行而有功、則德亡、說不行而有敗、則見疑、如是者身危、夫貴人得計、而欲自以爲功、說者與知焉、則身危、彼顯有所出事、乃自以爲也、故說者與知焉、則身危、彊之以其所必不爲、止之以其所不能已者、身危、  
訓義 「周澤」周はめぐむ、澤は恩徳、「渥」あつしと訓す、「徳亡」亡は忘なり、「挑」發揚する、  
元來事柄は秘密を保つに因つて成就し、言

身が危い、彼れ人君は公然或る事を行ふも、是れは裏面に於て自己の爲にする所があつて、形式を借るに過ぎない、其真相を他人に知られては甚だ面白くない、然るに游説者が之を知るときは、其身が危い、到底相手の力に及ばない事を無理に行はしめようとして、又相手が騎虎の勢ひであつて、到底中止することの出来ないものを止めさせようとするときは、人君が無理であると思ひ、壓制であると思ふから、其身が危い、  
故曰、與之論大人、則以爲間已、與之論細人、則以爲鬻權、論其所愛、則以爲借資、論其所憎、則以爲嘗己、  
訓義 「大人」郷大夫の位に在る者、貴人と云ふが如し、「細人」位を以て言ふ、微賤の人なり、  
講述 人君が游説者に對する仕方は前に述べたやうであるから、自分は左の如くに分解する、人君に向つて有位の人、即ち大臣輩の事を評論するときは、人



君は、右は大臣を論ずるのではなく、間接に己れを誹るものとする、又之に向つて微賤の人を評論するときは、人物に懸直を附けて用ひさせようとする者とする、人君の寵愛する者を論ずるときは、彼れを利用して己れに取入るとする、人君の惡む所の者を論ずるときは、己れを試みて其惡む所の程度を知らうとする者とする、

徑省其辭、則不知而屈之、汎濫博文、則多而久之、順事陳意、則曰怯懦而不盡、慮事廣肆、則曰草野而倨侮、此說之難不可不知也。

第四大段の第二小段なり、辯論の種類に因つて不利益に解せらるるを言ふ、

訓義 「久」韓非子には交に作る、久としても解せられざるに非ざれども、識誤の説に従つて、史となすに若かず、史は記録の官、其文飾多きことは、論語に「文勝其質、則史」とあるに由るも明白なり、  
講述 辯論の仕方に至つても、其本筋の處のみを

一直線に述べて、成るべく餘計な文句を言はないときは、知識の缺乏と視なされて屈辱を蒙る、雜多無制限で引證夥しきときは、多辯として意屈すべし、問題を簡單にして大意を申述べるときは、臆病で十分事情を盡せないといはれる、見込みを開陳するに放縱であるときは、田舎者の無作法といはれる、以上は實に游説の困難なる理由であつて、心得ねばならぬことである、  
文法 是れは説の當不當に係はらず、惡意に解せらるる場合、

凡說之務、在知飾所說之所敬、而滅其所醜、彼自知其計、則無以其失窮之、自勇其斷、則無以其敵怒之、自多其力、則無以其難概之、規異事與同計、譽異人與同行者、則以飾之無傷也、有

與同失者、則明飾其無失也、大忠無所拂辭、悟言無所擊排、迺後伸其辯知焉、此所以親近不疑。

第五大段の第一小段なり、

訓義 「誦」敵なり、「概」押し止むること、「規」驚視の貌、「拂辭」反對の語、「悟言」あてこすり等の語を以て、遠廻しに論ずること、

講述 凡そ游説に於て肝要とする所は、第一相手たる人の重んずる點を知つて、其事を結構に言ひなして彼れの虚榮心を満足させると共に、彼れが心に耻づる所の事を知り、彼れの爲に回護の口實を作り、耻づべき點を打消し、不愉快の念を散ぜしむることである、彼れ自ら己れの計略を智慮ありと思つて居るならば、前に失敗したる例などを擧げて困らしてはならぬ、彼れ自ら勇斷であると思つて居るならば、他の勇斷の人などの話をして之を怒らしてはならぬ、彼れが自ら己れの力をえらしと思つて居るならば、力の及ばない點などを擧げて其腰を折つてはな

らぬ、別事にて現在吾が相手の畫策すると同一のもの之を驚嘆し、他人にて相手と同一の行ひある者は之を譽め、双方を飾るべきで、決して非難してはならぬ、抑も大なる忠は、君に對して反對の語を出さないのにある、又先方を諭すための言論に於ては、攻撃をすることなどはない、斯う云ふ心得があつてから、始めて十分に智辯を振ふ、此れは相手が自分を親み近づけて疑心を挟まぬやうにする仕方である、

知盡之難也、得曠日彌久而、周澤既渥、深計而不疑、交爭而不罪、迺明計利害、以致其功、直指是非、以飾其身、以此相持、此說之成也。

第五大段の第二小段なり、

訓義 「曠日彌久」日が過ち、久しきを経ると云ふこと、  
講述 自分の説が容易に盡されぬと云ふことを知る所から、耐忍して長い間を経過し、君主の信用を受



けて恩澤が十分に浸み込む程になり、何如ほど深く計を立て、も疑はれることなく、何如ほど諫争しても罪せられぬやうに出来てから、始めて明かに利害を計つて功を立て、是非を有りの儘に指示して譽を得、此の如くにて君は疑はず罪せず、臣は功を立て譽を得るの域に至る時は、其れこそ遊説の成功である、

伊尹爲庖百里奚爲虜皆所由干其上也故此二子者皆聖人也猶不能無役身而涉世如此其汚也則非能仕之所設也第五

の第三小段なり、目的の爲に手段を擇ばざることを言ふ、

訓義 「庖」料理人なり、「干」冒し求む、「故」衍字なり、「仕」士なり、

講述 昔し殷の湯王の賢宰相であつた伊尹は、初め料理人となり、又秦の穆公の賢宰相であつた百里奚は俘虜となつたが、是れは皆君主に任用を求むる手段として此に出たのである、此の二人は何れも聖

人であるのに、其れすら此のやうに其身を勞苦して世を涉り、身を汚して進まねばならなかつた、して見れば何如なる手段を取るも智能の士の耻づる所ではない、

宋有富人天雨牆壞其子曰不築且有盜其鄰人之父亦云暮而果大亡其財其家甚知其子而疑鄰人之父第六大段の第一小段なり、其智を用ひずして其人を疑ふの例、

訓義 「知」智として視る、

講述 宋に一人の財産家があつたが、或る時降雨のため外圍の土屏崩れて破損に及んだ、其子の云ふやう、若し築き直さなければ盜難あるやも知れずと、其隣家の親父も、無用心であると云つて注意を與へた、然る處案に違はず、其夜賊が忍び入つて、少からざる貨財を奪ひ去つた、所が彼の財産家の家族は、息子を智慧があると云つて譽めたに拘はらず、隣家の親父が屏の壞れたことに氣を附けた點は頗る怪し

いと云つて、之を疑つた、

昔者鄭武公欲伐胡廼以其子妻之因問群臣曰吾欲用兵誰可伐者關其思曰胡可伐廼戮關其思曰胡兄弟之國也子言伐之何也胡君聞之以鄭爲親己而不備鄭人襲胡取之第六大段

の第二小段なり、其智を用ひて其人を殺す例を擧ぐ、

講述 昔し鄭の武公と云ふ君、胡の國を伐たうと想ひ、先づ敵に油斷をさせるため、己れの女子を胡の君に嫁入らせて先方の機嫌を取り、尙彼れに心を許させんとて、或る時多くの臣下に問うて云ふ、我れ一つ征伐を企てようと思ふが、何の國を伐たば宜しからうやと、大夫の關其思答へて云ふ、其れは胡を伐つこそ然るべしと、武は之を聞いて大に怒り、直ちに關其思を戮して云ふ、胡は吾が邦と兄弟の好みある國

である、然るに之を伐てと云ふは奇怪千萬であると、胡の君は此の事を聞き傳へ、鄭は自國に好意あるものと思ひ、鄭に對しては一向用心しなかつたのであるから、鄭の武公は計略其圖に當り、不意に胡を攻めて之を取つた、

此二說者其知皆當矣然而甚者爲戮薄者見疑非知之難也處知則難也第六大段の第三小段なり、前の例より理論に歸入す、

訓義 「厚者薄者」者は則の字として視るべし、

講述 隣人の父と云ひ、關其思と云ひ、此の二人は、其說孰れも當を得て居つて、胡は伐つべくあり、牆は築くべくあつたのである、然るに共に不利益を來たし、重きは誅戮に遇ひ、輕きは疑惑を蒙つた、されば智識を以て事を見定むるのは困難でなく、智識を出す場合を擇ぶのが容易でない、

昔者彌子瑕見愛於衛君衛國之法竊駕君車者罪至刖既而



彌子之母病、人聞、往夜告之、彌子矯駕君車而出、君聞之、而賢之曰、孝哉、爲母之故而犯刑罪、與君遊果園、彌子食桃而甘、不盡而奉君、君曰、愛我哉、忘其口而念我、

第七大段の第一小段なり、不敬を告めずして之を賞する例

訓義

〔刑〕足を斷つ刑、

講述

昔し彌子瑕と云ふもの、衛君の寵愛を蒙つて居つた、元來此の國の法律に依れば、私に君の車に乗るものは、足を斬る所の刑に處することとなつて居る、然るに或る時彌子の母が病氣に罹つた處、之を聞いて夜中彌子に知らせた者があつた、彌子は僞つて君命であると申立て、君の車を引出させ、之に打乗つて母の病氣を見舞つた、衛君は此の事を聞き、反つて彌子瑕を賢人として云はるゝやう、何と云ふ孝心である、母の病氣を氣遣ひ、刑罪に遇ふことも打忘れて、朕が車に乗つて行くほど取急ぎしよと、又或る

時彌子が君の御供をして果園に遊び、桃を食つた處、其味が善かつたので、食ひ餘りし半分を君に奉つた、然るに君の曰はるゝには、扱も我れを愛することよ、己れの口をも忘れて此方に食はしたと、

及彌子色衰而愛弛、得罪於君、君曰、是嘗矯駕吾車、又嘗食我以其餘桃、

第七大段の第二小段なり、嘗て賞せし者を告むる例

訓義

〔色衰〕彌子瑕は男色を以て寵を得たるものなるが故に云ふ、

講述

其後彌子瑕の男色衰へ、寵愛も減じて、君から咎を受くるやうになつた時、君の仰せらるゝには、此の者は以前余の命令を僞つて余の車に乗つたことがあり、又余に自分の食ひ残しの桃を食はした不埒の奴であると、

故彌子之行、未變於初也、前見賢而後獲罪者、愛憎之至變也、

第七大段の第三小段なり、賢とせられ或は罪せらるゝ源因を斷ず

講述 故に彌子瑕の行ひは、最後に於ても最初と違つた所もないのに、其初め衛君が賢であると云つた事柄が後日罪となつた理由は外でもない、愛憎の變化である、

故有愛於主、則知當而加親、見憎於主、則罪當而加疏、故諫說之士、不可不察愛憎之主、而後說之矣、

第七大段の第四小段なり、相手たる人君の氣象を知るの必要を言ふ

訓義

〔加〕ますますし訓ず、

講述 故に人君の寵愛を得て居るときは、其説が能く人主の意に叶ひ、一層親近せられ、人君の憎惡を受くるときは、其説、人主の意に叶はず、一層疏外せらるゝ次第である、されば諫言を爲し若しくは意見を論じようとする人士は、其説を陳ぶるに先きだち、豫め人君愛憎の在る所を見定め置き、其上にて游説を行はねばならぬ、

夫龍之爲蟲也、可擾狎而騎也、

然其喉下有逆鱗徑尺、人有嬰之、則必殺人、人主亦有逆鱗、說之者能無嬰人主之逆鱗、則幾矣、

第八大段

訓義 〔蟲〕支那古代の生物分類に據れば蟲に屬す、〔嬰〕觸るゝなり、

訓義

夫れ龍といふ蟲は、飼養次第で人となじみ、隨分其上に騎つて、牛馬のやうにすることも出来る、然しながら唯一つ恐るべきことは、龍の喉の下に、直徑一尺もある逆向の鱗がある、萬一人あつて此の鱗に觸るゝときは、龍は其人を殺す、是れは龍のみのことと思つてはならぬ、人君にも亦龍の逆鱗と同じやうな急所がある、游説者が注意して、人主の逆鱗に觸れ、其怒りを挑發せぬやうに出來得れば、先づ七八分の成功である、

餘說

韓非は法家として戰國の學術界に一幟を樹て、刑名の術を以て其特色となす、然れども彼れの



法律思想に至つては、淺薄にして稱すべきもの  
少なく、其議論に至つても、單純にして觀るに足  
るものなし、然るに游說の一術は之に異なり、其  
實行の巧拙は姑らく置き、理論として殆んど獨  
得の妙あり、此の篇に於て、彼れが伊尹、百里奚  
を引き、「此れ能士の耻づる所にあらず」と云ふ  
に依れば、是れ今日の謂はゆる目的の爲に手段  
を擇ばざるものにして、其是非は免もあれ、其手  
段としては、經驗を發揮し、腦漿を披瀝せし者と  
謂ふべく、其游說家として摘發せる隱微の情、今  
尙其言ふ所の如くなるを思へば、其觀察力の鋭  
きに驚かすんばあらず、

諫伐匈奴書 主父偃

講題 匈奴は北狄の名なり、秦に胡と曰ふ、謂  
はゆる「ハンス」なり、  
大旨 匈奴を伐つときは後悔すべきが故に、  
之を伐つは不可なることを言ふ、

大段落 凡そ分つて六大段となす、第一大段  
は篇首より「少察焉」までに至る、上書する所以  
を言ふ、第二大段は「司馬法曰」より「聖王重行  
之」までに至る、戦争を謹むべきを言ふ、第三大  
段は「夫務戦勝」より「蓋天下之始叛也」に至る、  
始皇の悔いざりしことを言ふ、第四大段は「乃至  
高皇帝」より「亡干戈之事」に至る、高帝の悔いた  
ることを言ふ、第五大段は「故兵法曰」より「百姓  
所疾苦也」に至る、匈奴を放任すべきことを言  
ふ、第六大段は「且夫兵久」より篇尾に至る、前段  
を收む、

臣聞、明主不惡切諫、以博觀、忠  
臣不避重誅、以直諫、是故事無  
遺策、而功流萬世、今臣不敢隱  
忠、避死、以效愚計、願陛下幸赦  
而少察之、  
訓義 「切諫」手強く諫むる、「重誅」重刑と云ふが

段なり、戦ひは、忘るべからざると共に、  
決して好むべきものに非ざるを言ふ、

如し、「效」致すと訓ず、盡すと云ふ意味、

請述 臣の承り及びますには、明君は臣下の手強  
き諫言をも悪く思し召さず、博く事の利害得失をば  
觀察せられ、又忠臣は何如に重い刑罰に遇ふとも避  
け逃るゝと云ふことなく、眞直の諫言を申上げる、斯  
く君臣一體、下は善く申上げ、上は善く聽納れると云  
ふ鹽梅であるから、天下の事柄に於て、其政策に遺漏  
の失敗のと云ふ事なく、それから功業も立つて、萬世  
の末の世までも遠く傳はると云ふ事であるが、今愚  
臣に於ても、決して忠義の心を包み置いて黙つて居  
たり、又誅戮などを畏れて逃げ隠れると云ふやうな  
事を致さず、甚だ愚な考へとは申しながら一應申上  
候ゆる、何卒其罪をば御赦しの上、少しく志の在る所  
を御察し下されたい、

司馬法曰、國雖大、好戰必亡、天  
下雖平、忘戰必危、天下既平、天  
子大凱、春蒐、秋獮、諸侯春振旅、  
秋治兵、所以示不忘戰也、  
訓義 「司馬法」齊人司馬穰苴の兵法を載せたる  
書、「大凱」凱旋式に奏する所の音楽、「春蒐秋獮」獵な  
り、春秋に隨つて名を異にす、「振旅、治兵」諸侯、三年  
毎に大演習を行ふ、出づるを治兵と曰ひ、歸るを振旅  
と曰ふ、

第二大段  
の第一小

請述 司馬法に言つてあるのには、縦令ひ何如程  
國が大であつても、戦争を好むと云ふと、其結果、屹  
度滅亡する、又何如程天下が平靜であつても、戦争を  
忘れて備へをしなければ、必然危険を免れない、そこ  
で天子が天下の亂を定めて世の中が平かになると、  
大いに勝軍の樂を奏し、それから平生も春の獵、秋の  
獵を行ひ、人馬を訓練する、諸侯に於ては、三年目に  
大演習を行ひ、城門を出づるときは治兵と云つて部  
署を定め、已に入るときは隊伍を整へる、是れは皆戰  
争を忘れないと云ふ事を示す爲である、  
且夫怒者逆德也、兵者凶器也、  
爭者末節也、古之人君一怒必



伏尸流血故聖王重行之の第二小段

段なり、戦ひの戒むべきことを言ふ、

訓義 「末節」取るに足らぬ意氣地、

講述 其上に一體腹を立てると云ふことは自出たからぬ徳である、武器は不吉の道具である、争はずはつまたぬ意地である、古代の君たる者、時と事とに因つて怒ることがあり、怒れば兵を用ふることもあつたが、さうなると、敵味方の死骸は此處彼處に打臥となつて倒れ重なり、鮮血は流れて地上に溢れると云ふ始末、誠に殘酷極まることである、それゆゑ昔しから聖徳のある帝王は、戦争をする事を非常に大事がられた、

夫務戰勝窮武事未有不悔者也

也、第三大段の第一小段なり、武を用ふる者、必ず後悔を免れざることを言ふ、

講述 一體戦争をして他國に打勝つ事のみに入力を入れ、武事を飽くまで推通す者は、必ず惡結果を來たし、後悔せぬ者は曾て例のないことである、

昔秦皇帝任戰勝之威蠶食天

やうに剪取つて、終には戰國時代の邦國を併吞してしまひ、四海の内が一統の世となり、其功業に至つては、彼の聖代と云はれた夏殷周に比肩する有様であつた、然るに始皇は尙満足せず、勝つた上にも勝たんことに力を用ひ、更に匈奴を攻めやうと致された時に、李斯は諫めて云ふよう、夫れは甚だ宜しからぬ儀である、一體匈奴の人は城郭などの住居もなければ、貯藏などの据置きもなく、謂はゆる水草を逐うて彼處此處に移住し、若し敵でも來ると、宛も鳥などのパツト起つやうに散じてしまふ故、仲仲制し悪い種族である、若し輜重の用意も十分にせず、身輕な軍隊を以て深く先方の内地に入つたなら、糧食が續かないで、殆んど其路が絶えてしまふ恐があり、それかと云つて輜重を運送してゆくとしたならば、是れ亦重くして間に合はず、軍事上已に此の如き不便ある上に、縦令ひ勝つて其土地を得た所が、不毛の沙漠で一向利益になるべき者がなく、又其人民を此の方の物にした所で、之を訓練して其土地を守ると云ふことに參らぬ、そこで勝つても土地を棄てる仕儀になるが、さうすると人民を保護せぬわけゆゑ、民の父母たる

下併吞戰國海内爲一功齊三代務勝不休欲攻匈奴李斯諫曰不可夫匈奴無城郭之居委積之守遷徙鳥舉難得而制輕兵深入糧食必絕運糧以行重不及事得其地不足以爲利得其民不可調而守也勝必棄之非民父母靡敝中國甘心匈奴非完計也秦皇帝不聽第三大段の第二小段なり、始皇の悔いざりしことを言ふ、

訓義 「蠶食」蠶が桑の葉を次第に食ひゆくが如くに、土地を侵し取ることを、「三代」夏殷周、「委積」少きを委と曰ひ、多きを積と曰ふ、貯藏を謂ふ、

講述 以前秦の始皇帝は、代代四方を攻めて勝利を得た威光のまにまに、天下中を蠶が桑の葉を食ふ

天子の所行でない、之を要するに、中國を疲弊させて匈奴に鬱憤を霽さうとするのは完全の計でない、然るに始皇帝は此の諫言を聽入れなかつた、

遂使蒙恬將兵而北攻胡卻地千里以河爲境地固澤鹵不生五穀然後發天下丁男以守北河暴兵露師十有餘年死者不可勝數終不能踰河而北是豈人衆之不足兵革之不備哉其勢不可也又使天下飛芻輓粟起於東睡琅邪負海之郡轉輸北河率三十鍾而致一石男子疾耕不足於糧餉女子紡績不足於帷幕百姓靡敝孤寡老弱



不能相養、道死者相望、蓋天下始叛也

訓義 第三大段の第三小段なり、始皇の悔いざりし苦言を言ふ、

〔卻〕匈奴を、其侵して来た地方より逐ひ戻すこと、〔河〕黄河なり、〔鹵〕鹽地、〔暴、露〕さらす、〔不可勝數〕數へ切れぬ、〔飛芻〕馬草を運送するのが、飛ぶやうに速なること、〔輓〕船や車などを引くこと、〔東腫〕東はづれ、〔負海〕沿岸、〔三十鍾〕六十四斛、〔靡敵〕疲敵に同じ、

講述 始皇は李斯の諫を用ひず、遂に蒙恬將軍に命じ、軍隊を率ゐて北方に向ひ、胡即ち匈奴を攻めさせ、千里も向うの方へ撃退し、黄河を以て自他の分界としたが、其土地は澤地であり、鹽地であつて、肝心な五穀を産しない、それから後に天下中の丁年になつた男子を徵發して、北河を守らせ、軍隊をば出し放しにして置くことが十餘年の久しきに及び、其間死せしものは、殆んど數へ切れぬ程であつたに拘はらず、結局黄河から先へ踏出して、更に北進することの出来なかつたのは、何人も人數が不足であつたの、戦具が不十分であつたのと云ふ理由であらうや、決して

さうでない、其勢ひが宜しくなかつた爲である、又此の征伐のため、天下の人民を驅つて馬草を運ばせ、米などを送らせた處、其區域は、東の片田舎なる郿邪などの沿岸地方を起點として北河に達するのである、然るに道路の費用等を積つて見ると、大抵三十鍾の額で僅か一石が満足に届くと云ふ次第、そこで男子は手早く耕作した所で、逆も兵糧を供するに足らず、女子は絲を紡績するも、亦到底戸張や幕の材料となる程はない、斯うして百姓は之が爲に疲敵してしまひ、孤兒や寡婦や老人子供などは生活することが出来ず、道路で倒れ死をする者が此方にも彼方にもあると云ふ有様、思へば天下は此に至つて始めて叛亂になつたわけである、

及至高皇帝定天下、略地於邊、聞匈奴聚代谷之外、而欲擊之、御史成諫曰、不可、夫匈奴獸聚而鳥散、從之如搏景、今以陛下盛德攻匈奴、臣竊危之、高弟不

聽、遂至代谷、果有平城之圍、高帝悔之、廼使劉敬往結和親、然後天下亡干戈之事

訓義 第四大段

講述 〔高皇帝〕高祖のこと、〔搏〕うつなり、〔景〕影に同じ、

講述 御先祖の高祖皇帝が天下を平定せられてから、今度は夷狄と界を接する地方まで手を伸ばして伐り從へ給うたが、適匈奴が代谷の外へ集つて來たと云ふことを聞かれて、之を撃たうとせられた時、御史の成と云ふものが諫めて云ふやう、それは先づ御見合せになる方が然るべし、一體匈奴と云ふ種族は、獸のやうに一時的集合するかと思へば又鳥のやうに突然飛散る所の性質であるから、之に附いて往つて攻め撃たうとしても、丁度人の影を叩くと一般、何の手答もしない、然るを今陛下の立派なる御徳を備へ給ふにも拘はらず、匈奴を攻めらるゝに至つては、臣に於て心中誠に御案じ申上げますと、されど高祖は之を聽き入れ給はず、遂に出征して代谷まで往かれ

たが、案の如く平城と云ふ處にて、逆に匈奴の包圍攻撃に遇ひ、非常に難澁せられたることがある、そこで高祖も後悔あつたものであるから、劉敬を先方に遣はして和睦を取り結ばれた、斯くして後、天下に干戈の事、即ち戦争などの厭ふべきことがなくなつたのである、

故兵法曰、興師十萬、日費千金、秦常積衆數十萬人、雖有覆師、殺將、係虜、單于適足以結怨、深讎、不足以償天下之費、夫匈奴行盜侵毆、所以爲業、天性固然、上自虞夏殷周、固不程督禽獸畜之、不比爲人、夫不上觀虞夏殷周之統、而下循近世之失、此臣之所以大恐、百姓所疾苦也



第五大段なり、

訓義 「兵法」孫子作戰篇を謂ふ、「單于」匈奴の王號、「比」齒するなり、同列にするなり、

講述 右の次第ゆる、兵法に、若し十萬人の兵を興すときは、一日に千金の軍費を要すと云つてある、彼の秦は平生數十萬の兵を蓄へ置いてあるのであるから、随つて其費用も莫大である、匈奴と戰爭して其軍隊を全滅させたり、其將校を打取つたり、又は單于を生捕りにしたとはあるが、是れは反つて仇を結び怨みを深くする丈であつて、天下の費用を償ふには足らない、一體匈奴人種は、諸方があるいて奪掠をしたが、土地を侵し人を劫したりすることを業として居るが、元來天性がさう出来てをるわけである、それ故昔しの虞夏殷周時代より、之を規律に入れ又は督責するやうな事をせず、まるで禽獸の扱ひをして、人並みの待遇を與へなかつた位、然るに今日は昔しの虞夏殷周の聖代に於ける仕來りを観ることなく、近世秦などが失敗した所に従ひ、其覆轍を履むのは、臣の大に恐るゝ所であり、人民の非常に難澁する所である、

且夫兵久則變生、事苦則慮易、使邊境之民靡敝愁苦、將吏相疑、而外市、故尉佗章邯得成、其私而秦政不行、權分二子、此得失之效也、故周書曰、安危在出令、存亡在所、用願陛下熟計之、而加察焉、第六大段なり、

訓義 「外市」敵國と交通して利を取ること、「尉佗章邯」云々尉佗が自立して南越王となり、章邯が楚の項羽に降りしこと、「二子」子は人と云ふが如し、尉佗、章邯を指す、

講述 其上に戰爭が長く繼續すると、必ず事變の起るものであり、又人が何事にか勞苦すると、苦しまざれに料簡が易るものである、そこで匈奴と戰爭することを止めない以上、國界の人民は疲敝に及び、愁苦に及び、將校などは互ひに疑心を生じて、外の敵國

に向ひ利益を計ることになる、是の理由で尉佗は秦の二世の時に自立して南越王となり、章邯は敵に降り、共に自分の利益を計ることが出来た、此のやうな風で秦の政事が一向行はれんで、其權力が此の二人に分れたのである、即ち此の事たる、一方即ち漢は得策であり、一方即ち秦は失策であつた所の明白なる結果に外ならない、それゆる周書に、安危は令の出し方に因つて分れ、存亡は謀の用ひ方に従つて異なる、と云つてある、何卒陛下に於かせられては十分に御考へになり、尙其上にも御察しありたい、

餘説

此の文の特色は、作者自己の説を述ぶる所甚だ少く、秦の始皇と漢の高祖との故事を引き、古人の諫言を借りて主意を示し、に在り、○悔の一字を取つて全篇の根據とし、初めに「未有不悔者」と云ひ、又「高帝悔之」と云ひ、二個處に於て照應を取り、始皇の處にては、其悔いざりし事と、其結果禍ひを醸したる事とを言へるも、態と悔の字を出さざりしは、作者の深く心を用ひた

る處と知るべし、

甲古戰場文

李華

講題 李華、初め含元殿賦を作り、蕭穎士に示す、穎士曰く、景福の上、靈光の下(景福、靈光は俱に賦の名)と、華の文辭は綺麗にして穎士は健康なりしが、時人は華を以て穎士に及ばずとせり、而して華自ら彼れに過ぎたりと謂へり、因つて此の文を作り、思を極め鍊磨して成る、它日之を故書の中に雜へ、穎士と之を讀みしに、穎士其工なることを稱せり、華試みに問うて云ふ、今何人が之に及ぶべきと、穎士曰く、君精思を加へば乃ち能く至らんと、華愕然として服す、  
大旨 仁義を以て四夷を懐柔し、天下の民をして征戰の禍を免れしむべきことを言ふ、  
大段落 凡そ分つて五段落となす、第一大段は篇首より「將近代賦」に至る、古戰場を述ぶ、第二大段は「吾聞夫齊魏徭戍」より「王道迂闊而莫



爲に至る、四夷の禍の由つて起る所を言ふ、第三大段は「嗚呼噫嘻」より「傷心慘目有如是耶」に至る、戦争の慘状を敘す、第四大段は「吾聞之」より「功不補患」に至る、歴代の得失を論ず、第五大段は「蒼蒼丞民」より篇末に至る、人民の不幸を以て全篇を結ぶ、

浩浩乎平沙無垠、復不見人、河水  
水縈帶、群山糾紛、黯兮慘悴、風  
悲日曛、蓬斷草枯、凜若霜晨、鳥  
飛不下、獸挺亡群、  
訓義 「浩浩乎」廣漠の貌、「垠」限界、「復」遙なり、「糾紛」重なり合ふ、「黯」薄暗きこと、「慘悴」凄しく淋しき貌、「曛」暮れかゝる、「凜」ぞつとして身に浸む、「挺」鋌に同じ、疾走するなり、  
講述 廣漠として平かなる沙原は際限もなく打連なり、何處まで見渡しても更に人影なく、河の水は迂回して其間を流れ、多くの山は不規則に重なり合つて並列し、陰陰として薄暗く物淋しく覺ゆるに、風の

吹く聲は憐れに聞こえ、日も已に夕方となり、蓬は斷え草は枯れ、霜の降る朝方のやうに、ゾットして身に浸む心地がする、鳥は高く青空の上を翔つて地に下らず、獸は威勢よく駈け巡つて群をなさず、  
文法 見渡す限り人を見ずして、目に入る所のものは山と川とあるのみ、慘澹たる光景は、終日秋冬の季節の如くなるを寫す、「鳥飛不下」は食を得る所なければなり、「獸挺亡群」は身を藏す所なきなり、

亭長告余曰、此古戰場也、常覆三軍、  
訓義 「三軍」諸侯の兵は三軍より成る、即ち上中下軍なり、毎に大軍の意に用ふ、「亭長」宿場の主人、「鬼哭」幽霊の泣き叫ぶなり、  
講述 宿場の主人は自分に向つて、此の處は古戰場である、大軍の討死した處で、折折幽霊が泣き叫び、天氣が陰ると云ふと聞えると話した、  
文法 亭長の物語を述べて、益々悲惨の意を加ふ、

○「常覆三軍」は是れ一篇の綱にして、下文皆此れより出づ、

傷心哉、秦歟、漢歟、將近代歟、  
訓義 第三小段なり、歴代を總べて之を指す、  
講述 扱も見るにつけ聞くにつけ傷ましい事である、して其三軍の全滅したのは秦の時代であるか、漢の時代であるか、それとも近代の事であらうか、  
文法 「傷心哉」の三字を以て弔意を露はす、

吾聞夫齊魏、徭戍、荊韓、召募、萬里奔走、連年暴露、沙草晨牧、河冰夜渡、地闊天長、不知歸路、寄身鋒刃、膺臆誰訴、  
訓義 第二大段の第一小段なり、秦漢以前、防備の戦ひの已きを言ふ、

訓義 「徭戍」夫役を課せられて守備兵となること、「暴露」山野に晒さるゝなり、「膺臆」心氣の迫ること、

講述 自分の聞く所に由れば、昔し戦國時代に於て齊や魏の國が夫役を課して守備をさせ、荊や韓の國が兵士を募集して外患を防がしめたことがあるが、此の際、從軍の士卒は、萬里の遠き路を奔走し、幾年も打續いて山野に其身を晒し、或は露寒き曉に沙原の草を以て馬に食ませ、或は夜深に氷の張詰めたる河を渡り行き、已に敵地に入つて見れば、地は濶く天は長く、何處が故郷であるか、歸るべき路すらも分りかね、身をば矛や刀の切先きに託し、生きて歸ることとは覺束ない、之を思ひ之を思へば胸が塞がつてしまふが、人に訴へようとしても訴ふべき人もない始末である、

秦漢而還、多事四夷、中州耗歟、  
訓義 「以還」以來なり、「耗歟」疲弊、

講述 秦代、漢代より以來は、四方の夷狄と戦争すること頻繁であつたため、中國は疲弊し、此の如き禍ひは何れの世にもなき例はなかつた、



古稱戎夏不抗王師文教失宣  
武臣用奇奇兵有異於仁義王  
道迂闊而莫爲

訓義 「戎夏」俱に夷名、「宣」布なり、「奇」奇計なり、

講述 昔しは戎であるの夏であるのと云ふ野蠻國は、決して王者の軍に及向はないと言つたものである、然るに文教の宣布が絶えてしまつて、軍人が奇計を出して征伐することとなつた、一體奇兵は王者の仁義とは違ふ所がある、それに王道即ち仁義を迂濶として行ふものがないゆゑ、自然戦亂が多くなるのである、

嗚呼噫嘻吾想夫北風振漠胡  
兵伺便主將驕敵期門受戰野  
豎旌旗川迴組練法重心駭威  
尊命賤利鏃穿骨驚沙入面主

客相搏山川震眩聲析江河勢  
崩雷電

訓義 「噫嘻」嘆聲なり、「胡」夷なり、「期門」軍門、「組練」組は漆にて紐形を書ける甲、練は袍なり、「搏」うつ、「鏃」矢尻、「析」裂くなり、

講述 扱も扱も想像するに、彼の北風が沙漠を吹き動かす時節に、胡兵は漢軍が防備を怠る便宜を伺つて攻寄するに、漢の主將は敵を軽んじたため不意打に遇ひ、軍門に敵を引受けて戦はねばならぬこととつたが、漢の陣營はと見れば、野原には旌旗を立て列ね、川の岸には甲冑を著たる兵卒を配置しあり、軍律の重いため兵士は心常に安からず、將校の威令が尊いたため兵士の生命は甚だ軽い、敵の射出す矢の根は骨に透り、吹き散る沙は面を打つ、主客入り亂れて組合ひ斬合ひ、金鼓の聲喧しく響いて、山川も震動するばかり、其聲は江河をも裂くべく、其勢ひは雷電の崩るゝやうなり、

至若窮陰凝閉凜冽海隅積雪

沒脛堅冰在鬚鷲鳥休巢征馬  
踟躕繒纒無溫墮指裂膚當此  
苦寒天假強胡憑陵殺氣以相  
剪屠徑截輜重橫攻士卒都尉  
親降將軍復沒屍填巨港之岸  
血滿長城之窟無貴無賤同爲  
枯骨可勝言哉

訓義 「窮陰」極冬なり、「凜冽」寒氣の烈しきなり、

「踟躕」進まざる貌、「繒纒」帛の粗なるものと、絮の細かなるもの、「憑陵」勢ひ鋭きなり、  
講述 冬も押詰つて陰氣が凝り、海隅の地方は寒さが凜冽と厳しき時分などは、降り積る雪が脛までも埋め、堅き氷が鬚まで張ると云ふ有様で、鷲鳥すら寒氣を畏れて巢の中に籠り、軍馬も寒氣の爲に進みかね、絹や綿を纏つて居つても温かなくなり、指は落ち膚は裂けんばかり、此の如く寒氣に苦む時に當り、天

は素張しき殺氣を強胡に與へて勢ひを附け、殺伐的行動に出でしむるのであるから、強胡は或は一直線に我が輜重を断ち切り、或は側面より我が士卒を攻撃し、之がため副官等は敵に降り、將軍は戦死するに至り、尸は大きな入江の岸を塞げ、血は長城の窟に満ち、貴い人も賤しい人も一様に枯骨となつてしまふ、其慘状は言ふにも言へぬほど無残である、

鼓衰兮力盡矢竭兮絃絕白刃  
交兮寶刀折兩軍蹙兮生死決  
降矣哉終身夷狄戰矣哉暴骨  
沙磔無聲兮山寂寂夜正長兮  
風淅淅魂魄結兮天沈沈鬼神  
聚兮雲羃羃日光寒兮草短月  
色苦兮霜白傷心慘目有如是  
耶

訓義 「淅淅」風聲なり、「沈沈」深遠の貌、「羃羃」覆



ふ貌、「苦」さゆる、

講述 陣大鼓の聲も次第に弱つていつて、士卒の力も盡き果て、矢種も已に射盡した上に弓弦も切れ、てしまひ、互ひに入亂れて切り結び、寶刀も折れて役に立たず、兩軍が彌、肉薄する段となつて生死が分れる、降參をしようか、一生夷狄の中で過さなければならぬ、それなら戦はうか、沙漠の上に骨を晒さなければならぬ、鳥一つ鳴かないで、山は寂寂と静まりかへり、夜は丁度長い時であるが、風はざわざわと吹通し、戦死者の魂魄が結ばれて、天も沈沈として朗ならず、鬼神が聚まつて、自ら雲氣が立掩うて居る、晝は日光も寒く、沙漠の草は勢ひもなくて長け短く、夜は月の色がさえわたつて、霜が白く降り布く、此のやうに心も憐れに目も痛ましい事は亦と之れあらうや、

文法 是れは一篇の精彩の在る所なり、

吾聞之、牧用趙卒、大破林胡、開地千里、遁逃匈奴、

訓義 「牧」趙の北邊の良將なり、常に雁門に居り、匈奴に備ふ、「林胡」匈奴の一種、

講述 吾が開きしには、李牧は趙の兵卒を以て大いに林胡を破り、趙の版圖を千里も廣げ、匈奴を逃げて去らした、

漢傾天下、財殫力痛、任人而已、其在多乎、

訓義 「殫」盡くるなり、「痛」疲なり、

講述 漢は匈奴を伐つ爲に殆んど天下の兵力財力を傾けたれども、貨財は盡きてしまひ、民力は疲れてしまつた、勝敗得失は、適當な人に任ずると否とに在るのみである、何で軍隊の多數によらうや、

文法 「任人」は、趙の李牧に任じたるに照す、

周逐獫狁、北至太原、既城朔方、全師而還、飲至策勳、和樂且閑、穆穆棣棣、君臣之間、

訓義 「獫狁」匈奴の周代に於ける名なり、「朔方」北方なり、「飲至」凱旋の宴會、「策勳」勳功を竹の策に

書き留むるなり、「閑」たのしむ、「穆穆」語言容止の美なる貌、「棣棣」威儀の整へる貌、

講述 周は獫狁を逐ひ撃つて、北の太原までゆき、それから城を朔方に築いて防備を爲し置き、軍隊に疵つけずして凱旋の酒宴を開き、論功行賞の手續をなし、寛き樂み且つ愉快であつて、穆穆棣棣と、威儀動作の立派なことを君臣の間に見受けられた、

文法 「戎夏不抗王師」に應ず、

秦起長城、竟海爲關、荼毒生靈、萬里朱殷、漢擊匈奴、雖得陰山、枕骸遍野、功不補患、

訓義 「荼毒」荼は毒草なり、「朱殷」朱に染まり、赤くなる、

講述 秦は長城を築き、海を終點として此に關門を設け、之が爲に人民に非常な害を及ぼし、萬里の間、血の色で赤くなつた、又漢は匈奴を撃ち、陰山を得たけれども、之が爲に屍骸は重なり合つて原野に

遍く、其功は害を補ふに足らなかつた、

蒼蒼烝民、誰無父母、提攜捧負、畏其不壽、誰無兄弟、如足如手、誰無夫嬖、如賓如友、生也何恩、殺之何咎、其存其沒、家莫聞知、人或言、將信將疑、惛惛心目、寤寐見之、布奠傾觴、哭望天涯、天地爲愁、草木淒悲、弔祭不至、精魂何依、必有凶年、人其流離、嗚呼噫嘻、時耶命耶、從古如斯、

第五大段の第一小段なり、死者と生者との不幸を申す、

訓義 「將」或の字として視る、「惛惛」憂思の貌、「寤寐」さむる、「いぬる」、寤は附帶字、「奠」供物、「有凶年」老子に曰く、大軍の後、必ず凶年ありと、